

令和 2 年第 3 回定例会

予算特別委員会会議概要

委員長 藤原 浩平

副委員長 中村 美津緒

目 次

1 開催日時	1
2 開催場所	1
3 審査案件	1
○出席委員	1
○欠席委員	1
○説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局出席職員の職氏名	2

1 日目 令和2年9月15日（火）

開会	3
開議・審査方法	3
○中村美津緒委員（あおもり令和の会）	4
1 新青森太陽光発電について	4
答弁 加藤文男農林水産部長	4
再質疑	5
答弁 農林水産部長	5
要望・再質疑	5
答弁 長井道隆環境部長	6
要望・再質疑	6
答弁 環境部長	7
要望・再質疑	7
答弁 環境部長	8
再質疑	8
答弁 環境部長	8
再質疑	9
答弁 環境部長	10
要望・再質疑	11
答弁 環境部長	12
再質疑	13
答弁 環境部長	13
要望・再質疑	13
答弁 環境部長	14
再質疑	14
答弁 環境部長	15
再質疑	15
答弁 環境部長	15

要望	15
休憩	16
再開	16
○山本治男委員（自由民主党）	16
1 青森駅東西通路について	17
答弁 平岡弘志都市整備部長	18
要望	18
2 学校給食費について	19
答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	19
要望	19
○赤平勇人委員（日本共産党）	20
1 災害対策について	20
答弁 能代谷潤治総務部長	20
再質疑	21
答弁 総務部長	21
要望・再質疑	21
答弁 高村功輝都市整備部理事	22
要望	22
2 コロナ禍における経済対策について	22
答弁 木村文人経済部長	22
再質疑	23
答弁 経済部長	23
再質疑	23
答弁 経済部長	23
再質疑	23
答弁 経済部長	23
意見・再質疑	24
答弁 経済部長	24
再質疑	24
答弁 経済部長	24
再質疑	25
答弁 経済部長	25
意見・再質疑	25
答弁 経済部長	25
要望	26
3 メガソーラーについて	26
答弁 長井道隆環境部長	26

再質疑	27
答弁 環境部長	27
再質疑	27
答弁 加藤文男農林水産部長	28
意見・再質疑	28
答弁 環境部長	28
再質疑	28
答弁 環境部長	29
再質疑	29
答弁 環境部長	30
意見・再質疑	30
答弁 農林水産部長	30
再質疑	30
答弁 農林水産部長	31
意見・再質疑	31
答弁 農林水産部長	31
要望	32
休憩	32
再開	32
○木下靖委員（市民クラブ）	32
1 農林水産物活用緊急支援事業について	32
答弁 加藤文男農林水産部長	33
再質疑	33
答弁 農林水産部長	34
再質疑	34
答弁 農林水産部長	34
再質疑	35
答弁 農林水産部長	35
要望	35
2 地場産業振興資金融資事業について	35
答弁 木村文人経済部長	35
再質疑	36
答弁 経済部長	36
3 学校再開支援事業について	36
答弁 成田一二三教育長	36
再質疑	37
答弁 教育長	37

再質疑	38
答弁 教育長	38
再質疑	38
答弁 教育長	38
4 GIGAスクール推進事業について	38
答弁 成田一二三教育長	39
再質疑	39
答弁 教育長	39
再質疑	40
答弁 教育長	40
要望	40
○軽米智雅子委員（公明党）	41
1 テレワークについて	41
答弁 能代谷潤治総務部長	41
再質疑	41
答弁 総務部長	42
再質疑	42
答弁 総務部長	42
再質疑	43
答弁 総務部長	43
再質疑	43
答弁 総務部長	43
再質疑	43
答弁 総務部長	44
意見・再質疑	44
答弁 総務部長	44
要望	44
2 河川浚渫について	45
答弁 高村功輝都市整備部理事	45
再質疑	45
答弁 都市整備部理事	45
再質疑	46
答弁 都市整備部理事	46
要望	46
休憩	47
再開	47
○大矢保委員（自由民主党）	47

1	少子化について	47
	答弁 坪真紀子市民部長	48
	要望	48
2	農地付空き家について	48
	答弁 永澤治農業委員会事務局長	48
	再質疑	49
	答弁 農業委員会事務局長	49
3	随意契約について	49
	答弁 能代谷潤治総務部長	49
4	総合評価落札方式の対象工事の見直しについて	50
	答弁 能代谷潤治総務部長	50
	再質疑	51
	答弁 総務部長	51
	意見・再質疑	51
	答弁 総務部長	52
	要望	52
○	万徳なお子委員（日本共産党）	53
1	公園内樹木の管理について	53
	答弁 高村功輝都市整備部理事	53
	再質疑	54
	答弁 吉本雅治総務部理事	54
	再質疑	54
	答弁 総務部理事	54
	再質疑	55
	答弁 総務部理事	55
	再質疑	55
	答弁 都市整備部理事	55
	再質疑	56
	答弁 都市整備部理事	56
	再質疑	56
	答弁 都市整備部理事	56
	再質疑	56
	答弁 都市整備部理事	57
	要望	57
2	認知症対策について	57
	答弁 舘山新福祉部長	58
	再質疑	58

答弁 福祉部長	58
再質疑	59
答弁 福祉部長	59
要望	59
委員長の発言	59
答弁 福祉部長	59
3 動物愛護について	59
答弁 浦田浩美保健部長	59
再質疑	60
答弁 保健部長	60
要望	61
4 雇用対策について	61
答弁 木村文人経済部長	61
要望	61
5 クルーズ客船について	62
答弁 百田満経済部理事	62
再質疑	63
答弁 経済部理事	63
要望	63
休憩	63
再開	63
○工藤健委員（市民クラブ）	63
1 新型コロナウイルス感染症対策について	63
答弁 浦田浩美保健部長	64
再質疑	64
答弁 保健部長	64
再質疑	65
答弁 保健部長	65
再質疑	65
答弁 保健部長	65
要望・再質疑	66
答弁 保健部長	66
要望	67
2 市営バスのキャッシュレス化について	67
答弁 赤坂寛交通部長	67
再質疑	68
答弁 交通部長	68

再質疑	68
答弁 交通部長	69
再質疑	69
答弁 交通部長	70
要望	70
浦田浩美保健部長からの発言の申出	70
○山本武朝委員（公明党）	70
1 次のインフルエンザ流行の備えについて	70
答弁 浦田浩美保健部長	71
再質疑	71
答弁 保健部長	72
再質疑	72
答弁 保健部長	73
意見・再質疑	74
答弁 保健部長	74
要望	75
2 バス事業におけるキャッシュレス化について	75
答弁 赤坂寛交通部長	76
要望	76
散会	77
2日目 令和2年9月16日(水)	
開議	78
○奈良岡隆委員（あおもり令和の会）	78
1 フレイル健診について	78
答弁 梅田喜次税務部長	78
再質疑	79
答弁 税務部長	79
要望	79
2 高齢者のごみ出し事業について	79
答弁 長井道隆環境部長	80
要望	80
3 エンディングノートについて	80
答弁 舘山新福祉部長	80
要望・再質疑	81
答弁 福祉部長	81
要望	81
4 県外大学生への支援事業について	82

答弁	加藤文男農林水産部長	82
再質疑		83
答弁	農林水産部長	83
再質疑		83
答弁	農林水産部長	83
再質疑		83
答弁	農林水産部長	83
再質疑		83
答弁	農林水産部長	84
再質疑		84
答弁	農林水産部長	84
再質疑		84
答弁	農林水産部長	85
再質疑		85
答弁	農林水産部長	85
再質疑		85
答弁	農林水産部長	85
再質疑		85
答弁	農林水産部長	85
再質疑		85
答弁	農林水産部長	85
再質疑		86
答弁	農林水産部長	86
再質疑		86
答弁	農林水産部長	86
再質疑		87
答弁	農林水産部長	87
再質疑		87
答弁	農林水産部長	87
要望		88
5	産前産後ケア事業について	88
答弁	浦田浩美保健部長	88
再質疑		88
答弁	保健部長	89
再質疑		89
答弁	保健部長	89
意見		90
○	天内慎也委員（日本共産党）	90
1	農業について	90

答弁 加藤文男農林水産部長	91
要望・再質疑	91
答弁 農林水産部長	91
要望	92
2 公共施設の維持管理について	92
答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	92
再質疑	92
答弁 教育委員会事務局教育部長	93
要望・再質疑	93
答弁 教育委員会事務局教育部長	93
意見・要望	94
3 空き家対策について	94
答弁 平岡弘志都市整備部長	94
委員長の発言	95
休憩	95
再開	95
○秋村光男委員（市民クラブ）	95
1 篠田地区の流・融雪溝整備事業について	95
答弁 高村功輝都市整備部理事	95
再質疑	96
答弁 都市整備部理事	96
再質疑	96
答弁 都市整備部理事	97
再質疑	97
答弁 都市整備部理事	97
再質疑	98
答弁 都市整備部理事	98
再質疑	98
答弁 都市整備部理事	98
再質疑	99
答弁 都市整備部理事	99
要望	99
2 青森市プレミアム付商品券事業について	99
答弁 木村文人経済部長	99
意見・再質疑	100
答弁 経済部長	100
再質疑	100

答弁 経済部長	101
要望	101
○奥谷進委員（あおもり令和の会）	101
1 幸たっぷりあおもりBOXお届け事業について	101
2 新規就農者に対する支援策について	101
答弁 加藤文男農林水産部長	102
要望	103
3 小学校英語教育について	103
答弁 成田一二三教育長	104
再質疑	104
答弁 教育長	104
要望	105
休憩	105
再開	105
○丸野達夫委員（自由民主党）	105
1 障害福祉関連感染症対策事業について	106
答弁 舘山新福祉部長	106
2 難病患者相談事業について	107
答弁 浦田浩美保健部長	107
3 予算の執行について	107
答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	107
再質疑	108
答弁 織田知裕企画部長	109
要望	109
4 小中一貫教育について	109
答弁 成田一二三教育長	109
要望	110
5 卸売市場事業特別会計について	110
答弁 加藤文男農林水産部長	110
6 病院事業会計について	111
答弁 岸田耕司市民病院事務局長	111
7 大平財産区特別会計について	111
答弁 能代谷潤治総務部長	111
8 予算特別委員会について	112
答弁 齋藤賢剛議会事務局次長	113
要望	113
○竹山美虎委員（市民クラブ）	113

1 水路浚渫事業について	113
答弁 高村功輝都市整備部理事	113
再質疑	113
答弁 都市整備部理事	114
再質疑	114
答弁 都市整備部理事	114
再質疑	114
答弁 都市整備部理事	114
要望	114
2 テレワークシステム整備事業について	115
答弁 能代谷潤治総務部長	115
再質疑	115
答弁 総務部長	115
要望	116
3 バスのキャッシュレスについて	116
答弁 赤坂寛交通部長	116
再質疑	117
答弁 平岡弘志都市整備部長	117
要望	117
○館山善也委員（あおもり令和の会）	117
1 国勢調査について	117
答弁 織田知裕企画部長	118
意見・要望	119
2 市営バスドライブレコーダーについて	120
答弁 赤坂寛交通部長	120
要望	121
3 市役所駐車場整備について	121
答弁 能代谷潤治総務部長	121
再質疑	122
答弁 総務部長	122
要望	122
休憩	122
再開	122
○小豆畑緑委員（自由民主党）	122
1 新型コロナウイルス感染症対策について	122
答弁 浦田浩美保健部長	123
要望・再質疑	124

答弁 保健部長	124
再質疑	124
答弁 保健部長	125
要望・再質疑	126
答弁 保健部長	126
再質疑	127
答弁 保健部長	128
要望	129
採決	129
閉会	130

1 開催日時 令和2年9月15日（火曜日）
令和2年9月16日（水曜日）

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 審査案件

議案第124号 令和2年度青森市一般会計補正予算（第6号）
議案第125号 令和2年度青森市競輪事業特別会計補正予算（第1号）
議案第126号 令和2年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第127号 令和2年度青森市宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）
議案第128号 令和2年度青森市卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
議案第129号 令和2年度青森市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第130号 令和2年度青森市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）
議案第131号 令和2年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第132号 令和2年度青森市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
議案第133号 令和2年度青森市病院事業会計補正予算（第2号）
議案第134号 令和2年度青森市自動車運送事業会計補正予算（第1号）
議案第135号 令和2年度青森市大平財産区特別会計補正予算（第1号）

○出席委員

委員長	藤原浩平	委員	天内慎也
副委員長	中村美津緒	委員	木下靖
委員	赤平勇人	委員	工藤健
委員	軽米智雅子	委員	小豆畑緑
委員	万徳なお子	委員	丸野達夫
委員	竹山美虎	委員	舘山善也
委員	秋村光男	委員	花田明仁
委員	山本治男	委員	大矢保
委員	山本武朝	委員	奈良岡隆
委員	神山昌則	委員	奥谷進

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

副市長	前多正博	福祉部長	舘山新
浪岡区長	棟方牧人	保健部長	浦田浩美
教育長	成田一二三	経済部長	木村文人
企業局長	中川覚	経済部理事	百田満
代表監査委員	杉田浩	農林水産部長	加藤文男
総務部長	能代谷潤治	都市整備部長	平岡弘志
総務部理事	吉本雅治	都市整備部理事	高村功輝
企画部長	織田知裕	市民病院事務局長	岸田耕司
税務部長	梅田喜次	教育委員会事務局教育部長	工藤裕司
市民部長	坪真紀子	農業委員会事務局長	永澤治
環境部長	長井道隆	交通部長	赤坂寛

○事務局出席職員の職氏名

議会事務局次長	齋藤賢剛	議事調査課主査	小山隆
議事調査課長	菊池朋康	議事調査課主査	山内克昌
議事調査課主査	岩間憲仁	議事調査課主事	高木涉
議事調査課主査	猪口茂樹	議事調査課主事	北山賢臣

1日目 令和2年9月15日（火曜日）午前10時開会

○**藤原浩平委員長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

審査に先立ち、私から申し上げます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年第3回青森市議会定例会の運営スキームにおいて、委員会室内は通常時よりも委員同士の間隔を広げたレイアウトとすること、出席する理事者は質疑者ごとに入替え制とすること、第4委員会室側の一番奥のドアを常時開放すること、おおむね1時間ごとに10分程度の休憩を挟むこととなっておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

それでは初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案第124号「令和2年度青森市一般会計補正予算」から議案第135号「令和2年度青森市大平財産区特別会計補正予算」までの計12件の審査方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、審査順序表のとおり、議案第124号「令和2年度青森市一般会計補正予算」から議案第135号「令和2年度青森市大平財産区特別会計補正予算」までの計12件を一括議題として審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**藤原浩平委員長** 御異議なしと認めます。

よって、審査の方法は、審査順序表のとおり一括議題として審査することに決しました。

次に、委員並びに理事者の皆さんに申し上げます。各委員の発言時間は、予算特別委員会質疑者一覧表のとおり、会派持ち時間制となっており、質疑者数は会派に委ねられ、各委員の質疑の時間は会派持ち時間内で融通できることになっております。なお、9月9日に開催された本委員会の組織会の終了後に質疑者は17人と確認されております。

また、委員の皆さんには十分審査を尽くしていただく観点から、質疑の際、議案別冊のページ数及び予算の款項並びに質疑の内容を簡単明瞭に述べていただくとともに、令和2年第3回青森市議会定例会の運営スキームにもあるとおり、議案に直接関係のある内容に絞って質疑されるようお願いいたします。

そして、理事者の皆さんには質疑の内容をよく把握し、簡潔にして明快な答弁をお願いいたします。どうぞ委員並びに理事者の皆さんの特段の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議案第124号「令和2年度青森市一般会計補正予算」から議案第135号「令和2年度青森市大平財産区特別会計補正予算」までの計12件を一括議題として審査いたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）あおもり令和の会、中村美津緒でございます。6款農林水産業費1項農業費に関連して質疑をさせていただきます。

一般質問、壇上からも申し上げましたが、再生可能エネルギーは、世界にとって必要不可欠なエネルギーであることが——本事業についても、現段階では、私は推進の立場でありますので、本日も推進の立場で質疑させていただきますが、御回答のほう、よろしくお願い申し上げます。

今定例会一般質問において、青森市新城山田地域に建設着工中であり、単体では東北最大規模、甲子園球場約27個分の大きさの新青森太陽光発電所建設工事——以下、新青発電所と呼びます——が、新青発電所の本事業者、青森新城山田発電所合同会社——以下、事業者と呼びます——が、事業者の担当者から私がいいただいた名刺の連絡先及び資源エネルギー庁のホームページに記載されている電話番号は現在使用されておらず、本事業者の所在地及び連絡先が不明確でありました。

他都市でも同じ事業者による、連絡が取れない、所在地が不明瞭で事業者がさっぱり分からない、信用できないなど、地域住民から不満の声が後を絶たず、現在、他都市では住民の建設工事反対運動まで起きている現状であります。奈良県平群町では、住民の約10%が反対に賛同する署名が集まり、町へ提出するまでに至っているとも伺っております。

本市においては、現在、現場に掲げている事業者の電話番号、連絡先に電話しても、東京都港区虎ノ門のマンションの一室に、会計事務所を名乗る事業所に行き着きます。本事業者が不在の所在地では、地域住民から不安の声が出始めており、事業者に対して、信用を著しく失墜し、不信感を抱き始めているのが現状であります。

他都市では、地域住民の反対運動が起こっている大きな原因の一つに、事業者との連絡が取れない不安から来ているものがあります。よって、本市は、他都市の事例を鑑み、現在、所在地不明の事業者には、しっかりとした所在地と連絡先を明確にし、地域住民のみならず、市民の信用・信頼を得るためにも、事業者の所在地と連絡先を明確にするように、市の現在取った対応と対策をお示しくください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）中村美津緒委員からの太陽光発電についての現地の看板の部分での記載のことについての御質疑にお答えいたします。

新青森太陽光発電所建設事業の事業地内にある看板であります。林地開発許可に係るもので、青森県林地開発許可制度実施要綱第5条に基づく標識であります。開発行為の期間中、開発区域の見やすい場所に掲示しなければならないこととされており、連絡先の電話番号の取扱いにつきまして、林地開発許可権者であり

ます県に申入れさせていただいたところであります。その後、県のほうから修正するとの意向を確認しております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 修正するように県に申し入れたということではありますが、修正した電話番号を市は確認しましたでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 再度の御質疑にお答えいたします。

変わった電話番号ということではありますが、すみません、私は電話番号そのものを今ここには持ち合わせておりませんが、担当からは、変更後の電話番号については確認していると報告を受けております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 早速、私も現場のほうに行きまして、その標識を確認いたしました。電話番号が変わっていることに気づきました。その電話番号に改めて電話をさせていただきましたが、何ら変わりありませんでした。電話番号の所在地を尋ねたところ、全く同様、東京都港区虎ノ門のマンションの一室でありました。電話番号が変わっただけで、現在の所在地、一般質問でも御質問いたしましたマンションの一室に数百もの会社が登録されている会社にただつながっただけであり、その電話番号に電話をして、その会社名を名乗るだけでありまして、また、同様、変わらず、担当者におつなぎいたしますので連絡先を教えてくださいということでありましたので、そういったことが1月27日の知事意見書にも、提出された青森から環境アセスメントの最終評価として、事業者にも最終通告——意見書の冒頭にこのように記載されておりました。

貴社の対応は不誠実かつ不適切なものであると言わざるを得ない。これまでの知事意見書を踏まえて適切に対応するよう意見を述べたところであるが、本評価書における貴社の対応は不十分であるため、誠意を持って適切に対応すること。このように厳しい意見が事業者に出されたわけではありますが、青森県の条例では、住民説明会を開催する規定はありませんが、本事業に係る事業計画及び事業実施に伴う環境に関する周辺住民への説明が不十分であると考えられることから、今後、丁寧な説明を行うことで、地域住民との合意形成を図ることと非常に厳しい指摘を受けております。

なので、看板の電話番号が変わりましたが、マンションの一室につながるということで、何ら変わっていません。なので、こういうことが少しずつ少しずつ地域住民への不安に変わっていくわけでありまして。なので、もう一度強く要望いたしますが、今後は、徐々に現場が進んでまいります。現在は、まだ全体の数%までしか進んでおりません。事業者の所在地を早急に明確にすること、これは当然のことだと

私は思います。事業者から地域住民へ、事業計画及び事業実施に伴う環境影響に関する周辺住民への説明をもっと丁寧に速やかに行わなければ、今後、他都市同様に地域住民が反対運動を起こすに至るかもしれない。これは警告せざるを得ません。よって、本市が事業者へ再度説明会を開催する指導をすべきと、ここは強く要望していきたいと思います。

次であります。今定例会、私の一般質問を御覧になっていただいた市民の方、聞いていただいた方々の御意見並びに私がお叱りを受けたことを踏まえて、数点お尋ねをしてみたいと思います。

1点目、一般質問で市側の答弁で、事業者は、7月の工事着手において、隣接している6町会において、事業の計画や工事の開始時期や問題が発生したときの連絡先を回覧により全住民に周知を行ったとお答えになりました。

それではお尋ねいたします。本市はこの全住民に周知されているものとお聞きいたしました。これはどなたからお聞きしたのか。事業区内に隣接している6町会の全住民に周知していると、どなたから聞いたのか、お答えください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。環境部長。

○長井道隆環境部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり。再度の御質疑にお答えいたします。

説明会の通知、工事の通知について、回覧を行った話を誰から聞いたのかというふうなところではありますが、推進協議会の宮越会長のほうから、去る6月17日に開催した西部第5区連合町会の総会の中で各町会長にお知らせしたところでありまして、工事そのものにつきましては、周辺6町会では回覧で全住民に周知を行うようにしたと。その他の14町会につきましては、町会長宛てにその文書を発送したと伺っております。

○藤原浩平委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 推進協議会の会長から聞いたというお話でありました。

私も事業区域内に隣接している6町会の住民であることは一般質問でも答えさせていただきました。事業者からの回覧による工事着工のお知らせというものは、私も確認できませんでした。こういったA3判のものを回覧板で回したというふうな市側の答弁でありましたが、隣接している住民から私に対してお叱りをいただいたのが、私も全然そういった話は見えていないぞ、聞いていないぞと。ちゃんとしっかりとそこを聞いてくれないかというふうに私は言われましたので、自分もしっかりと自分の目で確かめるために、9月12日土曜日、9月13日日曜日、事業区域内に隣接している6町会、1町会20所帯ずつであります。全部で120所帯に聞き取り調査を行いました。

まずは、新城山田、旗の台団地のほう。現在着工中の現場は太陽光発電所建設工事、つまり、旗の台団地に隣接している現在着工中の現場は太陽光発電所建設工事だと御存じでしたかという問いに対しまして、120所帯中27所帯、22.5%でありまし

た。何の工事か知らなかった、知らないと答えた方が93所帯、77.5%。事業区域内に隣接している6町会の全住民に周知していると話を伺ったとのことではありますが、アンケートの2点目、7月から現在に至るまで、「青森新城山田太陽光発電所 先行工事についてのお知らせ」、A3のカラーの用紙であります。これを御覧になったことはありますかというお尋ねをいたしましたところ、見た記憶があるが、お知らせの用紙は手元にないので、どんなものか分からないが120所帯中8世帯、約6%であります。全く見た記憶がない、これが120所帯中112世帯で約94%であります。約94%の工事区域に隣接している地域住民が、この工事着手の回覧を見ておりません。要は、私や私にお叱りの電話をいただいた方だけではありません。事業区域内に隣接している地域住民の約94%が事業者からの工事着手のお知らせを見ていない、知らない状況なんですね。これでは、本市が答弁いたしました事業区域内に隣接している全住民に周知している、これは私は言えないと思うんですよ。ですから、これは改めて全住民に周知すべきだと思いますし、これは強く要望いたします。周知すべきですし、環境部長にお尋ねいたします。

本市として、この約94%が見ていないというこの実態、この状況で、隣接している6町会全住民に周知いたしましたよと言えますか、お答えください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。環境部長。

○長井道隆環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。

まず、周辺6町会ではありますが、町会名をちょっと申し述べさせていただきます。新城青葉台町会、平和台町会、新城上町町会、白旗野町会、戸門町会、希望ヶ丘町会の6町会に回覧したところではありますが、今お話しのとおり、回覧はあまり見ていないということでありましたら、推進協議会のほうに再度回覧をすべきでないかという話は市として申し入れたいと思います。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 今、回覧でもう一度促すという御答弁でありましたが、これは、回覧で済ませるべきものではないと思うんですね。回覧板を見た見ないというふうになってしまうので、これは、やはり事業者、そして連合町会、推進協議会の責務であります。これは、責任があります。これは、しっかりとこの隣接している町会、紙媒体で私は配布すべきだと思います。回覧板で回したとて、何かあったときの連絡先が記載されていますよといっても、回覧板で回して、どこにそのようなところを書いて、何かあったときに電話するんでしょうか。やはりこれはしっかりともう一度、紙媒体で隣接している6町会に私は配布すべきと強く要望させていただきます。

次、発電所建設工事に当たり、安全・安心な建設などを目的に、昨年12月10日に発足された新青森太陽光発電所推進協議会――以下、推進協議会と呼びます。これからは推進協議会についてお尋ねをいたしますが、設立から8月26日までに計50回、

事業者と協議の場を設けているとの御答弁でありました。

それではお尋ねいたしますが、設立から8月26日までに計50回、事業者とどのような場所でどのような協議がなされたのかを教えてください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。環境部長。

○長井道隆環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。

まず、新青森太陽光発電所推進協議会であります。同協議会の規約によると、連合町会から5名、事業者から2名の計7名で構成されていると伺っております。中村委員の一般質問でもお答えしましたとおり、推進協議会は、設立から8月26日まで計50回開催され、事業の計画や、以前、住民説明会において地域住民から質問がありました濁水、粉じん、騒音に関する対策などについて説明を受けたということ聞いております。また、町会や住民からの要望を伝えながら協議を重ねていると推進協議会の会長より伺っております。

開催場所につきましては、申し訳ございません、確認しておりませんでした。その協議の本当の詳細についても、承知はしておりません。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 私は、一般質問で、ここはしっかりと聞いてくださるようお願いいたしました。

聞き取りの際、担当職員が市民センター及びホテルでその協議を行ったというふうに私はお聞きいたしました。その詳細について承知しておりませんという答えが返ってくるということ自体が、私は、それこそがまた答弁に対しての誠実性が欠けるものであり、この地域住民にまた不安をおおるようなことだと思っております。

それでは、私が地域住民からいただいた声をお伝えいたします。推進協議会、事業者との協議の場を設けているとの答弁でありましたが、推進協議会の参加者についてお尋ねいたします。

この参加者——先ほど、構成員をお聞きいたしました。この構成員のメンバーでもあります合同会社の担当者及びマネジメント会社の担当者も同席されての協議だったのか、これをお答えください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。環境部長。

○長井道隆環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。

参加者というところでの御質疑でありますけれども、まずは、連合町会のほうの5名であります。事業区域周辺の新城青葉台町会、平和台町会、新城上町町会、白旗野町会の4町会の町会長及び周辺以外の新城中町町会の町会長と聞いております。事業者のほうといたしましては、青森新城山田発電所合同会社及び株式会社インフラックスとのことあります。実際の協議会の参加の人数の詳細については、承知しておりませんでした。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 聞き取りの段階では、本当に5人から7人というふうなお話をいただいたんですが、内容も知らせられない、協議に出た人数も知らせられないということですか。

質疑してまいります。本市は、連合町会に事業者も構成員としています推進協議会を設立し、建設に当たり問題が生じないように定期的に行われている、これも含めて住民の合意形成が図られていると考える、また、市といたしましては、周辺町会全ての合意に基づく組織であると認識していると何度か御答弁いただきました。

この件に関しても、事業区内に隣接している地域住民6町会120所帯にお尋ねをいたしました。アンケートの3点目であります。本事業の建設に当たり、問題が生じないように私たちの町会長で構成された新青森太陽光発電所推進協議会が立ち上がったことを皆さん御存じですかとお尋ねいたしましたところ、新聞で見た、聞いたことがあるなど答えてくださった方が120所帯中7世帯、約5%。聞いたことないな、存在すらちょっと知らないな、だって、工事自体知らないんだものと答えてくださった方が113世帯の約95%であります。要するに、ほとんどの地域住民の方が、現在着工中の現場に関しても、推進協議会があるということも、回覧板が回ってきたということもいまだ全然周知されていないんですね。

地域住民のみならず、インターネット中継を見た他都市の方からも連絡が来ました。推進協議会が50回開催されたのは本当なんですか、うちの地域でもそんなに開催されていませんよと疑問を投げかけておりました。これは、絶対ちょっと聞いてくださいよと。これはストレートに言いますが、推進協議会に対して本当に不信感さえ持ち始めてきているんですね。だって、今日もそうですよね。会議されたのも言えない、内容も言えない、どういった方々で、協議されたことも言えない。7月に着工して、現在、ようやく2か月目であります。4年間の工事の工程をずっと見て、現在2か月ですが、先行工事の樹木伐採、これが始まったばかりで、令和6年7月31日の完成予定までの工事進捗率、長い工事期間の中で現在わずかまだ数%なんですね。数%にしかすぎないんです。それが、週1回のペースで推進協議会を開催する議題はどれだけあるんでしょうか。あるんだったら、逆に言っていたかないと、私たち地域住民は不安じゃないですかと。週に1回する、そういう要望、どんな要望が上がって、それに協議会はどういうふうに事業者に働きかけて、どういった対策を講じてくれるんだろう。逆に、不安になりませんか。環境部長、50回。

地域住民から、第1に、コロナ禍で市民センターは、3月26日から5月末まで利用できないんですよと。会議室を持ち合わせている主要の市内ホテル、これは軒並み4月から6月いっぱいまで宿泊や会議などもできないんですよ、中村さんと。ホテル青森、クラウンパレス、アップルパレス、ラ・プラス、ほか主要の会議室があるところに確認いたしました。4月から6月いっぱいまで使えません。そのような中で50回、市民センター等で会議をどうやったら行えるんですかと。

第2に、6月17日水曜日、西部市民センターで行われた西部第5区連合町会総会の庶務報告、推進協議会が開催されたのが、1回目、2月19日、西部市民センター、2回目、3月3日、たか久と記載されておりました。要は、設立してから3月まで2回開催されているということは、これは、私も庶務報告を見て、また、聞いて、それは私も分かっておりました。ですから、一般質問でそのような答えが返ってくるものだと思っておりましたが、それでは、4月から8月26日までですか、この5か月間、48回の推進協議会を開催した話、これはあまりにも無理があり過ぎませんか、中村さんと。

そして、第3、合同会社の担当者、マネジメントの担当者が他県をまたいで来たとしても、コロナ禍の影響で、そんなに毎週だとかは来られないはずなんです。

じゃあ、分かりましたと。それだけ、50回も開催したのであれば、内容を教えてくださいと。全部、1回1回ごとの内容でなくてもいいんです。まとめてこういう内容でしたと。そして、事業者に対して、こういう要望をいたしました、地域住民からこういう要望が上がってきました、そういうのでいいんです。それも示せないというのだからこそ、地域住民の不安がますます怒りに変わってくるんですよ。

私は、全協議会の内容を知らせよと無理に言っているわけではありません。推進協議会の存在すら——この約95%の地域住民に対して、どのような要望が地域住民から上がって、どういう問題が発生しているのか、もしくは全く問題が発生していないのか。これ、丁寧に情報を地域住民に周知すべきです。たったそれだけであります。

地域住民の要望と疑問による質疑であります。本市にお尋ねいたします。現在、一切——1回もです。推進協議会から報告、相談、連絡がなされない。この推進協議会について、これは市からですよ、推進協議会へ協議内容——これが行われたのであれば、月に1回でもいいですよ。週に1回やっているのであれば、月に1回でもいいです。しっかりと報告、そして周知するように働きかけるべきだと思います。市が働きかけるべきだと思います。市の見解を教えてください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。環境部長。

○長井道隆環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。

推進協議会の詳細の打合せ内容、協議内容ということをもまず教えていただきたいというところでありますけれども、先ほど御答弁申し上げましたほかに、代表的な話をお話し申し上げさせてもらいましたが、そのほかに聞いているのは、例えば、伐採した木をチップ状にして、数か所に分けて、土地にまく粉じん対策、また、雨や雪対策として伐採した木を一部残すなど、工事に当たっては様々な配慮をしているということを事業者からも説明を受けているだとか、連合町会として、地域の子どもや老人会の方が電気について学ぶ場として利用させてほしいと要望をしているだとか、今後、工事が本格的になれば、苦情や懸念が出る可能性があるのだとか、その際は速やかに事業者申し入れて、適切な対応を求めたいだとかというふうなこと

はお聞きしております。

それらも含めまして、中村委員からも地域の住民からもそのような話があるというところにつきましては、協議会のほうにお話しさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 今、環境部長がおっしゃった内容は、とてもいい内容じゃないですか。すごくいい協議しているじゃないですか。それを周知、私たちに報告してくれるだけで、すごくやっぱり安心になるわけですよ。そういったのをぜひ、地域住民、私たちに報告、相談、そして連絡、周知していただきたいと強く要望いたします。そういったしっかりいいのをやっているのであれば、ぜひ教えていただきたいと思います。

次は、町会長からいただいた指摘をさせていただきます。

質疑いたします。本市は、本年6月17日に西部市民センターで行われた西部第5区連合町会総会で各町会へお知らせした結果、特段の問題はなかったと伺っておりますと答弁されました。特段問題がなかったのではなく、町会長の中には、中身を深く知らないまま進められた結果、今初めて問題提起が起き始めている、そのように御指摘を受けました。現に、複数の町会では、その2000万円の寄附金について、各町会に割り振られる寄附金は仮受金として一度処理し、資金を凍結して使わないようにして、次に、町内会の住民へ事業者から連合町会への寄附金を受領する目的に対して、当町会でその寄附金を受領すべきか否かのアンケートを実施するという町会。そして、もう1つ、本来、こういったのは総会、臨時総会で町内会の町民の皆さんの意見を聞かなければいけない。総会で審議するために同じく寄附金を一度仮受けし、処理し、同じく凍結して、これは反対が多ければ、来年度返却するという話まであります。そういった町会がほかにも聞こえてきているのが、現状であります。決して20町会全て足並みがそろって受領するわけでは、現段階ではありません。6月17日の総会では、特段問題がなかったのではなくて、この寄附行為に関して、また、寄附金受領にしてもあまりにも情報が不足していることから、町会長から推進協議会会長へ質問状、これも提出されておりました。しかし、質問の内容に納得いく十分な回答が得られなかったと聞いておりました。これは、私の一般質問の場でも強く要望した件であります。

寄附金の目的について、何のために寄附金を受領することになったのか。これは契約書はあるでしょうと。契約書の中身を公開すべきではないでしょうかと。その問いに市は、地域住民の振興に資するため、その活動を支援するため、しかし、市側は、今日の答弁と同様、文書の存在も含め、詳細については承知しておりませんとの回答でありました。この契約書の中身、詳細は、本当に重要なことだと思うんですよね。契約書、これは絶対あるはずであります。なぜ、その契約書の中身を提

示できないのでしょうか。私は疑問に思います。

聞き取りでこういうことを言われました。市民だから公開しなくてもいいんじゃないか。任意団体だから公開する義務はない。本市は、契約書の文書の存在も含め、詳細は承知しておりませんとお答えになりましたが、新青森太陽光発電所推進協議会の規約を見ました。この中身、目的達成のために——その目的は、こう記されております。目的は、「西部第五区連合町会に新青森太陽光発電所推進協議会を立ち上げる」、これが目的であります。そして、目的を達成するために、次の事業を行う。そのイの一番、本当の最初に、「契約書の交換」と記載されています。「契約書の交換」です。絶対、事業者と交換しているはずです。連合町会と事業者、もしくは推進協議会と事業者なのか、2000万円の寄附行為について契約書、これは契約書があるからこそ当然、2000万円の動きがあったんです。口約束だけでこんな多額のお金は動かない。なぜなら、以前、これは本当にあった話です。現在稼働中の新城山田太陽光発電所、この失敗談、失敗したことがあったんです。この失敗談を生かして、書面にて、対話の記録や会議録、交渉事などを残しておこうよという反省点があったんです。あったからこそ私は、イの一番に「契約書の交換」、こう記したと私はそう信じております。

また、私が契約書があるというその根拠の一つに、令和2年1月28日に事業者が林地開発申請に申し込む際に必要な利害関係者同意書（放流同意）というものがあります。これは、水利権者、新城上堰水利組合の同意書が添付されておりました。この添付されておりました水利組合の組合長から直接お話を伺うことができました。水利組合もまた、私たち、連合町会と同様、事業者から——これは答えていただけませんでした。寄附金なのか、保証金なのか、ある程度の金額を受領しておりました。金額はこの場で申し上げることは控えますが、また、一時金としてある程度の額を受け取り、そのほか10年間にわたって1年ごとにある程度の金額を受領するということになったそうであります。もちろん契約書も交わしたよと組合長は言ってくれました。いやいや、新城地区の連合町会も一緒でしょうと。

よって、これは、何のために寄附金を受領する必要があったのか記してある契約書があるはずであります。そこは、しっかりと地域住民に対して絶対、説明すべきであります。説明しなければ、絶対に大きな問題に発展します。連合町会が寄附行為を受けた契約書に関して存在を明らかにして、その内容を地域住民に開示するように、市側からこれは指導すべきだと私は思いますが、市の見解を教えてください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。環境部長。

○長井道隆環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。

一般的な話をさせてもらいますが、一般的に、市が町会に対して補助金等を交付した場合には、実績報告などによりまして確認を行っております。今回のような民間事業者からの寄附金があったなかった、その内容というところにつきましては、確認を行っておりませんということであります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 確認を行っていないから、確認をしてほしいとお願いをしているんです。するべきだと言っているんです。本市としてはできませんか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。環境部長。

○長井道隆環境部長 申し訳ございません、再度の御質疑にお答えいたします。

一般的に、市が町会に対して交付した場合には実績報告等で確認を行っておりますが、今回のような民間事業者からの寄附金等につきましては行っていないところであります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ここは分かりましたとは答えたくはありませんが、もう大分理解はしているんです。いろんな市民等の関係だから、契約書なんて、市側は申し出る位置ではないということは聞いて伝わるんでありますが、その契約書の中身が分からないからみんなやっぱり不安になる。そこは、市側も、十分伝わってほしい、もう伝わっていると思いますけれども、感じ取ってほしいんです。その契約書の中に、何があっても、じゃあ、このお金で解決してねと。市民からの苦情が来たら、そこの推進協議会、連合町会で何とか対応をお願いしますよと。私たちはちょっと、申し訳ないけれども、対応をお願いしますねとか、そういった中身が全部その連合町会に行っているんじゃないかとか、問題・責任が全部、連合町会、推進協議会に行っちゃうんじゃないかとか、そういう心配もしてしまうわけですよ。だから、全部が全部示せというわけではないんです。もっとストレートに言うと、やましくないんだったら、見せることはできると私は思うんです。そこをもう1回、私は今後強く要望してまいりたいと思います。

しかも、青森市に、新城地区にたまたま太陽光発電所が建設されるかもしれませんが、これは青森市民全部の民意を、連合町会がこれを勝手に判断してもいいのかというぐらいの市民がいたぐらいなんですよ。だから、こういった契約書が、ないならない、あるならその内容、全部が全部でなくていいんです。ぜひ必ず示すべきだと強く要望させていただきたいと思います。

次の質疑であります。現在、本市におきましては、地域住民で構成された新城山田太陽光発電所建設工事を考える会、要は、現在、新城山田太陽光発電所建設工事を考える会が発足される運びになったとお聞きいたしました。これは、事業者や推進協議会からの説明不足により、市民の不安の声、地域住民の不安の声が日々高まって、大きくなってきているからだと私は思っております。市は、文書の存在も含め、先ほど来、詳細については承知しておりませんの答弁を繰り返す。これは、他都市と同様に地域住民の不安が不満に、不満から怒りに変わる前に——連合町会、推進協議会、地域住民に対して、現在は全てにおいて説明不足であると言わざるを

得ません。

青森市が令和2年1月28日に事業者と締結いたしました環境の保全に関する協定書、これがあると思うんです。その別表の17に記載されているとおり、地域住民に対する説明会を実施し、苦情には誠意を持って対応することとあります。今まさに数%しか事業、工事が進んでいないのにもかかわらず、現在、地域住民の不安の声が上がってきております。

お尋ねいたします。推進協議会及び事業者は、地域住民の聞かれたことに対して、全てでなくてもいいです。聞かれたことに対して、誠意を持って丁寧な説明責任を果たすべきと市が指導を行うべきと私は考えますが、市の見解を教えてください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。環境部長。

○長井道隆環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。

市が指導すべきだというところではありますが、当該協議会におきましては、地域住民からの意見や要望を吸い上げて、事業者と協議を行っていると同っております。こうしたことから、住民説明会の開催などにつきましては、推進協議会においてその必要性を適宜判断し、事業者へ開催を求めていくものと認識しております。

○藤原浩平委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 環境部長、地域住民の意見を吸い上げて、要望を吸い上げてって——これは、じゃあ、私、次の質問で聞きます。どのような意見が吸い上がって、何件吸い上がってきたのか。全く聞かされていませんよ。それは答えられるのかどうか、次、聞きますので、絶対、推進協議会、そして事業者に聞いてみてください。どのような要望が吸い上げられて、どのような意見が吸い上げられたのか。

質疑に入ります。さきの一般質問で、私の質問、盛岡市の事例を取り上げました。盛岡市では、メガソーラー発電事業者と工事施工に起因した災害に対する補償を事業者が義務づけた協定書を結んでいると私は質問いたしました。本市においては、私たち住民が損害を被った場合、住民、私たち、この非力な地域住民の自力に委ねるのではなく、青森市が、行政として全面的に立って、私たちの住民の財産と生命を守る、この姿勢を見せるべきだと私は思います。

しかし、協定書の内容と市側の答弁は——答弁をお聞きしましたら、必要な措置を講ずるといふ答弁をお聞きいたしました。これは、事業者に対して法的に強い義務づけになっていないのでしょうか。盛岡市では、土砂流出等による災害の発生、水源の減水及び水質の汚染等により損害を与えた場合、速やかに復旧を講ずるとともに、損失の補償に当たっては誠実に履行するとなっております。

それでは、本市にお尋ねいたしますが、盛岡市のように、本市の協定書は——事業者と令和2年1月28日に締結した環境の保全に関する協定書ではありますが、これは事業者に対して法的に強い義務づけになっているのか。盛岡市と同様に法的に強い義務づけになっているのか教えてください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。環境部長。

○長井道隆環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。

盛岡市では、盛岡市で再生可能エネルギー発電設備の設置に関する協定を、中村委員御紹介のとおり、事業者と協定しておりまして、当該協定書第5条において、工事施工に起因した災害に対する損害賠償を事業者に義務づけているというところでもあります。

青森市におきましても、環境の保全に関する協定書第3条におきまして、開発行為の施工に起因して災害または公害が発生した場合には、事業者の責任と費用負担において遅滞なく必要な措置を講じなければならないと規定しております。これは、協定に基づく決め事でありまして、契約行為みたいなものだと考えております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ごめんなさい、私が理解できなくて申し訳ございません。盛岡市と同様、法的に強い義務づけになっているかどうかだけ、これだけ教えてください。何が違うのか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。環境部長。

○長井道隆環境部長 青森市におきましては、法定に基づくことではなくて、協定でその約束事を締結しているところでもあります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 分かりました。法的ではなくて、協定に基づきという言葉が——理解いたしました。それでは、本市も盛岡市と同様、法的に強い義務づけの協定書を私は改めて結ぶべきと、これは強く要望したいと思います。

最後は、本市に強く要望して、私の質疑を終わりたいと思います。地域住民のみならず、市民の方からいただいた声、私の声で、意見であります。これまでの本市の答弁、そして事業者との協議や、町会、これは推進協議会に本市は少し任せっ放しではないかなと私は感じておりました。

これは、この質疑をするに当たりまして、私が取り上げたアウガと同様、非常にひどい圧力が私にかかっております。実際、私が経営している電気工事業自体に対しても、私の会社に対しても、圧力がかかっております。これは、アウガのときと一緒にあります。こういった質疑を取り上げて、そういった圧力をかけてくるということは、絶対何かしらあると言わざるを得ないと私はそのように考えてしまいます。一時期は、これはやめようかなと思いましたがけれども、やはり地域住民の声、これは中村さん、絶対やってくれよ、取り上げてくれよ、私たちの声を上げてくださいというふうに言われましたので、これは取り上げました。でも、市からも自ら事業者と話し合ってみようという姿勢が私は全く感じられないんですね。何か問題が起こってから、起きてから、さらに、地域住民から何か言ってきたから——いいですか。問題が起こってから、起きてから、さらに、地域住民が何か言ってきたか

ら対応する、検討する、そういう態度にしか、私は、見えない、聞こえないんですね。周囲もそのように感じています。

私は、本事業を取り巻く事業者、行政、自治体、地域住民全てコミュニケーションを取り合うことで、健全な調和の取れたとてもすばらしい再生可能エネルギーの促進につながると。しかも、本市にとっても絶対プラスになると私はそう思っているんですね。しかも、事業者から、一番最初に会ったときは、施工業者は全てオール青森で工事していただきたいと。必ず、この事業は数百億円の事業でもあるし、一日何十人、100人以上の雇用がこの新城に集結する。地域住民も絶対潤うはずだと。当然、本市にも固定資産税等の税金が落ちる。絶対、青森市にとってもいい事業だからと。私は本当にそう思っておりました。これからもそう思いたいです。しっかりと丁寧に行えば、地域への利益還元を行う大きなすばらしい事業なんです。

でも一方で、新青発電所の本事業は、関係法令及び条例を遵守し、適切に土地開発等を実施したとのことで、現在進んでおりますけれども、地域住民のコミュニケーション不足により、地域住民との関係が悪化していることは、現在、事実であります。全国でも多く見られておりますので、今後、市は、何とか一度介入していただき、事業者と地域住民、この説明会の場を設けるように強く指導していただきたいと要望して、私の質疑を終わります。

○藤原浩平委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時10分からといたします。

午前10時55分休憩

午前11時10分再開

○藤原浩平委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、山本治男委員。

○山本治男委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）自由民主党、山本治男でございます。まだちょっと声ははっきり出ないので、聞きづらいと思いますが、お許してください。

質疑の前に、少し個人的な所見をちょっと述べさせていただきます。先日の全米オープンテニスで大坂なおみ選手が優勝したことを大変うれしく思っております。「ブラック・ライブス・マター」というスローガンを掲げ、人種差別の問題を訴えて、優勝したことは非常に価値のあることだと思っております。スポーツに政治問題を取り上げることには、賛否両論がありますが、人それぞれ様々な意見、主張がありますから、私は否定いたしません。

多種多様な人種の多民族国家がアメリカ合衆国であります。アメリカの人種問題に関しては、建国以来約200年、ずっとアメリカという大国の闇の部分であります。単にホワイトとブラックの問題ではなく、ホワイトとカラード——有色人種ですね——全体の問題であります。皆さんも分かっていると思いますが、有色人種には我々日本人も入っております。私も以前、随分、人種差別をされたことが、記憶があります。払拭するのに1年くらいかかりました。人種によって考え方も違いますし、集団をつくって、社会から孤立しているグループもあります。そんな中で、白人第一主義が脈々と受け継がれているアメリカの精神であります。これ以上言えば、アメリカからの非難を受けて、問題になるかもしれないので言いませんが、それこそCIAとか、どこにいるか分かりませんので(発言する者あり)極端な話ですけれども。

日本は単一民族だから、人種差別はないと思っている、勘違いしている人もいますが、そういうことはありません。日本にもやはり、目に見えない形で差別が至るところで行われていると私は思っております。アメリカでも、ほんの一部の人なんですけれども、根強い差別を持っている人はほんの一部の人です。でも、毎年、アメリカ国内ではどこかでこういう問題が起こって、必ずニュースになっております。これは事実です。

それでは、青森駅東西通路に関して質疑させていただきます。

先日の一般質問、橋本尚美議員の質問の中で、答弁で、自由通路の整備については、平成30年7月18日に鉄道事業者である青森県及びJR東日本と青森駅自由通路整備に関する工事の施行協定を締結し、そして、今、順調に工事が進み、令和2年度末の供用開始を目指しているという答弁がありました。私も西口の住民の一人として、長年の夢だったエレベーター、エスカレーター、そしてバリアフリーに対応した自由通路ができることに感謝し、大変ありがたく思い、あとは西口駅前広場の整備が早く行われればよいなど期待しております。

そこで、来年3月に供用開始される現青森駅の東西自由通路に関し、質疑いたします。

現在、使用されているトイレは、供用開始までそのまま使われるようですが、いずれ廃止されるものと思います。なぜ私がこの問題を取り上げたかということ、東西自由通路が完成すれば、トイレは東口の2階の改札を通過して、改札の内側にあるので、基本的に切符を買って改札を通過しなければ、トイレは使用できない状態です。トイレのみの使用はできないということは、実質、有料トイレではないかと思えます。欧米では、トイレが犯罪の温床になることが多いので、有料トイレは結構ありますが、日本において有料トイレなど、私は見たことがありません。東京の駅などのトイレは、改札を通過してホームに上がる前に結構あります。そこで、東口駅舎改札外のトイレがなくなることに對する取扱いはどうなっているのか、市の考えをお示しく下さい。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 山本治男委員からの青森駅東口駅舎の改札外のトイレについての御質疑にお答えいたします。

J R東日本によりますと、新しく整備する駅舎については、改札の外にスペースを確保できないため、トイレの整備はできない状況であることから、今後、現在の東口駅舎跡地利用を含めたまちづくりの中で、課題の一つとして関係者間で議論することとしており、この中で、当然、多機能トイレの設置についても検討していくとのことであります。また、工事期間中においては、できるだけ長く現在の東口駅舎改札外のトイレを利用し続けることができるよう努めるとのことであります。

市といたしましては、東口駅舎改札外のトイレについて、要望をいただいていることは十分認識しており、青森駅周辺のまちづくりに関する連携協定に基づき、4者で連携しながら駅舎跡地の活用について議論する中で、多機能トイレの設置についても働きかけ、4者で連携して検討してまいりたいと考えております。

また、市では、駅舎撤去に伴いトイレが利用できなくなる期間において、改札内の多機能トイレの利用の申出などへの対応について、J R東日本に働きかけているほか、周辺にある市の施設などの多機能トイレの案内を分かりやすくするよう工夫してまいりたいと考えております。

○藤原浩平委員長 山本治男委員。

○山本治男委員 御答弁ありがとうございます。

平成30年9月26日にしあわせプラザで行われた東西自由通路の説明会での資料を見れば、東口駅舎2階にトイレがあります。しかし、エスカレーター、エレベーター、また、階段で2階に上がって、切符を買って、改札を通らないとトイレに入れない。そこを通過して、今度、やっとホームに降りていくような形になっております。ですから、私としては、トイレが2階にあってもいいんですよ。2階にあってもいいから、改札を通らなくてもトイレだけ使用できるような形を取れないものか。そういうことを考えてほしいなど。4者で話し合って、理想は、確かに1階に、エスカレーターとか、エレベーターとかに乗る前にあれば、それが理想ですけれども、なかなかスペースが取れないということなので、スペースが取れないんだったら、切符で改札を通らなくてもトイレだけは使用できますよという形を取れないものか、お願いしたいと思います。そういう協議をしてほしいと思います。

多目的トイレは、ラビナとか、情報センターとか、周りに結構あるので、自由通路のところに造れとは言いません。確かにこの設計図を見れば、多目的トイレも全部ついてます。位置関係がちょっと私としては不満がありますけれども。ですから、県、J R東日本、市、それから、青森商工会議所の4者で十分話し合って、本当にもっといい、よりよい駅舎、また、自由通路も本当に広々として、あずましい通路です。まさにびっくりするくらい、こんなに広くていいのというぐらいの通路ができると思っております。ですから、これからもまだまだ時間があるので、4者

で話し合っ、何とか東口のトイレが利用しやすい形を造っていただければいいな
とお願いして、東口のトイレに関しては終わります。

次に、学校給食無償化に関して質疑いたします。

この学校給食無償化に関しては、去年の第4回定例会予算特別委員会でお聞きし
ておりますが、まあ、同じ答弁だと思えますけれども、あえてまた今回お聞きしま
す。

去年10月からの幼稚園・保育園無償化を受けて、兵庫県明石市では、全13ある中
学校の給食費約3億5000万円を負担するのに、この国の幼保無償化で市の財政負担
が年間約7億5000万円浮くため、それを給食費の無償化に充て、今年度予算に盛り
込む方針と発表されております。この明石市のように、我が青森市もできないもの
かと思ひ、お聞きいたします。

学校給食費を無償化にすべきと考えるが、市の認識をお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 山本治男委員の学校給食費の無償化につ
いての御質疑にお答えします。

学校給食につきましては、児童・生徒に栄養バランスのとれた食事を提供すると
ともに、地場産物や郷土食を提供することなどを通して、郷土に関心を寄せる心を
育むなど、食育に資する役割を担うものであります。

この学校給食を運営するに当たっては、義務教育諸学校の設置者である市が施
設・設備の修繕費や光熱水費、調理等に必要の人件費等を負担しており、保護者の
皆様には学校給食費として給食に係る食材費のみを負担していただいております。

学校給食は設置者と保護者との協力により円滑に実施されるべきものであり、本
市における持続可能な財政運営を考慮しますと、保護者の皆様にも適切に御負担し
ていただくことが必要であるところであります。新たに多大な財政負担等が生じる
学校給食費の無償化については難しいものと考えております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 山本治男委員。

○山本治男委員 御答弁ありがとうございます。確かに設備の修繕費とか、光熱水
費、それから、人件費、様々な市の負担があると思えますけれども、大体7億5000
万円ぐらいと聞いておりますけれども、確かにこれにプラス毎年10億円ぐらいの負
担がかかるとすれば、財政的に厳しくなるのは分かります。しかし、実際に、青森
県内でも3市10町4村の17市町村が無償化または補助を出してやっております。県
庁所在地である青森市が何とか補助なりいろいろな形でできるのではないかと思ひ
ます。確かに前回も言いましたけれども、小学校は1食260円、中学校は320円、浪
岡は310円ですか。前も言いましたけれども、350円あれば、これに20円か30円ぐら
い足せば、もうちょっとバージョンアップした給食ができると聞いております。お
いしいものを食べさせるというのも1つの手だし、いずれは住民に夢と希望を与え

るということが、また、想定外のことを想定しながら、10年後、20年後をどう考えていくのが行政、そしてまた、政治家の仕事だと思っております。ですから、給食費無償化も時代の流れとともに、多分、今は無理だ、あり得ないと思いながらも、将来を想定して、どうすれば——今はできないけれども、どうすればできるのかを研究、考えていってほしいと思っております。今やれとは言いませんけれども、将来的なことを考えて、教育委員会のほうで考えてください。お願いします。要望して、終わりたいと思います。

○藤原浩平委員長 次に、赤平勇人委員。

○赤平勇人委員 日本共産党の赤平勇人です。順次質疑を行っていきます。

初めに、災害対策について質疑をします。

一般質問の中で、県の新しく公表した洪水浸水想定区域について触れた際に、例えば沖館・新田・富田地域や天田内川と新城川の間にある油川岡田地域などといった、避難する場が少なかったり、浸水想定区域内に避難所があったりする場所があることを指摘しました。

避難について、早めの避難や、場合によっては、垂直避難のほうがかえって安全だということは当然だと私も思いますが、ただ、同時に、家が古かったり、足が悪い、遠くまで歩くことが大変だという住民も少なくない中で、災害避難を自己責任の方向に考え過ぎることをせずに、特にこうした地域への避難所の確保を行っていくことも、大事なことだと思います。

そこで質疑しますが、民間の企業との連携を図り、避難所を確保していくべきだと思いますが、市の見解をお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 赤平委員の避難所の確保についての御質疑にお答えいたします。

本市では、小学校や中学校をはじめとする公共施設等を指定緊急避難場所及び指定避難所に指定しているところであります。

また、民間事業者の有する施設で、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定基準を満たしている施設につきましては、必要に応じて、使用に関する協定を締結しております。具体的には、津波対策として、市内8か所のホテルなどの宿泊施設と津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定を、一般の避難所では、生活に支障を来す高齢者や障がいのある方など、何らかの特別な配慮を必要とする方のために、24の社会福祉法人等と福祉避難所の確保に関する協定を締結しております。また、避難所や一時的な避難場所として使用するため、3つの私立大学と災害時における避難所等施設としての使用に関する協定を締結しているところであります。多様な避難場所の確保に努め、効果的な避難対策を講じているところであります。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえますと、災害の種類や

地域の状況等によりましては、市の指定する避難所の活用が制限され、ホテルや旅館等の活用が必要な場合も想定されますことから、そのような場合には、災害時における宿泊施設の提供等に関する協定を締結しております県と連携を図り、避難所の確保を図っていくこととしております。

○藤原浩平委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 コロナのことで言えば、県とも連携して必要な対策を打っていくということでした。現状でホテルなどと協定を結んでいるということなんですが、津波の対策という言葉が出てきたんですが、豪雨災害——これって、例えば津波が起こったときにしか、その協定は生きないんでしょうか。そこは使えないということなんでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 避難所の確保についての再質疑にお答えいたします。

先ほど申し上げました津波対策として、市内8か所のホテルなどの宿泊施設と津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定を締結していると申し上げました。この8か所につきましては、一義的には津波発生時における一時避難施設としての協定ですので、津波発生時ということでの協定であります。ただ、被害の状況によりましては、その他の災害の場合においても、この協定に基づくとは限りませんけれども、協力を仰げるものと考えております。

○藤原浩平委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 いずれにしても、聞き取りの中でも伺ったんですけれども、ホテルとかが考えられるのは町の中心街だと思うんです。さっき言ったような沖館・新田・富田地域だとか、それから、油川の岡田地域とか、まだまだ空白というか、浸水想定区域になってしまっていて、それでも避難する場所がなかなか不足しているという場所があると思います。聞き取りの中では、こうした確保について、今、現状行っているが、優先順位などはあるわけではないということでした。

西部地域でいえば、やっぱりそういう不足している避難場所がそもそもなかなか現実的な場所がない、不足しているという場所もあるほかに、避難経路がそもそも土砂災害警戒区域を通らなくてはいけないといった場所もあります。対応を、あくまで早めの避難頼みにするのではなくて、こうした場所をピックアップして、避難所の確保を進めてほしいと思います。

災害対策についてもう1点、災害が起こった際の対応も必要ですが、少しでも被害を抑えるためにできる手だてを打っていくことも必要だと思います。

今年の7月豪雨で大きな被害が発生した熊本県の球磨川は、暴れ川と言われながら、10年間、事実上整備方針がない状況になっていました。住民から堤防のかさ上げや川床のしゅんせつが必要だという意見が上がっているながら、手つかずの状態です。今回、氾濫を起こしてしまいました。例えば天田内川は、町会で自主的に川床に生えた草を刈り取っている努力をしていますが、こうしたこともあり、樹木化を防い

でいるところもありますが、多くの川で、今、川床に泥がたまって、草が大きくなり過ぎて、それが樹木となってしまっている場所もあります。

また、防災面ではなく環境面からも、以前はサケが遡上できていた天田内川も、この川床の泥のせいでできなくなってしまうということも住民から寄せられています。今回、市管理の川についてのしゅんせつをはじめとした整備については提案されていますが、これまでやり取りしてきた県管理の川についても、防災面や環境面から早く整備を進めるように、市として、県に対して要望すべきだと思うが、市の見解をお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 赤平委員からの県管理河川のしゅんせつ要望についての再質疑にお答えいたします。

県管理河川につきましては、これまでも土砂の堆積状況や雑木の状況を確認の上、適正に河川の通水機能が維持されるよう、河川管理者である県に対して要望してきたところであり、今後も引き続き必要に応じて適切に対応してまいります。

○藤原浩平委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 ぜひスピード感を持った対応を取るようにと強く要望してほしいんです。

今回出された重点要望の中では、河川改修等の整備促進ということで、「駒込ダム建設事業の促進」、「貴船川河川改修事業の促進」、「天田内川河川改修事業の促進」とあります。ただ、今回の県が発表した洪水浸水想定区域では、先日の一般質問の中でも述べましたが、例えば新城川では、以前の想定と同じ30年に1度の規模の豪雨でも被害想定範囲が大きく広がり、多くの地域に被害が出ることも想定されています。少しでも被害を抑えるために、水路のしゅんせつや掘削を早急を実施するように、市としても、県に対して強く要望するように求めて、この項は終わります。

次に、新型コロナウイルスの影響に対しての経済的支援について質疑します。

事業継続支援緊急対策事業補助金（自己所有物件事業支援）の予算化に当たり、当初見込んだ事業所数をお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 赤平委員からの事業継続支援緊急対策事業（自己所有物件事業支援）における事業所数の見込みについての御質疑にお答えいたします。

事業継続支援緊急対策事業（自己所有物件事業支援）における事業所の積算に当たりましては、統計法に基づき、事業所・企業の経済活動を明らかにするために国が行っております基幹統計調査である平成28年経済センサスの数値を基にしております。同調査におきましては、店舗等の賃借または自己所有の別までを調査対象としておらず、それぞれの事業所数を把握できないことから、同調査の数値から補助対象となる業種の全事業所を対象とし、かつ、青森県新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金の対象となる事業所を除外して積算することで、予算執行上、

不足が生じないように、補助対象となる事業所数は4933件と見込んだものであります。

○藤原浩平委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 4933件を見込んだということでした。

この事業は8月31日で申請の期限を迎えましたが、8月末日時点の事業者の申請件数についてお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 再度の御質疑にお答えいたします。

申請件数のお尋ねであります。事業継続支援緊急対策事業（自己所有物件事業
者支援）におきましては、赤平議員からもお話しありましたとおり、令和2年8月31
日を補助申請期限としており、申請件数は349件であります。

○藤原浩平委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 349件ということでした。

当初見込んだ全体の数については、先ほども答弁の中でもありましたように、経
済センサスの数値を基にしているということなので、店舗を借りて、営業している
人も含まれているということでした。資料を見ると、これまで行われてきた事業継
続支援緊急対策事業（感染拡大防止支援）——これは、自己所有物件じゃない人、
借りている人のものですが——の申請件数は、6月4日から7月4日まで
で279件。今、答弁にもあったように、自己所有物件事業者支援は、申請者数で349
件ということでした。合わせて大体600件ぐらいかなと思うんですけども、当初見
込んでいた数には全然届いていないと思います。助けは必要ないという事業者は別
として、せっかくなつく支援の手が行き届いていないのではないかなというふう
に私は印象を持たざるを得ません。これについてどのように認識しているでしょ
うか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 再度の御質疑にお答えいたします。

事業が行き届いていないかというお話でありますけれども、市といたしましては、
もともとその目的として、市内事業者の支援ということで事業を立ち上げた事業で
ありますので、できるだけ事業者の方々に御利用いただきたいという思いはありま
す。そのため、様々な周知、いろんな形で周知させていただいております。特にそ
の事業者団体で構成する組合であったり、団体であったりとか、そういうところを
回らせていただいて、御利用いただくよう周知に努めたところであります。

○藤原浩平委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 ちょっと聞き方を変えて、見込みが4933件だったと。今回、明ら
かになったのが349件だったと。この開きについての要因は、どのように考えている
でしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 再度の御質疑にお答えいたします。

開きがあった要因ということでありまして、先ほども申し上げましたとおり、事業所の積算に当たっては、全事業所を対象としたということでありまして、当然、賃借で入っている事業所もありますでしょうし、また、いわゆるコロナの影響を受けなかった事業者もいらっしゃると思いますので、当然にして、全部を使われるということはないとは思っております。

○藤原浩平委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 先へ進みますが、今後の対策に備えるということも必要だと思います。ただ、私が言いたいのは、繰り返しにもなりますが、せっかくなつく支援の手が少しでも助けてほしいという人の元へしっかりと届いているかということです。

確認しますが、事業継続支援緊急対策事業補助金（自己所有物件事業支援）の執行残については幾らあるのか、当初の予算額と併せてお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 再度の御質疑にお答えいたします。

執行残についてのお尋ねでありますけれども、事業継続支援緊急対策事業補助金（自己所有物件事業支援）の9月15日現在の執行残については、1億2801万2000円であります。予算についてでありますけれども、予算額については1億4419万2000円あります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 計算すると、大体1000万円ちょっとを使ったが、まだまだ当初の予算に比べると、かなりの額が余っているということだと思います。当然、私も全部使い切れというふうに言っているわけではないんですが、やっぱりこれで終わりだというのは冷たいのではないかなと思うんです。

この自己所有物件事業支援については、今年のゴールデンウィークに営業自粛を行った事業所に対して行われた県の支援事業、青森県新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金の対象事業者を補助の対象から外しました。この条件によって、特に自己所有物件で営業している飲食店の多くが支援を受けることができませんでした。対象外にした理由についてお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 再度の御質疑にお答えいたします。

県の協力金の対象事業者を補助の対象外とした理由についての御質疑でありますけれども、これまでも赤平委員に御答弁申し上げたところでありますけれども、青森県新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金の支給対象とならなかった事業者であっても、同協力金の支給を受けた事業者と同様に支援の必要があるという認識から補助対象を拡大し、当該事業を実施したものであります。言い方を換えますと、県の休業要請等に協力した事業者に対しては県が、同協力金の対象とならなかつ

た事業者に対しては市が支援することにより、それぞれの事業者の事業継続を図ったものであります。

○藤原浩平委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 当然、支援が行き届いていない、対象外となっている人に対して自治体として支援をやっていくということは、当然大事だと思うんです。ただ、同時に、県がやっているから市はやらなくてもいいというふうにもならないんじゃないかなと思うんです。このほかにも、営業を行っていくためには不可欠な従業員のための駐車場や、例えば、お弁当屋さんを営んでいる事業者が、そこで販売はしていないものの、お弁当を作っている場所として使っている家屋についても、今回、対象から外されました。これらは、現在、国が行っている家賃支援の事業では対象とされています。県の支援事業に当てはまらない事業者を助けたいという立場に立つのならば、最大限、補助の対象を広げることもできたのではないかと思います。これらを対象から外した理由についてお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 再度の御質疑にお答えいたします。

店舗以外の家屋を補助対象外とした理由についてのお尋ねでありますけれども、事業継続支援緊急対策事業（自己所有物件事業者支援）におきましては、事業者が自主的に新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組を行っていることを補助の要件としております。このため、補助の対象物件は、事業者が接客を行う店舗など、事業の継続に当たって、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組を行う必要があると想定される家屋部分に限ったものでありまして、駐車場や店舗以外、赤平委員から御紹介のあったそういった施設については、対象外とさせていただいたものであります。

○藤原浩平委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 自主的に感染拡大防止を行っている、ちょっと——それは分かるんですけれども、先ほども紹介したお弁当屋さんなんかは、作っているその中でも当然、感染拡大の防止に細心の注意を払ってやっているわけで、最大限、補助の対象をやっぱりやってあげべきじゃないかなと思うんです。

この支援について、そもそも知らなかった人や、申請のやり方が大変そうだといいて諦めた人も少なくなかったと思います。こうした人たちを、知らなかったのが悪いとか、諦めたのが悪いとか、そういうふうに自己責任で片づけてしまうのはやっぱりよくないんじゃないかなと思います。支援について、まだ余裕があるということなので、対象の拡大あるいは期間の延長を含めて検討すべきではないかと思いますが、市の見解をお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 再度の御質疑にお答えいたします。

拡大というお話でありましたけれども、単にその事業、いわゆるその対象者を拡

大するということではなくて、市といたしましては、新型コロナウイルス感染症の長期化による本市経済への影響を注視しながら国や県の経済対策を見据えた上で、市内事業者に必要な対策を見極めてまいりたいと考えております。

○藤原浩平委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 少しでも支援してほしいという事業者は本当にまだまだたくさんいることは、この間もいろんな人と話をできて、私自身も実感しているところです。やっぱり直接的な支援の手を引き続き継続して行っていきたいと思います。何よりも、先ほど来述べているように、まだ余裕があるのであれば、ぜひ対象の拡大あるいは期間の延長を含めて検討してほしいということを要望して、この項は終わります。

次に、メガソーラーについて質疑します。

新城山田地域に建設が進められているメガソーラー発電事業——新青森太陽光発電所建設事業は、これまでの経緯を、経過を振り返ると、県条例に基づいて、2019年、昨年3月にアセスメントの最初の段階である方法書の提出がされた。そこから準備書、評価書と段階を踏んでいき、広大な土地を切り開く大規模な開発にもかかわらず、今年1月の末には評価書の補正が提出され、現在では、国道7号と接続するための道路を造るために山林が伐採され始めています。

これまで、市は、事業者に対して、工事中も含めて様々な対応を取るよう求めてきました。例えば、工事中の粉じん発生・飛散の防止対策として、強風時には散水を実施するか作業の中止をすること、周辺の地域住民に対し、工事計画内容や進捗状況を十分に理解してもらうために定期的な説明会の実施などです。一方で、これまで事業者が行ってきた対応は、必ずしも地域の住民に対して、誠意があったものというふうには私は言えないと思います。住民説明会での約束も破られてきました。

こうした中で、工事の工程や、メガソーラー発電所が供用開始された後や売電期間の20年が終了した後の処理など、住民説明会の中で事業者が住民に対して約束したとおりに実施されるのか、あるいは今現在、工事の中で約束したことがされているのか、そうしたことに地域の住民は不安を抱いています。

こうした経緯も踏まえて質疑しますが、新青森太陽光発電所建設事業に対し、問題が発生しないよう、市が独自に監視する体制を整えるべきだと思うが、市の見解をお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。環境部長。

○長井道隆環境部長 赤平委員からの建設事業に対する監視体制の御質疑にお答えいたします。

固定価格買取制度を活用し、再生可能エネルギー発電を行おうとする事業者は経済産業大臣から発電計画について認定を受けなければならないが、事業者は、この事業計画に基づいて、事業実施中の保守点検及び維持管理並びに事業終了後の設備撤去

及び処分等の適切な実施が求められており、違反した際には、経済産業大臣は改善命令や認定取消しを行うことができるとされているところでもあります。また、当該発電所建設工事は、県が青森県環境影響評価条例に基づく届出や森林法に基づく林地開発許可を所管しているところでもあります。

市といたしましては、独自に定期的に監視する体制を整えることは考えておりませんが、必要に応じて県等に情報を提供するなど、県と連携し、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 市独自で監視するつもりはないが、何か問題があった際を含めて県に通報するという答弁だったと思います。

そもそもをお聞きしますが、この事業に対して、市はどのような責務があるのでしょうか。お答えください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。環境部長。

○長井道隆環境部長 市の責務についての再度の御質疑にお答えいたします。

当該事業の開始に当たりましては、県が所管している青森県環境影響評価条例に基づく届出が必要であり、同条例第10条第2項及び第20条第2項の規定により、市は、県の求めに応じて、環境影響評価を行う方法を記載した方法書及び環境影響評価を行った後の結果を記載した準備書について、環境の保全の見地からの意見を提出しており、事業区域における環境保全に努めているところでもあります。さらに、県が所管している森林法に基づく林地開発許可につきましても、同法第10条の2第6項の規定により、市は、県の求めに応じ、林地開発に係る様々な意見を提出し、災害や公害の防止に努めているところでもあります。

このようなことから、市民の皆様から市へ苦情が寄せられた場合には、速やかに状況を確認し、県へ情報提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 仕組みとして、住民から問題があるという通報を受けるということも責務の一つだということだと思います。ただ、やはり問題が起こってから住民が通報するという時点では、もう既に何らかの被害が発生している場合があると思うんです。

特に心配される事柄について、細かくちょっと聞いていきたいなと思うんですけども、急激な土地の変化により、環境への様々な影響も予想されます。だから、当初、説明された工期スケジュールでは、それなりの時間をかけて、森林を伐採、開拓していくとありました。こうしたことがしつかりなされているのかどうか、つまり、林地開発に伴うスケジュールのとおりに進んでいくのか、こうしたことについては、やっぱり監視体制を整えるべきではないかなと思いますが、市の見解をお

示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 赤平委員の林地開発のスケジュールの監視についての再度の御質疑にお答えいたします。

青森県林地開発許可制度実施要綱第6条の規定によりまして、事業者は、開発行為の完了の確認を受けるまでの間、開発行為の施工状況を施工状況報告書により毎年6月末日、9月末日、12月末日、3月末日の、そのときの現在の状況を翌月の10日までに知事に報告することとなっております。それによりまして、県が工事の進捗状況、工種、あるいは数量の出来高などを確認していることを承知しております。

このことから、市としては、監視体制を整えることは考えておりませんが、必要に応じて県に情報を提供するなど、連携して、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 ここでも県の所管事項だからという話になってしまうんですが、やっぱり市の環境、そして市民の生活を守るという観点に立って、積極的に市も監視していくべきだと思います。

もう1点心配なのは、薬剤の問題です。環境影響評価書によると、施設の供用後は除草剤を使用しないとありますが、これについても市として確認をするべきではないでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。環境部長。

○長井道隆環境部長 薬剤の使用についての再度の御質疑にお答えいたします。

青森県環境影響評価条例に基づき、平成31年3月1日から縦覧された環境影響評価方法書におきまして、事業者は、施設の供用後は、設置施設の定期的な点検を行い、薬剤を極力使用しない除草をすることにより、太陽光発電所の適切な維持管理に努めると示されているところであります。

市といたしましては、県から環境影響評価準備書に対する意見を求められた際にも、「施設の供用後の除草については、原則薬剤を使用しないこと」と令和元年11月15日付で意見を提出したところであります。事業者は、環境影響評価条例に基づいた最終的な環境影響評価書におきましても一貫して同様の対応を述べているところであり、施設供用後も太陽光発電所を適切に維持管理するものと理解しております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 事業者が約束しているから、大丈夫じゃないかということだと思います。

ちょっと話を先に進めますが、責務という点では、もう一方の角度があると思

ます。県が評価書において最後に出した意見書にもある住民の合意形成が図られているかどうかを、やっぱり市としてもしっかり見極めることが必要だと思います。これについては、先ほども述べたように、アセスメントの中で市もそうした趣旨の意見を県に対して提出しています。

改めて確認しますが、市は、現在、この新青森太陽光発電所建設事業について、住民の合意形成が図られていると思っているのでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。環境部長。

○長井道隆環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。

住民の合意形成が図られているかという御質疑でありますけれども、事業地域周辺20町会で構成する西部第5区連合町会では、発電所建設に当たりまして、新城山田地区における安全・安心な施設を建設することを目的として、事業者も構成員とする新青森太陽光発電所推進協議会を設立し、建設に当たり、問題が生じないように、定期的に協議が行われてきているところであります。

このようなことから、先ほども申し上げましたが、住民から問題があった場合は吸い上げながら協議会の中で議論していくということでありましたので、合意形成は図られているものと考えております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 私は、県が言った住民の合意形成が図られているかどうかという意見は、やっぱりすごく重いものがあると思うんです。合意形成を図るためには、事業者と住民との間である程度の信頼関係が生まれていて、初めてできるものじゃないかなと思うんです。しかし、先ほども述べたように、住民説明会で説明をした内容がひっくり返ったりとか、丁寧に調査あるいは説明をするどころか、むしろスケジュールが早まったりとか、あるいはどこで決まったのかも分からないようなお金が突然、地域に配られたり、住民の側からしてみると、まるでこの信頼関係をお金で買おうというように事業者は考えているのではないかと思わざるを得ないような対応も行われています。

そもそも、市も、これまでの答弁でもあったように、地元には、住民と事業者が、それこそ合意形成を図る場として推進協議会があると。先ほども答弁でもありました。しかし、そこで何が話し合われているのか、いつ開催されているのか、住民が思う不安点などはどのように扱われるのか、そもそも2000万円ものお金のやり取りを行い、公正公平な話し合いができるのかという様々な問題点もあると思います。アセスメントの中で周辺の地域住民に対し、工事計画内容や進捗状況を十分に理解してもらうために定期的な説明会を実施するよう、市も求めたことも踏まえて、工事が始まったことも分からない、得体の知れないお金がどういう経緯でまかれたのか、なぜ再三にわたり県知事意見でも述べられた資料について直さないのかなど、不安・不信を持っている住民に対し、公平性を担保した住民説明会を開催するように

求めるべきではないでしょうか。市の見解をお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。環境部長。

○長井道隆環境部長 住民説明会の開催についての再度の御質疑にお答えいたします。

繰り返しになりますが、事業区域周辺の20町会で構成する西部第5区連合町会では、発電所建設に当たりまして、新城山田地区における安全・安心な施設を建設することなどを目的として、事業者も構成員とする新青森太陽光発電所推進協議会を設立し、建設に当たり、問題がないよう、定期的に協議が行われてきているところでもあります。

当該協議会におきましては、地域住民の意見や要望を吸い上げ、事業者と協議を行っていると同っております。こうしたことから、住民説明会の開催につきましては、推進協議会において、その必要性を適宜判断し、事業者へ開催を求めていくものと認識しております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 そもそも、やっぱり推進協議会の存在自体を住民は知らない——という人も多いわけです。さらに、周辺住民ということを考えてときに、例えば、アセスメントに基づいて、住民説明会が開かれたときは、油川の住民も呼ばれました。それは、可能性として考えられるのは、水の問題もあるからだと思います。ただ、そうした油川の住民——周辺住民というのを事業者がどのぐらいの規模で考えているのか、あるいは推進協議会がどれぐらいの規模で考えているのかは分かりませんが、そうした影響があるような人たちは、そもそも推進協議会の存在を知らないという人たちも多いわけです。私は、やっぱりそうした観点からも、住民説明会の場を、市として、しっかりと求めていく必要があると思います。

ちょっと質疑を変えますが、事業者と市を結びつけるものの一つに、先ほど中村委員の質疑の中にも出てきましたが、環境の保全に関する協定書というものがあると思います。これの内容については、私は詳しくは分かりませんが、いつ結ばれたのか。お答えください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 再度の御質疑にお答えいたします。

環境の保全に関する協定はいつ結ばれたかということですが、日付で申し上げますと、令和2年1月28日であります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 1月28日といえば、アセスメントの最終段階である評価書に県が意見をつけたのが1月27日です。その次の日の1月28日に補正された評価書を事業者は県に提出しました。アセスメントでいろいろ指摘されたものを最終的なものと

して、1日で修正して出したということ自体に私は不信感を持たざるを得ないんですけれども、その段階で市も事業者と協定を結んでいるということです。普通で考えれば、アセスメントの中で、最終的な事業者のそういう対応も見極めた上で、協定などを結ぶことがあり得る話なんじゃないかなと思うんですけれども、早過ぎるのではないかと思います。これについての市の見解をお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 環境の保全に関する協定の締結の時期の御質疑にお答えいたします。

当方も県から林地開発許可の申請に係る文書の取りまとめ等々をしております関係で御答弁させていただきますが、林地開発許可に関して、様々、その以前に環境影響評価であるとか、あるいは先ほど赤平委員がおっしゃった環境影響評価書等々の準備の際に、様々な手続の関連やらで、やり取りが先行しております。したがって、市から林地開発に係る書類として求められる環境の保全に関する協定がありますが、その準備も事前にやり取りした項目等々が重なっておりますことから、比較的時間を要せず結べたものと認識しております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 私は、やっぱり事前にやり取りがあったとしても、最終的なものを見て、判断して、しっかりと協定を結ぶべきだったのではないかと思います。事前にいろんな協議があれば、物事が簡単に進んでしまう。申請も、とにかくスケジュールありきで、早く進めてしまう。これにちょっと疑問を持たざるを得ません。

県の林地開発許可も申請からわずか1か月で許可が下りています。聞いたところによると、工事の規模を考えても、この期間で下りるのはちょっと考えられないという声もありますが、これについての市の見解をお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 赤平委員の林地開発の許可に関する時期的な御質疑にお答えいたします。

林地開発行為につきましては、森林法に定めるところにより、県知事が許可しております。新青森太陽光発電所建設事業における林地開発許可の申請許可については、事業者は令和2年1月28日に県に申請し、県は令和2年2月26日に事業者へ許可したものであります。このことについて県からは、林地開発行為の許可に当たり、これまで事業者と環境影響評価書の手続など、事前の協議が多くあったことから、青森県林地開発許可制度実施要綱で定める提出書類が適正に作成されていたことや、森林法で定める森林審議会や市の意見などを速やかに聴取できたことから、許可に至っているものとお聞きしております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 大体、林地開発許可というのは、規模も考えると半年とかかかるということも聞きましたが、事前協議すれば、そういったものが早くなってしまう。何かちょっと、とにかく急いで進めるということが、ありきになっているのではないかという印象を受けざるを得ません。

これまでも述べてきたように、こうした大規模なメガソーラー発電の建設事業では、全国で様々な問題が発生しています。地域によっては、事業者が住民説明会の場で約束をしたことを破ったり、住民が怒りの声を上げているところもあります。自然エネルギーの普及促進は、こうした地元には、利益よりもリスクが大きい投資目的のようなものではなくて、住民の合意を得た地産地消型の観点から進めていくことが私は大事じゃないかなと思うんです。行政として、大規模に自然破壊をして、開発を進めるメガソーラー発電所に対して、規制あるいは条例をつくること。そして、現在進められているこの事業に関しては、行政として、住民の生活環境、市の自然環境を守る観点から積極的に監視を行うこと。住民の合意形成が図られていないと判断した場合は、工事を一旦ストップさせること。公平公正を担保した定期的な住民説明会を事業者にしつかりと求めること。こうした対応を取ることを求めて、私の質疑を終わります。

○藤原浩平委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時15分からといたします。

午後0時16分休憩

午後1時15分再開

○藤原浩平委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、木下靖委員。

○木下靖委員 市民クラブの木下靖です。令和2年度青森市補正予算、9月補正その2を審査するに当たり、不明点を明確にするために質疑を行います。

まず、農林水産物活用緊急支援事業について。

事業の新規性や先進性、経営規模の拡大など、特に意欲のある取組を推進するための補助金を増額するとして、6月補正で計上した2500万円に加え、今回、さらに2500万円を増額補正し、計5000万円とするものです。今定例会、竹山議員の一般質問に対する農林水産部長の答弁で、7月1日から8月31日までの申請期間内に173件の申請があり、申請額は7642万8000円となっていることが明らかになりました。この事業の内容は、①新たな販路拡大や代替販路への出荷等、②農林水産物を使った新商品の試作・開発、③農林水産物の品質向上と作業の軽減に向けた取組の3つ

のメニューがあります。

そこで、この3つのメニューそれぞれの申請件数と申請額をお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 木下委員の農林水産物活用緊急支援事業に係る補助対象事業ごとの申請件数と申請額についての御質疑にお答えいたします。

農林水産物活用緊急支援事業につきましては、本定例会一般質問におきまして竹山議員の御質問で御答弁申し上げたとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けている農林漁業者等を対象に、新型コロナウイルス感染症への対応として実施する経営改善・強化に向けた新たな取組に要する経費の一部を補助するもので、7月1日から8月31日までの申請受付期間に、先ほど委員から御紹介ありました173件、総額7642万8000円の申請をいただいたところであります。

市といたしましては、多くの申請をいただいた中で、新規性があるものや先進性があるもの、経営規模の拡大に資するものなど、特に意欲のある取組を応援したいと考えたことから、関連予算を本定例会に御提案申し上げ、御審議いただいているところであります。

当該事業には、補助対象となる事業として、1つに、新たな販路拡大や代替販路への出荷等に係る取組である販売促進事業。2つに、農林水産物を使った新商品の試作・開発に係る取組である新商品開発事業。そして、農林水産物の品質向上や作業の軽減に向けた取組である新たな技術導入事業の3つの事業があり、事業ごとの申請件数と申請額につきましては、まず、販売促進事業が7件、336万円、新商品開発事業が2件、67万8000円、新たな技術導入事業が164件、7239万円となっております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 木下委員。

○木下靖委員 今、農林水産部長のほうからそれぞれのメニューについて、販売促進に関しては7件、336万円、新商品開発は2件、67万8000円、新たな技術導入は164件、7239万円ということで、この①と②——販売促進と新商品開発、これを合わせて9件、申請額が大体400万円ぐらいということで、全体が7642万8000円ですから、パーセントにすると、①、②を足して約5%ぐらいと。残りの95%ぐらいが新たな技術導入事業ということになります。

この事業が示されたときに、①の新たな販路拡大と②の新商品の試作・開発、これに比べて3番目の農林水産物の品質向上や作業の軽減に向けた取組——この3番目というのは、通常の農業の事業の範疇に入るもので、恐らく補助金を申請するに当たっては最もハードルの低いものだろうなと感じていました。結果、その申請件数等を見ても、3番目で申請された事業者がほとんどであるということで、それでは、この当該事業、事業費5000万円に対して7642万8000円の申請が上がっていますけれども、この申請内容の審査に関してはどのように行うのか、その基準をお示し

ください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 木下委員の審査基準についての再度の御質疑にお答えいたします。

本事業は、予算の範囲内で実施することとしていることから、頂いた申請につきましては、各申請者が実施する取組の着眼点として、すなわち、審査基準として、経営の改善・向上が見込まれるか、実施事業に新規性や先進性を有しているか、新型コロナウイルス感染症への対応として有効か、経営規模の拡大が見込まれるかなどの点について審査し、選定していくこととしております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 木下委員。

○木下靖委員 今、農林水産部長のほうから、経営の改善・向上とか、新規性や先進性、経営規模の拡大、そういったものが見込まれるのかどうかという着眼点があるということで答弁いただきました。先ほども申し上げましたけれども、この農林水産物の品質向上や作業の軽減に向けた取組というところで、約95%の申請がなされていると。その中で、実質的には、今挙げた取組の申請の中から審査をして、ふるいにかけて、5000万円という予算ですので、そこに収めなければいけない。もっと言うと、2600万円余りの部分の申請は削られるということになると思います。

同じような内容の事業で、今言った着眼点でふるいにかけていくというのは非常に難しい点があるのかとも思いますけれども、具体的に、審査をして、ふるいにかけていく、それはどういったやり方で審査をしていくのか。例えば、指定管理者の選定委員会のようなメンバーをつくって、いろんな項目を点数化して、審査をしていくのか。やり方は様々あるかと思うんですが、今回のこの事業に対して、どのような審査を行うのかお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 木下委員の審査に係る進め方についての再度の御質疑にお答え申し上げます。

先ほど審査項目についてはお答えいたしました。その審査項目について、配点をいたしまして、点数化いたします。そして、それぞれの申請いただいた内容をその審査項目に当てはめて採点いたしまして、その合計得点の高い順に選考していきたいと考えています。

また、先ほどメンバーのお話——審査の体制の話かと思いますが、その話についてであります。審査の体制については、農林水産部内にそれぞれ今回の事業に精通した、例えば、野菜であるとか、リンゴであるとか、水産であるとか、そういうセクションの担当がおりますので、その担当者の中から審査員を決めまして、審査体制を構築したいと考えております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 木下委員。

○木下靖委員 各担当の職員を審査員として、点数化して、その合計点数で決めていくということで、あと1点、この補助金、これを実際、その事業者が何に使われたのかと。これを証明する事業報告書の類いの書類というものは、提出を求めるのでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 木下委員の事業実施の確認といたしますか、事業実施報告書のお話がありました。その再度の御質疑にお答えいたします。

頂いた申請につきましては、先ほど言った審査を踏まえまして、交付決定されますが、その後、各申請者により事業が実施されることとなります。そして、その事業が終了した後に、例えば機械購入の領収書等、事業の実施が分かる資料を添えて、事業実績報告書を提出していただくこととしております。その後、市が補助金額の確定通知を交付しまして、申請者から請求書を提出していただいた上で、補助金の最終交付という流れであります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 木下委員。

○木下靖委員 分かりました。この事業は上限が50万円ということではありますけれども、小規模事業者にとっては、それでも大きな助けとなる事業だと考えております。選に漏れた申請者も納得できる公平性を保った形での運用を望んで、この項は終わります。

次に、地場産業振興資金融資事業について。

今回、7億9253万1000円の補正が提案されています。これも竹山議員の一般質問に対する経済部長の答弁で、3月23日から8月31日までの期間における保証承諾件数が480件、融資額が11億6505万円に上ることが明らかになりました。

そこで、本年3月の開始から8月までの月別保証承諾件数をお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 木下委員からの地場産業振興資金特別小口枠の実績についての御質疑にお答えいたします。

地場産業振興資金特別小口枠は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の当面の資金繰りを支援するため、本年3月23日から県内でもいち早く、本市独自の融資制度である地場産業振興資金に融資限度額を300万円とする小口の特別融資枠を創設し、融資に係る利子と信用保証料の全額を市が補給することとしたものであります。

委員お尋ねの青森県信用保証協会における当該融資制度の月別保証承諾件数は、3月が3件、4月が111件、5月が149件、6月が110件、7月が61件、8月が46件であり、8月末現在の合計は、委員からもお話がありましたように、480件となっております。

○藤原浩平委員長 木下委員。

○木下靖委員 3月は1週間ちょっとしかなかったので3件ということでしたが、5月がピークで149件ということで、7月、8月は61件、46件とだんだん減ってきているということですが、これもまた、これから新型コロナウイルス感染症の拡大状況いかんによっては変わってくるものと思います。

当該事業の申請期間は、令和3年3月31日までとなっています。今回の補正予算については、どのような見通しの上で、積算を行ったのかお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 再度の御質疑にお答えいたします。

補正予算額の積算についてでありますけれども、本定例会で御審議いただいております地場産業振興資金特別小口枠に係る補正予算額は7億9253万1000円で、その内訳につきましては、金融機関への預託金として7億2000万円、信用保証料として6597万6000円、利子補給額として655万5000円となっており、御議決いただいた場合には、これまでの予算額と合わせて融資枠は28億5000万円まで対応できることとなります。

補正予算額の積算に当たりましては、新型コロナウイルス感染症の今後の感染拡大の状況による事業者への影響や、一般的に年末年始及び年度末に事業者の資金需要が高まることなどを考慮し、引き続き本制度による融資が利用されることを想定いたしまして、融資を希望する事業者の不足が生じないよう、必要な経費の積算を行ったものであります。

○藤原浩平委員長 木下委員。

○木下靖委員 今回の補正7億9253万1000円のうち7億2000万円が預託金ということで、今、経済部長のほうからこれまでの分も合わせて今回の補正を行うことによって、金融機関から事業者に対して可能になる新たな融資額、これが28億5000万円だということですよ。ということであれば、これまでの融資額が11億6505万円なので、その2倍以上の新たな融資が可能になるということで、年末であるとか、年度末であるとか、新たな需要に対して、応えられるだけの今回の補正額であると理解をいたします。分かりました。この項目については、以上で結構です。

次に、学校再開支援事業について。

市内全ての小・中学校の学校再開に伴い、感染症対策を徹底しながら児童・生徒の学びの保障をするために必要な取組を実施するための経費として、6442万4000円が計上されています。当該事業の概要をお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 木下委員の学校再開支援事業の概要についての御質疑にお答えいたします。

文部科学省は、5月15日に発出した「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における『学びの保障』の方向性等について」において、

感染症対策を徹底した上で、段階的に教育活動を開始し、学校における教育活動を充実していくことについて、基本的な考え方と取組の方向性を示したところです。

また、段階的な学校再開に伴い、学校の感染症対策等を徹底しながら子どもたちの学習保障をするための支援として、国の2次補正予算において、学校教育活動の再開を支援する経費が計上されたところです。その内容は、学校における感染症対策等や子どもたちの学習保障の取組への支援に必要な経費について、学校規模に応じ、小・中学校1校当たり100万円から200万円の事業費に対し2分の1を補助するというものです。

市では、当該補助金を活用して学校再開支援を実施することとし、感染症対策としては、サーモグラフィー、非接触型体温計、消毒液など、学習保障としては、教室での児童・生徒が密になることを避けるため、分散して授業を行う際使用するためのプロジェクター、スクリーン、大型モニターなどを購入するため、当該経費について本定例会に補正予算案として提案し、御審議いただいているところです。

なお、小・中学校は、災害時には避難所となりますことから、感染症対策として配備した備品等については避難所運営時にも活用することを想定しております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 木下委員。

○木下靖委員 今、教育長のほうから御説明をいただきました。それで、この学校再開支援事業、9月補正予算案の概要資料を見ますと、今、教育長おっしゃった感染症対策としてのサーモグラフィー、非接触型体温計、消毒液など、学びの保障としてのプロジェクター、スクリーン、大型モニターなどが活用例として記載されているんですけども、例ということは、これらの機器を市教育委員会でそろえて、各学校に整備するというのではなくて、各学校で、いろいろな、必要に応じて購入する、その活用例としての例なのか。この事業として、どちらを考えているのかお示しいただけますか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 木下委員からの購入する物品についての再度の質疑についてお答えいたします。

この購入例に示したものについては、基本、全ての学校にそろえたいと考えておりますので、これについては、一括して教育委員会が購入したほうが経費的にも効率的にもいいのではということで、そういうことで考えております。ただ、学校によっては、例えば非接触型の体温計などはたくさん持っている学校も実はあるわけで、こういうところにさらにまた買い足しても無駄があるのかなとも思いますし、それから、消毒液についても何十リットルと保管しているところもありますので、そういう——今、9月中に調べて、一体どの学校がどれだけ、何が必要なのかというのを精査しているところでありまして、今月中には、はっきりすることになるかと思っております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 木下委員。

○木下靖委員 各学校によって事情が異なるので、必要なもの、不要なもの、そういった現場の声は聞いてと。その上で、市教育委員会で数をまとめて一括購入するというお話でした。

次に、今年の5月1日現在、小学校の学校規模は、児童数30人台の小規模校から700人台の大規模校まで様々あります。各学校によって求める機器等も異なるものと考えます。先ほど、学校規模に応じて、1校当たり100万円から200万円の事業費という説明がありましたが、事業費の積算はどのように行われているのかお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 事業費の積算についての再度の御質疑にお答えいたします。

事業費については国のほうで示されておりまして、300人まで、それから、301人から500人まで、さらには、501人からと義務教育の小・中学校は3段階に分かれておりまして、それぞれ100万円、150万円、そして200万円となっているところでありまして、実際に、青森市の学校が、100万円の学校が29校、それから、150万円が26校、200万円が7校となっております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 木下委員。

○木下靖委員 それでは、先ほどの補正予算の概要資料に例示されている機器というのはあるんですけども、この例示されている物品以外のもので各学校で必要としている物品の購入、こういうものは可能なのでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 各学校が使用したいと思っている物品を購入することは可能かということですが、これは国のほうでQアンドAが示されておりまして、こういうものは補助対象になるし、こういうものは対象外だということが示されておりまして、ただ、今回、例えば大型モニターなどにつきましては、国においては1つの教室に1台という基準を示しているわけですが、本市においてはまだそこまでいっていないと。今年の3月1日現在の調査によれば、まだまだ足りていない状況がありますので、そういう意味ではできるだけ、今後の感染拡大も踏まえると、大型モニターだとか、そういうようなものは学校に配置して、1つの教室1台という環境をできるだけ早く達成したいなと思っているところであります。

○藤原浩平委員長 木下委員。

○木下靖委員 それでは、学校再開支援事業については終わります。

続きまして、G I G Aスクール推進事業について。

学校におけるI C T環境整備の初期対応として、ソフトウェアの使用に関するアドバイザーや各学校への定期的なサポートなどを行うG I G Aスクールサポーター業

務に要する経費として、500万円が計上されています。G I G Aスクールサポーターの概要をお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 木下委員のG I G Aスクールサポーターの概要についての御質疑にお答えいたします。

国では、G I G Aスクール構想の推進による高速大容量の通信ネットワーク及び1人1台端末の配備といった急速な学校のICT化を進める自治体を支援するため、学校におけるICT環境整備の設計や使用マニュアルの作成などを行うICT技術者の配置に要する経費を支援するG I G Aスクールサポーター配置支援事業を令和2年度補正予算として計上したところです。国の動向を踏まえ、本市においても急速なICT環境整備に伴う学校に対する支援は必要であると考え、G I G Aスクールサポーターの配置に係る経費について、本定例会に補正予算案として提案しているところです。

本市のG I G Aスクールサポーターにつきましては、委託業務として実施する予定であり、その内容として、定期的にG I G Aスクールサポーターが学校へ訪問し、機器・ソフトウェアの使用法の周知や機器等の効果的な活用方法に関して、教員へアドバイスをすること、児童・生徒向け使用マニュアルを作成すること、学校からの相談内容に応じてG I G Aスクールサポーターが随時学校へ訪問することを想定しているところであります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 木下委員。

○木下靖委員 今定例会、奈良議員の一般質問に対する教育長の答弁で、当該事業が10月から来年3月までのものであるということでした。

そこで、小学校4年生から中学校3年生まで、今回、対象ですけれども、児童・生徒に対して1人1台ずつ配付されるノートパソコン、これは全国的にも同じような状況にあって、今、需要が大変高まっているということで、なかなかすぐに供給されるという状況にはないかと思うんですよ。

現実に、開会日に先議した財産の取得で、この小・中学校の児童・生徒に対するノートパソコンの納入期限が令和3年2月26日となっていましたので、恐らく相当時間もかかるんだろうなど。そういった中で、G I G Aスクールサポーター業務が10月から来年3月までの業務であると。10月といえば、もうあと半月で10月なんですけれども、この10月に、各小・中学校にノートパソコンが果たして行き渡っているのかどうか、市教育委員会としての考えをお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 1人1台端末のパソコンが10月までに行き渡るのかということでもありますけれども——少しお待ちください。1人1台端末につきましては、まずは中学校3年生と小学校6年生、卒業が控えているこの2つの学年を優先的に

配備することとしております。業者のほうからは月2000台程度を継続して納入が可能だということでありまして、もう既に今月の中旬から納入が始まっておりまして、10月の中旬には、中学校3年生と小学校6年生には1人1台端末の状況が生まれることとなります。

そういう意味で、例えば中学校2年生だとか、小学校5年生にはまだですけども、先に一番上の学年の子どもたちに渡りますので、10月からこの事業は必要なものと考えております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 木下委員。

○木下靖委員 一気に全部というのは無理だけれども、今月の初めから供給が始まっていて、10月中旬には、小学校6年生、中学校3年生には行き渡る予定だということで、10月からのG I G Aスクールサポーター業務開始ということで了解しました。

全小・中学校62校を訪問し、また、学校からの相談内容に応じて随時学校へ訪問するにはそれなりの人数を要すると思いますが、今回の補正予算は500万円です。この予算額というのは、G I G Aスクールサポーターが何人を想定してのものなのかお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 G I G Aスクールサポーターが何人を想定しているかということでありまして、これにつきましては、業者に対して委託いたしますので、特定の者が何人ということではありませんけれども、一応、積算上としては3人を見込んでいるところであります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 木下委員。

○木下靖委員 委託ということなので、恐らくは市教育委員会が求めるサービスの質、それが満たせるような内容であればよしということで、具体的に何人ということではないのだけれども、この予算額に応じた事業者の提案がそれを満たすものであればいいというお話だと理解いたします。

まず、この事業を最初、文部科学省の資料で見たときに、「ICT関連企業OBなどICT技術者の配置経費を支援」と書かれていましたので、そこで疑問に思ったのが、ICT企業のOBだとか、ICT技術者をどうやって募集するんだろうと考えました。市が、市教育委員会が、独自にそういった人たちを募って、誰を採用するかというのも、どの方がどのぐらいの能力があるのかどうやって見極めるんだろうかということが疑問だったわけですけども、その点は事業者に委託ということなので了解しました。

このG I G Aスクールサポーター業務は、非常にG I G Aスクール構想には重要な業務と考えますので、速やかに進められるよう要望して、私の質疑を終わります。

○藤原浩平委員長 次に、軽米智雅子委員。

○軽米智雅子委員 公明党の軽米智雅子です。よろしくお願いいたします。

第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費、テレワークシステム整備事業の概要についてお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 軽米委員のテレワークシステム整備事業の概要についての御質疑にお答えいたします。

本市では、本年4月13日開催の第9回新型コロナウイルス感染症に係る青森市危機対策本部会議において、市職員の勤務体制について、全庁的に在宅勤務を段階的に実施し、テレワーク環境のシステム構築を含めた環境整備を早急に整えることとの本部長指示を受けまして、感染予防対策として、職員同士の接触機会を減らすとともに、新しい生活様式を踏まえた働き方の新しいスタイルとして、テレワークを実施しているところであります。具体的には、本年5月から、VPN接続ソフトウェアをインストールする方式によりまして、自宅のパソコンから市のネットワークにアクセスし、資料作成やメールの送受信、電子決裁などの事務が行える環境を20人分整備し、1週間の交代によりまして、チームリーダー及びスタッフの全職員がテレワークによる在宅勤務に取り組めるよう実施しているところであります。

このたびのテレワークシステム整備事業は、職員が行うテレワークによる在宅勤務を効率的・効果的に実施するため、システムの構築及び保守・運用を行い、自宅において勤務公署とおおむね同様のパソコン環境を整備するものであります。本事業では、育児や介護をはじめ、妊娠中や共働き世帯などの事情を有する職員を優先するほか、コロナ禍や震災などの緊急時・非常時における業務継続体制の確保や、新しい生活様式を踏まえた働き方の新しいスタイルへの対応を充実するため、使用するライセンス数を増やすとともに、パソコン、タブレット端末を準備し、テレワークによる在宅勤務の業務効率化、情報共有の迅速化、意思疎通の活性化等を図るものであります。

具体的に申し上げますと、テレワークの実施可能な人数を現在の20人から150人に拡充し、貸与用のノートパソコン及びタブレット端末、モバイルWi-Fiをそれぞれ150セット、また、各課用にタブレット端末110台を配備するほか、新たな機能として、リモートでの会話やウェブ会議について追加することとしており、関連する経費について、本定例会に補正予算案を提案し、御審議いただいているところであります。

○藤原浩平委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 このテレワーク制度については、2018年6月議会で、働き方改革という点で質問させていただきました。市として、都市部の企業と本市の人材をつなげていく役割をしてほしいということであったり、また、子育て、介護、さらには、ひきこもりなどの支援のため、情報提供をしながら在宅で働ける環境づくり

をしていくことなどをそのときも要望させていただきました。また、パンデミックや災害時を考え、業務継続計画——BCPの点からも市の職員に対してテレワークを進めていくべきとも要望をさせていただいておりました。そのとき、国は、新型インフルエンザによるパンデミックに備え、就労可能人員の減少を想定して、テレワークを推進していました。まさかそれ以上の新型コロナウイルス感染症という事態が起こるとは想像していませんでしたけれども、その当時の能代谷総務部長の答弁は、インフラ整備、セキュリティー、費用対効果を踏まえ、本市の職員のテレワーク制度の導入を検討したいというふうに答弁してくださっておりましたが、そのときは全く進みそうな感じに思えなかったんですけれども、今思わぬ形でこうやってテレワークが進むことになって、大変よかったなと思っています。

そこで、今の御答弁から、5月からもう既に20人分整備して、実施とありましたけれども、約4か月近く実施してきたわけですけれども、そのときのその効果や課題というのは見えているのでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 現状のテレワークシステムの効果・課題ということの再質疑にお答えをさせていただきます。

御紹介のように、20人ずつ、1クールずつやっております。現在、15クールを終了して、16クール目に入っております。延べ人員で約320人の職員がこのテレワークを体験したといえますか、実施したという状況になっております。

本市では、テレワークを行った職員及びその職員の所属長などに対しまして、終わる都度にアンケート調査を行っております。その中でこれまで寄せられた意見といたしましては、ふだん通勤にかかっていた時間を家事や育児に活用できたですとか、電話や来客がなく集中して業務を行えた、業務の内容や方法などを見直す機会となったなどといった意見が多数ありました。また一方で、職員なんですが、自宅にパソコンやネット環境が整っていない、あるいは電話やメールの文面だけではニュアンスを伝えることが難しい、窓口業務や現場で対応する業務などを行っており、業務内容がテレワークに合わないなどといった意見がありましたので、これらを検証した上で、今回の事業に結びつけていきたいと考えております。

○藤原浩平委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 今回の事業で150人分を整備するとありましたけれども、この150人となった根拠についてお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 環境整備の想定人数についての御質疑にお答えいたします。

本市では、在宅勤務の導入や時差出勤の全庁展開に加えまして、繰り返しになりますが、本年5月から新たに交代制のテレワークを実施するなど、職員同士の接触機会を縮減し、新型コロナウイルス感染症の感染予防及び新しい生活様式を踏まえ

た働き方の新しいスタイルに段階的に取り組んでまいりました。

このたびのテレワークシステムの環境整備に当たりましては、育児、介護等の事情を有する職員を優先するために、これまで育児休業や介護休暇などを取得する職員が例年60人程度いること、この実績を踏まえまるとともに、コロナ禍や震災などの緊急時・非常時における本市のBCP——業務継続計画を踏まえまして、業務を停止あるいは休止することなく、全業務を継続できる体制を維持するという観点から、職員同士の接触機会の縮減を図れるように残りの人数を想定したものであります。

○藤原浩平委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 そうすると、150人体制でこれからとりあえずやるということなんですけれども、今後は、じゃあ、どういう形になっていくのでしょうか。先ほど、20人を一週間交代でやって、延べ約320人が体験をしていったという御答弁でしたけれども、これからも、じゃあ、150人が1週間くらいの交替で、どのくらいの期間やっていくのか、今後の流れについてお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 テレワークの今後の流れについての再質疑にお答えいたします。

テレワークシステム整備事業につきましては、スケジュールといたしまして、今後、御議決いただきますと、10月には、業者選定とか、契約等を行い、年内には、機器等の調達ですとか、システム構築に入っていきたいと思っておりました。早ければ来年2月あるいは3月に機能テストを踏まえ、対象者を拡大した在宅勤務のほうを開始できるかという考えであります。テレワークの配分につきましては、先ほど申し上げました業務継続計画の各部・各課の業務や当面の体制等を踏まえながら計画的に実施するよう、体制・環境をつくっていききたいと思っております。

○藤原浩平委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。

どういう部署が対象になっているのでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 テレワークの対象部署についての再質疑にお答えいたします。

テレワークの性質上、どうしても窓口ですとか、直接市民の方々と接する部署というのはなかなか合わないという部分がありますので、大きく部門で申し上げますと、管理部門ですとか、あるいは事業部門、いわゆる事業の策定とか、そういうところの部門等が多く割り当てられるという状況になっております。

○藤原浩平委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 そうですね。それぞれ適する部署適さない部署があるかと思うんですけれども、先ほど20人の方がやられたときの御答弁の中で、今、総務部長

もお話ししていただいたように、例えば窓口とかの部分ではあまりテレワークに向かないとありましたけれども、やっぱりいろんな部署の人たちが災害時とかはテレワークを急遽やらなければならないというときがあるかと思うんですけれども、そういった場合の、いろんな部分でのテレワークを経験するということが大事なのかなと思っておりました。例えば窓口の人がテレワークをやるという形になった場合の対応の仕方とかはあるんですか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 テレワークの職員の対応ということでの再質疑にお答えさせていただきたいと思います。

先ほども言いましたテレワークの実施に当たりましては、育児や介護をはじめ、妊娠中あるいは共働き世帯などの事情を有する職員、これを優先いたしますとともに、業務継続計画——BCPにおける各部・各課の業務の内容や体制を踏まえて、計画的に実施してまいりたいと考えております。

例えば窓口業務に従事する職員が育児のためのテレワークを希望された場合は、他の職員が代わりに窓口業務を行って、テレワークを希望する職員は代わった職員の業務を行う、いわゆるシフトチェンジといった対応などを想定しているところであります。

○藤原浩平委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 そうですね。何かいろんな部署の方がやっぱり経験をしておかないと、常にずっとその場所にいるわけではないので、転勤して、また違う部署に変わるということもあるので、たまたまそこで、育児休業であったりとかで、そういうのを望むのであれば、そういう臨機応変にやっていただければいいのかなと思っていました。

あと、今、20人の部分で、4か月の間にそういうアンケートみたいなのを取って、状況、効果であったり、課題であったりとかというのは行っていたかと思うんですが、これからも定期的に検証みたいなのはしていくんでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 事業の検証についての御質疑にお答えさせていただきます。

これまでも毎回終わるたびに対象職員と所属長のほうにアンケート調査してまいりました。今後におきましても、実践した内容をPDCAするためにも続けていきたいと考えております。

○藤原浩平委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。

とりあえず、今、何にもかにもスタートしたばかりですので、これからまだまだ課題は多いかと思えます。まずは、セキュリティーをしっかりと行っていただいて、先ほど言ったように、子育て、介護、災害時など、場面に合わせたテレワークの内

容になるように、しっかり定期的に検証していただければと思います。そして、まだ実施している自治体が少ない中、本市ではこのようなすばらしい事業をスタートいたします。災害に「つよい街」としてもすごく大事なことだと思いますので、よりよいものになるように取り組んでいただいて、また、企業のほうにも働きかけをしていってほしいと要望して、この項は終わります。ありがとうございました。

続いて、第8款土木費第2項道路橋梁費第4目水路費について、水路浚渫事業の概要についてお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 軽米委員からの水路浚渫事業の概要についての御質疑にお答えいたします。

水路浚渫事業につきましては、水害の発生や生活環境の悪化を防止するため、普通河川及び水路に堆積した土砂、汚泥等を取り除き、通水機能を確保する事業であり、これまでも毎年継続して実施しているところであります。

一方、令和元年台風第19号など、全国的に河川氾濫等の大規模な浸水被害が相次ぐ中、国におきましては、地方公共団体が単独事業として緊急的に河川等のしゅんせつを実施できるよう、新たに緊急浚渫推進事業を創設したところであります。その事業年度は令和2年度から令和6年度の5年間とされており、地方財政措置として起債充当率が100%、元利償還金に対する交付税措置率は70%とされているところであります。近年の全国的な水害の頻発を背景に、本市においてもこの緊急浚渫推進事業を活用し、台風などによる河川氾濫等の大規模な浸水被害を未然に防止するため、市が管理している河川などについて緊急的かつ集中的にしゅんせつを実施することが必要と認識しており、このしゅんせつ事業により、水系の上流部に位置する市管理の普通河川はもとより、下流部に位置する県管理の二級河川に流れ込む土砂も軽減され、防災・減災対策に寄与するものと考えているところであります。

○藤原浩平委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。

今回は河川3か所なんですけれども、5年間これから行うということになっていますけれども、今後の、ほとんどが河川かと思うんですけれども、もう既にどこをしゅんせつするかということはもう決まっているんでしょうか。計画は決まっているんでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 軽米委員の再度の御質疑にお答えいたします。

市が管理する河川は、普通河川のほかに、準用河川といたしまして3河川、市が管理している河川もあります。もちろん、今までの通常のしゅんせつ事業におきまして、準用河川、その他普通河川において対応してきましたけれども、今後5年間の計画ということになりますと、やはり地域の方々からの御要望、また、水路や河川のパトロールにおいて土砂の堆積状況、また、雑木の状況等を考慮しながら計画

していきたいと考えております。

○藤原浩平委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。

私もよく、川の土砂であつたりとか、木の排除について地域の方から声をいただいて、ほとんどが県の河川だったので、今までは、県のほうに要望をして、除去してもらってきたんですけれども、せんだつても新城川のほうの要望をいただいて、町会長、県議会議員、そして県の担当の方たちにも来てもらって、新城川の手沿いの近くの部分なんですけれども、見ていただきました。本当に川の真ん中に中洲のようなものができていて、木もぼうぼう生えていて、それが1年であつという間に大きくなってという状況でした。そのとき、また、地域の方、町会長をはじめ、お話しされていたのは、県の方も、そこは除去しても、またすぐ、あつという間に砂がたまってしまうと。これだけ広い川をしゅんせつするのは予算も物すごくかかるんですけども、すぐにたまってしまうという部分で、すごく大変なことなんだという話をされておりました。やはり今回、このしゅんせつ事業をやって、いろんなどころを見て、たまつたところを排除するというのもすごく大事なんですけれども、さっき言ったように、元から流れてきて、また、そこに、同じところにたまってしまふわけなので、当然、そのときも町会長も話しされていたんですけれども、山から砂が下りてくるんじゃないかという話をされていて、そういう部分もきちんと調べていかないと、なぜそこに砂がたまるのかというところを調べていかないと、予算をかけて、取つても取つてもまたたまるというのであつてはなかなか大変なのかなと思うんですよね。

そこで、そういう砂が流れてくる原因とかというのでも並行して調べていくべきではないかと思うんですけれども、そういう点は調べられているんでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 軽米委員からの砂の堆積に関わる再度の御質疑にお答えいたします。

川の河口部で特に顕著に見られますけれども、どうしても海の手潮の干満の関係、また、川の勾配につきましては、山に近いほうはある程度急峻な勾配、流れてきたところが河口部に近づくとつれて川幅も広がる、勾配も緩やかになるということで、川のメカニズムとしてどうしても河口部に砂が堆積される状況になるというものは避けられない部分もありますけれども、今回の緊急浚渫推進事業によりまして、いわゆる県河川の上流部に位置する市が管理する普通河川につきましてもしゅんせつが実施できますことから、下流部においても砂を上流から供給される分を少なくするという点では、トータルで防災・減災には寄与するものと考えております。

○藤原浩平委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 やはり新城川のときも町会長が言っていたんですけれども、昔

はそういうふうには砂がたまることがなかった、本当にここ何年かで急に川に砂がたまるようになったというお声もいただいていた。当然、いろんなことがあるんだと思う。やはりそれは山のこともしっかり見ながら連携してやっていかなければ駄目なのかなと思いますし、川も県と市というのを、先ほど答弁にもありましたけれども、連携して、市全体の川の構造だったり、流れてくるのを見て、今突然そういうふうになったのではなくて、やはり徐々に砂が多くなってきている原因というものがきっとあるんだなと思うので、そういう部分を県と連携しながら、ぜひこれからは防災・減災につながるような取組をしていってほしいと思います。

私からは以上です。ありがとうございました。

○藤原浩平委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後2時25分からといたします。

午後2時13分休憩

午後2時25分再開

○藤原浩平委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行します。

次に、大矢保委員。

○大矢保委員 自由民主党会派の大矢です。総括表に基づいて質疑させていただきます。

まず、少子化についてです。

全国上位10県の出生率は、1番が沖縄県、宮崎県、島根県、長崎県、佐賀県、鹿児島県、鳥取県、熊本県、香川県、ようやく10番目に東日本の長野県が入ってきておりますけれども、10年前と比べて、いずれも出生率は高まっているのですが、この10県で子どもが約16万人減少しております。

出生率は最下位1.15の東京は、この10年で子どもが3万人増えております。これは、子どもを産んでいない若い女性が県外に流出すると、分母が縮小して出生率が高くなる。子どもの数は出生率より女性の増減数の影響が大きいと私は思っておりますけれども、本市の過去3年間の出生数は、平成27年は2011人、平成28年は1894人、平成29年は1836人となっておりますけれども、平成30年の出生数は幾らか教えてください。

また、転出入の差引きで、39道府県で約9万2000人の女性が減少しております。その中で、9割は埼玉県、千葉県、神奈川県首都圏への転出超過でありまして、東京は約4万7000人増えているとのことでもあります。

そこで、本市の18歳から34歳までの女性の3年間の転出入について伺いたいし

ます。以上。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 大矢委員の本市における出生数及び女性の転入・転出者の数についての御質疑にお答えいたします。

青森県保健統計年報によりますと、本市における平成30年の出生総数は1752人です。

次に、18歳から34歳までの女性の転入者及び転出者の数につきましては、平成29年は、転入1821人、転出2231人、差引き410人の減。平成30年は、転入1799人、転出2281人、差引き482人の減。令和元年は、転入1695人、転出2223人、差引き528人の減となっております。

○藤原浩平委員長 大矢委員。

○大矢保委員 随分子どもも減っていますね。平成29年と平成30年を比べると、100人くらい減っているのかな。

ところで、女性が約500人ずつぐらい減っていると。ということは、青森の子どもが増えないということになっております。人口減少というのは分かるんですけども、女性の子育て世代が地方に住みたいという環境をつくっていかなくや駄目だなど思っていますけれども、環境環境といっても一概に、広範囲に及びますので、市の理事者の方は頭をひねりながら、これからの女性に対する暮らし方を考えていってもらえばいいなと思います。

次に、農地についてお伺いをします。

本市において、農地の取得下限面積の状況についてお伺いをします。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。農業委員会事務局長。

○永澤治農業委員会事務局長 大矢委員からの農地の取得下限面積の状況についての御質疑にお答えします。

農地の権利の取得につきましては、農地法第3条第2項第5号において、取得後の面積が一定面積を下回ってはならない下限面積が定められており、その面積は、北海道では2ヘクタール、それ以外は50アールとされておりますが、農地法施行規則で定める基準に従い、農業委員会が独自に面積を設定することができるものとされております。

本市において、近年、農地パトロールで新規の荒廃農地面積の増加が認められ、新規就農者を積極的に受け入れる必要があったことから、下限面積以下の面積を独自に定めることとし、設定に当たっては、本市における新規就農者等が目標とすべき畑作の経営面積や、青森県が作成した作物の経営指標等を基に算出した面積を考慮した結果、野菜等の栽培に供する畑作については平成30年10月1日から30アールと設定したところであります。

現在、本市における農地の取得後の下限面積は、市内全域で50アールとし、野菜等の栽培に供する畑作については30アールとしているところです。なお、旧野内

村——野内、久栗坂、浅虫地区につきましては、従来どおり20アールとしております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 大矢委員。

○大矢保委員 旧野内村だったら、野内と久栗坂と浅虫ということかな。——はい。

農地法では、農地を取得する際の下限面積を定めておりますけれども、担い手が不足している地域などでは、農業委員会の判断で緩和が認められておりますけれども、本市の対応についてお伺いします。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。農業委員会事務局長。

○永澤治農業委員会事務局長 下限面積設定についての再度の御質疑にお答えします。

ただいま申し上げましたとおり、下限面積につきましては、農地法施行規則で定める基準に従い、農業委員会が独自に面積を設定することができるものとされており、平成30年10月に野菜等の栽培に供する畑作については30アールに設定しているところであります。

農地取得後の下限面積の設定につきましては、5年ごとに行われる農林業センサスの統計結果を基本として、本市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」及び耕作放棄地の状況や新規就農者数等の状況を総合的に勘案して、農地法の規定にのっとり、農業委員会において検討していきたいと考えております。

○藤原浩平委員長 大矢委員。

○大矢保委員 理事者の席を見たら、農林水産部長が見えないので、この質疑はパス。

次に、随意契約について。

これまでは、担当職員が業者を決定して、発注し、見積りを取っている契約だったと私は思いますけれども、市内に本社を置き、市の入札参加資格を持つなどの要件を満たした業者に限定せずに、オープンカウンター方式にすべきと思うが、所見をお伺いします。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 大矢委員のオープンカウンター方式についての御質疑にお答えいたします。

オープンカウンター方式は、物品の購入等において、見積りの相手方を特定せず、案件を公開し、一定の資格を有する契約希望者から見積書を徴取し、契約の相手方を決定する方式であります。同方式のメリットといたしましては、業者自らの意思で受注意思のある案件の見積競争に参加することができることや、契約手続の透明性につながる反面、デメリットといたしまして、業者自らが市ホームページ等への確認により、契約案件の情報を収集しなければならないため、小規模事業者等への事務負担が大きくなり、定期的に市ホームページ等の確認が可能である規模の

大きな業者に見積競争への参加が偏るおそれもあります。

本市の物品の調達等における基本的な考え方は、青森市入札参加業者等指名要綱で、支出予定額に応じて定める業者数を目安とし、競争性・公平性の確保に留意しながら、調達しようとする物品の業種・品目に登録のある市内に本店を有する者に発注製品の取扱いの可否を照会し、取扱いが可能との回答を得た者を選定し、市内に本店を有する者の数が要綱に定める業者数に満たない場合は、競争性の確保の観点から市内に営業所を有する者に範囲を広げて、同様に取扱いの可否照会をした上で、業者を選定しているところであります。

今後におきましても、競争性・公平性・機会均等の確保に留意し、関係法令等の規定に基づき、適正な物品の調達等に努めてまいりたいと考えております。

○藤原浩平委員長 大矢委員。

○大矢保委員 今、優等生な答弁をいただきましたけれども、今だったら、あれじゃないですか。例えばこの赤ペンにしても、黒に近い赤ペンが欲しいとかなれば、業者は決まってしまうでしょう。そういうので今までずっとやってきたと私は思っているんですが、例えば家具あたりでも、どこの会社が作っているか、どこの店が扱っているかというのは、別にそうやってオープンにしなくても決まってしまう、皆さんに仕様書が行っているわけでしょう。多分今までどおりそうだと私は思っていますけれども、違うんだったら、また次の機会に。

次に、総合評価落札方式の対象工事の見直しについて。

設計金額を5000万円以上から3000万円以上に改正した理由をお伺いします。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 総合評価落札方式の対象設計金額を改正した理由についての御質疑にお答えいたします。

従来の入札制度は価格競争のみが要素となっていたものでありますが、総合評価落札方式は、価格と価格以外の要素、すなわち、同種工事の施工実績や工事成績など、定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する方法であり、地方自治法施行令に規定され、積極的な導入が求められているところであります。

本市におきましては、これまでの入札制度における課題として、公共工事の減少に伴う価格競争の激化やくじ引きによる落札決定が増加している状況となっておりますが、総合評価落札方式を導入することによってこれらの解消を図りますとともに、1つに、災害対応、除雪等の地域貢献を審査することによって、地域の建設業者の役割を適切に評価することが可能となること。2つに、工事实績等を審査することにより、建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、建設業者の育成に貢献できること、ひいては、高い技術的能力と地域の発展に対する強い意欲を持つ建設業者が成長できる環境が整備されるものと考えましたことから、評価方法、評価項目については、既に同制度を導入している県に準じまして、まずは試行により、平

成30年7月以降に公告を行う設計金額5000万円以上の土木一式工事から導入したところであります。

以降、令和元年8月以降の公告案件からは、対象を建築一式工事、電気工事、管工事の3業種にも拡大し、入札実績を積み重ねてきたところであり、本年4月以降の公告案件から業種を4業種から全業種に拡大するとともに、対象となる設計金額を5000万円以上から3000万円以上まで引き下げ、対象案件を増やすことで同方式の効果のさらなる波及拡大を促進することとしたものであります。

本市といたしましては、今後におきましても、公共工事の入札及び契約を取り巻く状況を踏まえ、国や県の動向、他都市の取組状況を参考にしながら、引き続き、品質の確保や競争性の向上、公正性・透明性の確保に努めてまいりたいと考えております。

○藤原浩平委員長 大矢委員。

○大矢保委員 評価方法は、価格評価点が80点、価格以外の評価点が20点になっておりますけれども、予定価格とは有効入札価格上限であり、その下に調査基準価格を設定しており、その下に失格基準の予定価格があるということであります。価格の評価点は、ほとんど変わらないんですよ。それだから、価格以外の評価点で入札者を決めましょうということになってはいる。でも、その価格以外の評価点の中で、例えば工事の実績がつかれない。施工経験として、工事は公共工事でなければならぬと限定されている。これが3点ずつ分配されていて、一番高い。この評価方式であれば、取れる業者は決まってしまうんですよ。だったら、工事経験なんてつくれるわけないし、公共工事なんて、まさか民間のも入れてくれるなら分かるけれども、実績がつかれない。それで、価格評価点以外の内容を見ると、やっぱりこれを――私ははっきり言えば、こういう言葉は使いたくないけれども、官製談合と同じぐらいの指摘になってしまっている。評価項目を見直すという考えはないのか、お伺いをしたい。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 評価項目の見直しについての御質疑にお答えいたします。

評価項目につきましては、大矢委員のほうからも先ほど御紹介ありました、価格評価のほうは80点で、それ以外のを20点としております。また、価格以外の評価項目につきましても、企業の施工能力とか、配置予定者の能力、地域貢献の3つという具体的な項目になっておりまして、この項目の見直しに当たりましては、県や他都市の状況を参考にしながら、これまで評価項目を設定してきたところでありまして、今後におきましても、県あるいは他都市の状況を参考にしながら、評価項目のほうは随時検討してまいりたいと考えております。

○藤原浩平委員長 大矢委員。

○大矢保委員 新しく総理になる菅総理は、前例主義を廃止する、見直すということになっておりますけれども、今の答弁だと前例を踏襲するという答弁なので、全然

新しさが無い。やっぱり青森市独自の評価点というのがあるにしてもいいんじゃないですか。

その評価点の中で、女性が技術者になれば、上乘せされていますよね。女性がなれば1.0——1ポイント。青森市内の業者の中に、何人女性技術者がいるのか教えてください。——分からない。言わない。はい。そうすれば、こういう項目は要らないんじゃないですか、調べていないんだったら。

私たちは前に中小企業振興基本条例を出して、皆さんには守っていただいておりますけれども、総合評価方式で価格を3000万円以上にしたんだったら、3000万円から下は指名競争入札にして、工事の均衡を図っていくという考えがあってもいいのではないかと私は思うのですが、総務部長はどう判断しますか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 指名競争入札についての御質疑にお答えいたします。

地方自治法におきましては、普通地方公共団体の行う契約事務の執行は、公正をもって第一義とし、機会均等の理念にも最も適合し、かつ、経済性を確保し得るという観点から、一般競争入札の方式をもって普通地方公共団体が締結する契約方法の原則としているところであります。

一方で、指名競争入札、随意契約、または競り売り等は、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができるとしているものであって、指名競争入札の実施に当たっては、能力、信用、その他について適当であると認める特定多数の者を選んで競争させることができるという利点ではありますが、指名が一部の業者に固定化し、業者の選定に偏りが生じたり、談合が容易であるといった短所も有していると認識しております。

本市におきましては、これまで様々な入札あるいは契約制度の改革並びに談合防止対策に取り組んできたところでありますが、一般競争入札の導入及び対象の拡大もその中の一つでありまして、今後も入札の透明性の確保、あるいは公正な競争の促進、談合その他の不正行為の排除徹底等に意を用いてまいりたいと考えているものでありまして、指名競争入札の拡大につきましては、地方自治法の趣旨あるいはこれまでの一般競争入札の導入等の経緯を踏まえ、拡大すべきではないと考えております。

○藤原浩平委員長 大矢委員。

○大矢保委員 苦しい答弁だな。いや、これから、条件つきじゃなくて、一般競争入札はまだやっていくということなんだけれども、今までずっと、4月から見ていると、やっぱりみんな同価格で、じゃんけんぽんでやっているんだね、くじ引きだね。ほとんどそうです。ないのは、機械とか、そういうときに業者が足りないところ。要は、神頼みじゃないですか。これは、本当に競争性が生まれるかといえば、みんな今、積算のあれなんかが進んでいるから、みんな同じ価格ですよ。やっぱりもう少し中身を考えていただかないと。私は、統計をずっと取っていますからね。

それで、4月1日から今まで、仕事を取っているのは青森市内の大手だけです。土木でも建築でも。ほかの大手があるとしゃべれば、参加はするけれども、みんな無効をやっている。失格になる人はない。失格になる人は、昔、価格で随分元気に競争した人が今、失格になっている。失格は失格でいいんです。それだけのあれがないから。だけれども、いたずらっぽい業者を締め出すために総合評価落札方式をやったというのは、私は評価はしているんだけど、でも、やり方があまりにも露骨で、業者から見れば、競争があつていいなとしゃべってはいるけれども、例えば、平岡の下水道とか、浪館小学校の屋根とか、ああいうのはみんなあれじゃないですか、業者は決まってしまっているじゃないですか。私も入札参加業者だから、何とも、あまり隅々まで掘り起こすと私もぼろが出てくるからしゃべりませんが、でも、もう少し一考が欲しいなと私は思いますよ。

工事が出れば、次がどこだかというのは私は分かるの。だから、そういう分かるような入札はやらないでほしいなと私は思います。次、取っていないのはあそことあそこだぞという、この辺ぐらひはここまで決まっていると。一番思ったのは、浪岡病院のあれですよ。JVの新築のあのときに、これは何とかしなきゃいけないなと自分でも思いましたよ。あれは、最後まであれでしょう、3回だか、4回やっても、第1位の業者は変わらなかったでしょう、JVが、最後までね。ああいうのは、密約があるんですよ。幾ら不調でやって、価格を上げたり下げたり何したって、取る業者は最初に決まっちゃっている。そこをもっと研究していただいて、元気を出して、皆さんにいい仕事を与えていただきますよう、ここからお願いをして、終わります。

ありがとうございました。

○藤原浩平委員長 次に、万徳なお子委員。

○万徳なお子委員 日本共産党の万徳なお子です。

最初に、8款土木費4項都市計画費4目公園費から公園内樹木の管理について質疑いたします。

私は、去年の12月定例会一般質問でも公園内樹木の管理についてお尋ねいたしました。それで、このたびは、本年8月14日夕方に合浦児童遊園付近上空電線の一部が、樹木に触れた部分が損傷したという件がありました。煙を見て、目撃した住民が通報し、消防車が来て、近所の人たちは何事だろうとびっくりしたと聞いています。この8月14日に発生した合浦児童遊園付近電線の一部が損傷した件について、その原因と今後の市としての再発防止策をお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 万徳委員からの8月14日発生いたしました合浦児童遊園付近上空電線の一部焼損の件についての発生原因と今後の再発防止策についての御質疑にお答えいたします。

本市における公園内樹木の維持管理につきましては、樹木の健全な成長を促すこ

と、また、景観への配慮として樹形を整えることなどを目的に、剪定等を実施しているところであります。また、公園の快適な環境と安全を確保するため、春の公園開設時におきましては、目視による樹木点検を行い、安全の確保が疑われる樹木につきましては伐採などの対応を行うとともに、巡回パトロールの際に枯れ枝や枯れ木を発見した場合には速やかに枝の除却や伐採などを行っているところであります。加えて、電線に近接する公園の樹木につきましては、電気事業者が電線を管理する上で剪定が必要な場合には、電気事業者が市との協議を経て、剪定などの対応を行っているところであります。

今般発生しました合浦児童遊園付近上空の電線の一部が焼損した件につきましては、電気事業者に確認しましたところ、高圧配電線と公園内の樹木の枝が接触したことで、電線を保護する絶縁カバーが焼損、溶解したことが原因と伺っており、今後、電気事業者におきまして、焼損した電線を含む樹木へ近接した3本の電線の張り替えを行うとともに、接触した樹木を含む2本の樹木の剪定を予定しているとのことであります。

本市といたしましては、市民の皆様にも公園を安全で快適に御利用いただけるよう、引き続き、電気事業者とも連携しながら、巡回パトロールなど、公園内の樹木の適切な維持管理に努めてまいります。

○藤原浩平委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 再発防止策についてはまた再度聞いていきますが、当日の消防の対応についてお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部理事、消防長。

○吉本雅治総務部理事 万徳委員の消防の現場対応に関する御質疑にお答えいたします。

委員お尋ねの事案は、令和2年8月14日17時5分に、付近住民から電線から火花が出ており、隣の木に燃え移ったとの119番通報があり、東消防署から水槽付消防ポンプ自動車1台が出動したものであります。消防隊が現場到着したところ、電線からの火花等は確認されず、立ち木の焼損はなかったもので、さらに調査しましたところ、電線の絶縁被覆が溶融し、落下していたのを確認したものであります。その後、到着した東北電力職員が枝の除去及び電線保護カバーの取付けを行ったことを確認し、現場を引揚げしたものであります。

○藤原浩平委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 この事案は火災と処理されなかったと聞いたんですが、その辺の御説明をもうちょっとお願いします。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部理事、消防長。

○吉本雅治総務部理事 万徳委員のこの事案につきまして、火災として処理をされなかったという再度の質疑にお答えいたします。

火災の定義の要件としまして、人の意図に反して発生し、もしくは拡大し、また、

放火により発生したもの。2つとして、消火の必要がある燃焼現象であること。3つとして、これを消火するために消火施設またはこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの。以上、3つの要件が全て該当する事象について、消防機関では火災と判断しております。

本事案につきましては、消防隊到着時に火花の発生はなく、樹木に焼損が認められず、電線の絶縁被覆の溶融のみであったことから、消火の必要がある燃焼現象及び消火施設の利用を必要とするものの2点が合致しなかったため、消防本部としては火災として取り扱わなかったものであります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 住民の目撃は、火が出た、隣の木に燃え移ったということだが、消防としては消火活動をしなかったから火災とはしなかったという御答弁だったと思うんですが、それは記録に残らないと思うんですけれども、記録に残っている過去3年間で、要は、電線と樹木が接触したことによって起こった火災事案はあるのでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部理事、消防長。

○吉本雅治総務部理事 万徳委員の類似火災に関する再度の御質疑にお答えいたします。

過去3年間で、電線と立ち木の枝が接触し、電線の被覆が損傷したことが原因と思われる火災につきましては、平成30年8月3日に浪岡地区で発生した火災1件のみであります。

この火災につきましては、事案の状況から、電線に枝が数年にわたりこすれ、絶縁被覆が損傷し剥がれ、枝と電線の導体が直接接触することで電流が流れ、接触部分で火花が発生し、その熱により着火した電線の絶縁被覆が落下したと推測され、下草に燃え広がったのではないかと推測されるところであります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 平成30年には下草まで燃える事案もあったということで、これはちょっと大きな話だと思うんですが、先ほど再発防止策について、これまでやっている剪定、目視点検、伐採、電気事業者と連携してということをお答えいただきましたけれども、今般の事案を受けて、再発防止策について、検討はされたのでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 万徳委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

今回の事件の発生を受けまして、公園担当のほうでは、今までも行ってまいりましたが、公園の樹木のパトロールにより、電線への近接が認められる際には、今まで同様、電気事業者との相談、また、逆に電気事業者から自分たちがこれこれこ

ういうことで、この地区の樹木を伐採したいという御相談について、今後も対応していきたいと考えております。

○藤原浩平委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 改めて再発防止策についての話は御答弁にはなかったんですけども、東北電力の管理の御担当、配線技術サービスの方に——市役所のすぐ向かいですので、東北電力の方に来ていただきまして、聞き取りをいたしました。それで、原因について、先ほど浪岡の事案では数年にわたりこすれたことでと推測されるというような御説明があったんですが、要は摩擦なのかなと私自身は素人ながら最初聞いたときにはそう思ったんですけども、東北電力の説明によると、回線にほこりやちりが積もり、塩分を含んだ風が飛んできて、塩分も積もるというところに木が接触することによって回路ができ、電流が流れると。それは、人体に影響があるような電流ではないけれども、火が出たり、煙が出たりということが、理論的には、理屈的にはそういった仕組みだそうです。

だとすると、やはり大変心配されることなので、再発防止策というのが必要だと思うんですけども、この8月14日の事案について、都市整備部理事はいつ知ったのでしょうか。この事案については。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 万徳委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

担当であります公園河川課からの報告がいつだったかというのは、ちょっと記憶にはっきりありませんが、お盆休み明けだったように記憶しております。

○藤原浩平委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 それで、通常は東北電力が目視していて、そろそろ切りたいなということで担当課のほうに許可申請が出て、切ってもいいよという許可の書類が出てから、作業に入ると聞きましたが、そういった申請は1年間で何件ほど出ているのでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 万徳委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

電気事業者からの公園担当、樹木担当への協議の件数であります。直近3か年でありまして、平成元年度、昨年度は11件の約240本、平成30年度は5件の約90本、平成29年度は26件の約420本（「令和元年度」と呼ぶ者あり）失礼しました。令和元年度は11件の約240本であります。これは、公園樹と街路樹両方の件数と本数であります。

○藤原浩平委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 確認ですけれども、これは、東北電力から作業してもいいですねという許可の申請ですね。大丈夫ですか——はい。意外とやはり多かったなということで、びっくりしたんですけども、実は、この8月14日の合浦児童遊園の事案について、東北電力は目視をして、6月にそろそろ切らなくちゃいけないと思っ

ていたところで、実はプラタナスだったと。プラタナスは成長が早くて、そうこうしているうちに8月14日に起こってしまったということも言っていました。木によって、確かに成長が早いということもあると思います。

結果的に、東北電力も目視してパトロールをやっているけれども、3年間に2件の119番通報がされたということで、東北電力のほうに、管理責任はどちらにあるんでしょうかと質問をしました、私。そうしたら、第一義的には持ち主に管理責任があると思っているということでした。というのは、公園とか、街路樹だったら、市なわけです。先ほどの浪岡の事例は個人の家だったので、個人宅の管理責任ということになると思うんですが、こういった東北電力の第一義的には持ち主に管理責任があるよという——私はそのように聞いて、一応、聞き取りのときには御紹介しているんですが、見解をお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 万徳委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

その持ち主というものが電気事業者における電線なのかというところがちょっと疑問なところもあるんですが、樹木に関して言いますと、電気事業者の規程によりましては、通常、樹木に触れないように管理することという規定が電気事業者には義務づけられておりますので、電気事業者からの相談については今後もしっかり現場確認等対応してまいりたいと考えております。

○藤原浩平委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 もしこの場に参考人として東北電力の方が来て、私が質問できれば、双方の考えが違っているということが明らかになるのかもしれませんが、ともかく連携するということですので、ぜひそっちだそっちだと言わずに、市民の安全を守るために再発防止策を改めて、今まではこうやっていたということにとどまらず、検討していただきたいんです。

昨年的一般質問で、公園に限って言うと樹木が約4万4000本あると。市内の公園には約4万4000本。それで、伐採、切っちゃったというのが1年間で約100本前後と。腐朽などで危険な樹木を優先的に、限られた予算の中でとありましたが、伐採しているという御答弁をいただきました。それで、住民からは、伸び過ぎるとか、多過ぎるとい声があり、せめて1割ぐらい間引きしてほしいという声があるんですけれども、年間100本伐採したとしても、1割間引きするには40年から50年かかっちゃうという本数ですよ。ですので、公園にある樹木の計画、管理の計画は、従来以上に、抜本的に検討すべきだということを要望して、この項は終わります。

続きまして、3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費、認知症の早期発見の取組について質疑いたします。

年配の方からですけれども、生活費、お金が足りなくなったという相談が結構頻繁にありまして、そのたびに、年金は幾らもらっているんですかと聞いてもなかなか返答がない。やっとな通帳を見せてもらったりして、2か月に一遍の年金が分かり、

それで、1か月でこれぐらい使うんですねと。1日の買い物は幾らと決めていますかと聞いても、返事がないというようなことで、もしかしたらちょっと認知症の症状が出始めているのかなと私は素人ながら思ってしまいます。こうした認知症の早期発見に対して、市としてはどのような取組をしているかお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 万徳委員からの認知症早期発見のための取組についての御質疑にお答えいたします。

認知症施策の推進に当たり、認知症の早期発見・早期対応は重要なものと認識しており、主に4つの取組を行っております。

1つには、認知症かもしれないと心配になったら、迷わずに地域包括支援センター等に相談し、ためらわずに医療機関を受診することを促す認知症ケアパスを平成27年度に市内全世帯へ毎戸配布したほか、その概要版を市民の皆様が多く集まる機会を捉えて配布し、周知を図っているところでもあります。また、介護保険事業所や介護施設、医療機関、その他関係機関などへも配布し、認知症の早期発見から必要な治療や支援につなげる取組を進めております。

2つには、各地域包括支援センターに国の認知症に関する研修を受講した専門職であります認知症地域支援推進員を配置し、認知症の方やその御家族の相談支援を行っているほか、認知症の早期発見・早期対応のため、もの忘れ相談会等で認知機能評価アプリを使った脳の健康チェックや認知症スクリーニング検査なども行っております。

3つには、御家族や職場、地域の方に認知症と思われる症状が出たとき、いち早く気づくとともに、認知症の方やその御家族を地域で温かく見守る応援者を増やすため、認知症サポーター養成講座を開催しております。

4つには、地域ぐるみで見守りに取り組み、温かな気づきを広げるための高齢者等見守り活動の手引きを作成し、見守り活動の主な協力者である民生委員・児童委員や町会・町内会関係者、高齢者相談協力員等に配付したほか、出前講座や寿大学などでも活用し、見守り活動への協力を広く呼びかけているところでもあります。

今後におきましても、認知症の早期発見・早期対応の取組を通じまして、高齢者等が住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができるよう努めてまいります。

○藤原浩平委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 今御答弁いただいた中のサポーター制度、認知症——ちよつとごめんなさい、ちよつと長い、サポーター制度は、今、何人ほどになっているのでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 万徳委員からの認知症サポーターの人数というお尋ねです。

これまで何年間も認知症サポーターの養成講座をしておりましてけれども、大体

1万8000人程度いるものと思っております。

○藤原浩平委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 約1万8000人というほど、随分と多いサポーターがいらっしゃるということはとても心強いことなんですけれども、こういった機会で認知症サポーター養成講座が開かれるのでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

こういった場面でというお尋ねですけれども、認知症サポーターは、認知症についての基礎知識や対応の仕方などを学んで、認知症の人やその御家族を地域で温かく見守る応援者となっております。それらにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、寿大学、あとは職場で申込みされたりとか、あとは学校の、いわゆる部活動の一環みたいな形で申し込まれているなど、様々な場面を使って講座を実施しているところであります。

○藤原浩平委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 様々な場面でという御答弁でしたが、例えば、私が近所の5人ぐらを集めて講座をお願いしますと言えば、来ていただけるということでしょうか。なので、ぜひ議員みんなサポーター——もうなっぺいらっしやる方もいらっしやるんでしょけれども、ぜひ早期発見のために、私自身も奮闘したいと思うんですが、特に今般、コロナの影響で出かけるところがなくなり、趣味の活動とか、みんなが集まるところが制限されたということもあって、何となく調子が悪くなっている方も増えているような懸念がありますので、ぜひ早期発見のために引き続き御尽力をいただきたいと思ひまして、次の項に移りたいと思ひます。

○藤原浩平委員長 ちょっと待つて。福祉部長。

○館山新福祉部長 先ほど私、認知症サポーターが直近で何人ほどいらっしやるのかという御質疑に1万8000人程度と申し上げましたけれども、正しくは令和2年8月末現在で1万9251人となっておりますので、訂正させていただきたいと思ひます。

○藤原浩平委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 次に、4款衛生費1項保健衛生費、動物愛護についてお尋ねします。

今般、野良猫が増え過ぎているような相談、こちらも相談が増えていて、あちらこちらで野良の子が自分の家の敷地に来て、子猫を産んだんだけど、できれば命は助けたいと。県の動物愛護センターや保健所に電話したのでは殺処分につながってしまうのではないかと懸念もあって、私のところにどうしたらいいかという相談がこの5月から相次いでいるんですけれども、質疑は、野良猫が子猫を産んだ際、発見した市民はどうしたらいいのか、見解をお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 万徳委員からの野良猫が産んだ子猫を発見した場合の市民

の対応についての御質疑にお答えいたします。

市民が野良猫が子猫を産んだのを見つけた場合には、まずは青森県動物愛護センター内に設置している青森市保健所生活衛生課分室に御相談いただきたいと考えております。実際に市民の方から相談が寄せられた場合には、その子猫に餌や水などを与えてしまうと、その場に子猫が居着いてしまうことがあることや、また、親猫が子猫の世話をしている最中である可能性もあることから、そのまま見守っていただくことをお伝えしているところです。また、親猫がそばにおらず、自活できない子猫が取り残されているような状況の場合には、生活衛生課分室まで連れてきていただければ、引取りを行っていることを御説明しているところです。一方、相談者自らが保護した上で、新たな飼い主を探したいという意向がある場合には、市内の動物愛護団体を御紹介し、連絡先をお知らせしております。

野良猫は、もともと人が飼っていた猫が繁殖し、増え過ぎたことに起因するものであることから、その減少に向け、まずは野良猫を増やさないようにすることが重要と考えております。その取組として、野良猫の餌やりについて情報が寄せられた場合には、現地の状況を確認するとともに、餌をあげている方に対して、そのまま与え続けると、その猫が子猫を産み、結果として野良猫が増え続けてしまうので、無責任な餌やりをしないようお願いをしております。また、無責任な餌やりがふん尿被害を発生させるなど、地域の快適な生活環境に影響を及ぼすことから、啓発チラシを作成し、町会への配布を通じ、無責任な餌やりはしないようにすること、室内で飼い、迷子札や首輪などをつけること、増え過ぎないように不妊去勢手術をすることなどについて、周知啓発を行っているところであります。

野良猫に関する相談は年々増加しており、子猫に関する相談も増えていることから、野良猫が無用に増えることのないよう、引き続き、無責任な餌やりをしないよう周知を行うとともに、動物愛護団体等との連携を図ってまいります。

○藤原浩平委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 私も相談が寄せられれば、私自身も所属しているボランティア団体に連絡したり、個人で一時保護、預かりをしている人や、動物病院、猫カフェなどを紹介しているわけですが、そこに至るまでも、保護するためにも捕獲器が——猫はぴよぴよぴよと跳びはねるから、捕獲器を貸してもらえないものかしらと思って、今回この質問を用意したんですが、残念ながら、捕獲器は貸出しができないというお話でした。それはなぜでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 捕獲器に関する再度の御質疑にお答えいたします。

捕獲器の貸出しにつきましては、誤って飼い猫を捕獲してしまい、飼い主とのトラブルになるおそれがあることや、また、当該捕獲器が猫の駆除目的で使用される可能性もあることから、貸出しについては考えてはいないところです。

○藤原浩平委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 今の御説明だと、保護のために貸出しすることは可能性があるような感じがしましたので、ぜひ御検討いただきたいということと、増え過ぎないためには、私も一般質問で質問しましたが、去勢・避妊手術などへの一部助成など、各自治体がやっていることをぜひ青森市も検討していただきたいことを要望して、この項は終わります。

続きまして、7款商工費1項商工費、雇用対策について。

特に派遣労働者の今般のコロナ禍の下での労働問題や職業相談についての取組をお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 万徳委員からの派遣労働者の労働問題や職業相談についての市の取組についての御質疑にお答えいたします。

派遣労働者を含む労働者の労働問題につきましては、法律に基づき、労働行政を所管する国が労働者からの相談対応や事業主に対する指導などを行っており、青森労働局及び青森労働基準監督署に総合労働相談コーナーを常設し、職場のトラブルに関する相談や、解決のための情報提供を行っているところであります。また、職業相談につきましては、青森公共職業安定所、通称ハローワーク青森におきまして、職業紹介をはじめ、雇用に関する各種の相談・指導を行っております。さらに、県におきましては、若年者を対象とした青森県若年者就職支援センター、通称ジョブカフェあおもりでありますが、それや、中高年の方を対象といたしましたネクストキャリアセンターあおもりにおいて、それぞれ就職支援を行っております。

市では、これら国、県の関係機関における労働相談や職業相談の窓口について、「広報あおもり」や青森市ホームページ等を通じて周知に努めているとともに、市に相談が寄せられた場合には、その内容に応じ、指導監督権限を有する労働局など、相談先として適切な関係機関を紹介しているところであります。また、関係機関による就職に関する相談会等の実施につきましても協力・支援しているところであり、今年度、これまで5回にわたってあおもり若者サポートステーションが、駅前庁舎1階駅前スクエアにおいて、「働くきっかけ」を相談するご家族向け個別相談会を開催しており、この9月24日にも6回目の相談会が開催されることとなっております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 この質疑は、本会議で日本共産党の山協議員もさせていただき、御答弁もいただいております。数字もお示しいただいたんですけれども、私のところだけで3件、派遣労働者からコロナの影響で仕事が少なくなる、あるいは失うということで相談がありました。

1件は、雲谷に住んでいる30代のお孫さんのことで、6月に期間満了を迎え、十数年も勤めた自動車会社を辞めて、青森に帰ってきたということを知ったので、そ

の当時の市の雇用政策などをお勧めしたんですけれども、自分は現場だったからちょっと合わないんじゃないかということと帰ってきたばかりでなかなか気が向かなかったということで職業相談には結びつかなかったんです。

もう1つは、本人で、50代の方なんですけれども、市内の派遣労働者で、仕事が減ってしまったので、今、雇用調整助成金は本人でも書いて申請できるということで前向きな改定があったんですけれども、残念ながら、その方の——やはり自分で書いても会社が記入して、判こを押すところが返ってこなくて、1か月近く待たされているということで相談がありました。それで、農業の雇用促進のマッチングなども紹介したんですけれども、なかなかやはりタイミングよく仕事がないということで結びつきませんでした。

3人目の宮城県から来た息子さんの場合は、期間はまだあったんですけども、仕事が少しずつ減らされ、やがて家賃まで本人負担に変えられて、それでも続けるかどうか、1週間以内に返事をくださいと会社のほうから言われ、もう暮らしていけないなということで退職を選んだそうですけれども、結局、そのときは、口約束では会社都合にするから雇用保険はすぐ出るよという話だったんだが、青森に帰ってきて、実際に手続きしようと思ったら、自己都合にしかならなかったということで、雇用保険もなかなか遅くなってしまうという事例が寄せられていますので、ぜひ親身になった御対応をお願いして、最後に、7款商工費1項商工費、クルーズ客船について。

今般4月から全てのクルーズ客船の青森港への入港が、寄港が中止となっています。4月から11月までの乗客定数だけの合計でも4万1970人、乗組員数が1万8284人ということで、約6万人ほどが、残念ながら、クルーズ客船に乗って、青森の港に降りるということがなかったわけですけれども、やはり感染防止と経済振興・観光振興の両立が求められると思います。市として、こういったクルーズ船の寄港に当たり、感染症への対応をどのように考えているかお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 万徳委員からの今後のクルーズ客船寄港に当たっての対応についての御質疑にお答えいたします。

市では、クルーズ客船の受入れに当たりましては、市民の安全・安心を第一に考える必要があると認識しております。

現在、国におきましては、クルーズ客船の受入れの再開に向けて、事業者及び港湾管理者などの関係者が講じるべき措置等について、有識者から意見聴取をするとともに、関係省庁との調整を進め、クルーズ客船の安全・安心な受入れに向けて、新型コロナウイルス感染症対策などを盛り込んだガイドラインを9月中に取りまとめる予定としております。

また、他都市におきましては、クルーズ乗船客が下船する際の対策として、ターミナル施設内でのサーモグラフィー検査をはじめ、アルコール消毒液の設置や発

熱・せきなどの症状の自己申告を促す案内の配付・掲示のほか、感染が疑われる方への対応として、PCR検査のための搬送までの待機場所の確保、検疫所や保健所との連絡・情報共有する体制の整備などの感染症対策を検討している状況であると認識しているところであります。

市といたしましては、新型コロナウイルス感染症終息後には再び青森港へ多くのクルーズ客船に寄港していただけるよう、今後、国のガイドラインのほか、他都市の検討状況を踏まえ、港湾管理者であります県や関係機関などと連携しながら、青森港の安全・安心な受入れ態勢の構築を進めてまいりたいと考えております。

○藤原浩平委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 今年の寄港予定はなくなったということですが、例えば今年度中の寄港予定など、分かっているところはあるのでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 万徳委員からの今年度中に再度の寄港予定があるのかという再度の御質疑にお答えいたします。

新聞報道等でも既にもありましたとおり、令和2年、今年の青森港へのクルーズ客船の寄港予定回数は、当初、外国船が20回、日本船が5回の合計25回の寄港予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、予定していた全ての寄港が中止になったところであり、今年中の寄港予定については今のところ予定はないというところであります。

○藤原浩平委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 再開のめどについては分からないだろうと思うんですが、いずれにしても、せつかく再開されたときに混乱しないように、ぜひ寄港予定を早めにお知らせいただくよう、県に要望するようお願いをして、私の質疑は終わります。

○藤原浩平委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後4時からといたします。

午後3時32分休憩

午後3時58分再開

○藤原浩平委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、工藤健委員。

○工藤健委員 市民クラブ、工藤健です。どうぞよろしく申し上げます。

議案別冊令和2年度青森市一般会計・特別会計補正予算、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

感染症患者が発生した場合、保健所は患者への対応と併せて、どのような調査をするのか教えてください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 工藤委員からの新型コロナウイルス感染症患者発生時の対応についての御質疑にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合には、当該患者の感染症指定医療機関等への入院調整を行うとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第1項に基づく就業制限の通知、同法第37条に基づく入院の勧告を行い、速やかに入院していただいております。

新型コロナウイルス患者が発生した場合には、積極的疫学調査を行うこととしており、具体的には、患者の症状が出現した日の2週間前から入院までの期間について、症状が出現した日、発症日や症状の経過、いつ、誰と、どれくらい接触していたか等、どこから感染したかという感染源を推定するため及び感染しているおそれがある濃厚接触者を特定するため、患者の不安に寄り添いながら正確な情報を丁寧に聞き取りしているところであります。

濃厚接触者の特定に当たっては、国立感染症研究所感染症疫学センターの「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」に基づき、感染する可能性がある期間として、患者が発症した日の2日前から接触した方のうちで、患者と同居あるいは車内等で長時間の接触があったかどうか、感染防護なしに患者の看護・介護等していたかどうか、患者の唾液やたん等の分泌液に直接接触したかどうか、感染防護なしに目安として1メートル以内の距離で15分以上の接触があったかどうか等に該当する方について、周辺の環境や接触の状況等から総合的に判断し、PCR検査を行うとともに、検査結果が陰性だった場合でも、その後2週間の健康観察を行っているところであります。

○藤原浩平委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。感染症患者が発生した場合、入院調整を行い、速やかに入院してもらおうと。感染源の推定としては、濃厚接触者を特定するために正確な情報を聞き取る。濃厚接触者の目安としては、発症2日前から1メートル以内で15分以上の接触があった場合などということでありました。

それでは、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の概要をお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 接触確認アプリ「COCOA」の概要についての再度の御質疑にお答えいたします。

接触確認アプリ「COCOA」は、利用者御本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能——ブルートゥースを利用し、互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、

通知を受けることができるスマートフォン専用アプリであります。

保健所は、陽性者に対し新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム、これは、国と直結している「HER-SYS」というシステムとなりますが、その「HER-SYS」から処理番号を発行いたしますが、アプリ利用者が陽性者となった場合、御本人が保健所から発行された処理番号をアプリに入力すると、その陽性者と登録時点から過去14日間におおむね1メートル以内で15分以上の近接した可能性のあった方に通知が送られてくる仕組みとなっております。通知を受けた方がアプリで御自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者相談センター等の連絡先が案内されることから、相談があった場合には、状況を伺い、接触した可能性のある方をPCR検査の受診などにつなげ、感染拡大の防止を図るためのツールとなっております。

○藤原浩平委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。COCOAですが、スマホのアプリで濃厚接触者と1メートル以内で15分以上近くにいた状態を受けて、可能性を通知する仕組みであると。帰国者・接触者相談センターが連絡先として案内され、接触した方をPCR検査受診につなげる受診拡大防止のためのツールということですね。

確認ですけれども、そのCOCOAのアプリを入れているスマホに濃厚接触の可能性があると通知が来た場合は、自覚症状がなくても、PCR検査は可能でしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 アプリの通知についての再度の御質疑にお答えいたします。

アプリで通知が来た場合、その状況については保健所の帰国者・接触者相談センターへ案内されることから、保健所でそういった連絡を受けた場合には、まず、御本人の行動歴など、様々お伺いをさせていただきます。そして、その状況から検査の必要があると御本人の話も聞いて判断した場合、PCR検査につながりますが、その際は、御本人の症状等がなくても行政検査としてのPCR検査につないでいくこととしており、実際に、そのように対応させていただいている方もおります。

○藤原浩平委員長 工藤委員。

○工藤健委員 分かりました。これは先月の末ですよ、厚生労働省から通知が来て、それまでは症状がなければ、行政検査はできなかつたんですけれども、今は、その有無にかかわらず、行政検査を受けられるということです。

この接触確認アプリ「COCOA」ですけれども、青森市の保健所では、アプリの活用についてはどのように考えていますか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 アプリの活用についての再度の御質疑にお答えいたします。

接触確認アプリ「COCOA」は、感染拡大防止を図るためのツールとして、国が推奨しているところであり、一律に登録を勧めるものではなく、個人が自身

の必要度に応じて御利用いただくことが望ましいと考えておりまして、その情報については、市では、市ホームページにも掲載し、周知をしているところであります。

○藤原浩平委員長 工藤委員。

○工藤健委員 分かりました。アプリの目的は、いわゆる保健所のサポートを迅速化するという意味もありますし、もちろん、早期に対応できるということです。ただ、このアプリのダウンロードは昨日現在で約1685万件と。それで、陽性登録者数は749件しかないんですが、ただ、この数週間でかなり急速に増えています。これは、多分、先ほど言いました症状あるなしにかかわらず、PCR検査を受けられるということも含め、これまでこのアプリにいろんな誤解があったんですね。個人情報特定されるんじゃないとか、あるいは感染すると追跡されるとか、あるいはソフトに不具合があるとかというのはあったんですけども、これは全て解決されております。個人情報が悪用されることも、データ自体を取得しておりませんので、そういうことがないと。ある意味、リスクとしては、とても低いアプリであります。

先ほど青森市もホームページとは言うておりましたが、大分かなり隠れたところにあるんじゃないかと思えます。探しましたけれども、なかなか見つけられなくて、県内ではつがる市と青森市が唯一ホームページに載っていないんじゃないかなと思いましたが、そこはもうちょっと分かりやすいところに出していただきたいと思えますが、このCOCOAですけれども、いわゆる導入する人が多ければ多いほど威力を発揮することになっていて、例えば、1つの会社であるとか、組織、コミュニティがある程度の率で導入をしていけば、かなり感染防止には効果があると言われております。実際、明治、コカ・コーラボトラーズジャパン、楽天は全社員を対象にしておりますし、医療機関でも関係者に促進しているところもあります。

青森市として、やはりこのCOCOAの積極的な導入支援、これはあくまでその本人が入れる、自分の意思で入れるのが、主体的に入れるというのが条件ではありますけれども、推奨している自治体は多いので、ぜひ青森市もそのように進めていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 アプリの推奨についての再度の御質疑にお答えいたします。

先ほど工藤委員から御紹介ありましたとおり、一定の集団にサービスを提供している方々や不特定多数の方々と近接する業種の方々などの場合、この接触確認アプリ「COCOA」を利用することで陽性者と接触した可能性が分かり、検査につながるサポートを早く受けることができるという点で感染拡大の防止につながることで期待されます。

一方で、アプリは、陽性者となった御本人が他の利用者へ通知することに、先ほど委員からもありましたけれども、同意いただくということが前提になっており、陽性者が登録した時点から14日前までに接触した可能性のある方へ通知されることから、陽性者の方の入力のタイミングによっては、接触した可能性があったとして

も通知を受け取ることができない場合があることや、アプリ利用者が近接通信機能を常に作動させていなければ、接触した情報が残らないということ、また、御利用のスマートフォン同士がおおむね1メートル以内の距離で15分以上の近接した状態にあった場合、接触として検知される可能性が高くなり、機器の性能や周辺環境、端末を所持する方法などの条件や状態により、計測する距離や時間に差が生じ、正確性を保障するものではないこと等の課題もあります。

このようなことから、アプリにつきましては、一律に登録を進めるということではなく、個人が自身の必要度に応じて御利用いただくことが望ましいと考えており、そういう点では、先ほど委員からも御指摘ありましたとおり、ホームページ上においても、もう少し分かりやすい形のところに掲載を進めてまいりたいと思います。

○藤原浩平委員長 工藤委員。

○工藤健委員 このCOCOA自体は、先ほども言いましたけれども、導入してのリスクはとても低いです。導入したから、それで何らかのデメリットがあるということはほぼないです。逆に、メリット、可能性はあるので、今、話を聞くと、いいことはないようなことをお話ししていますが、これはちょっと違うと思うんですよ。これは、推奨すべきだと思います。ぜひ可能性があるのであれば、どうぞ入れてくださいと。いわゆるメリットを伝えて推奨すべきで、こうこうこうだから入れるのはちょっとということではないと思うので、今、秋を迎えて第2波、そしてインフルエンザも可能性としてある中では、「Go To Travel」も東京発着も分かりませんよね。そういう中では、より危機感を持って、これは感染拡大防止の1つの方策として考えられることですので、これで全てはもちろん解決しませんが、可能性があることは、やはり一つ一つきちんと青森市としては利用、活用していくべきだと思います。ぜひ要望いたします。これはこれで終わります。

次に、議案別冊184、185ページ、青森市自動車運送事業会計補正予算から、市営バスのキャッシュレス化についてであります。市営バスのキャッシュレス化事業について、その概要をお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 工藤委員の市営バスのキャッシュレス化についての御質疑にお答えをいたします。

交通部では、新型コロナウイルス感染症対策として、国土交通省や公益社団法人日本バス協会からの通知等を踏まえ、全職員のマスク着用や正しい手洗いの励行など、職場内での感染防止行動を徹底するとともに、バス車内の飛沫感染防止対策や換気・消毒の実施、利用者に対する感染予防対策の周知などを行い、感染拡大防止に努めてきたところであります。

今後、新しい生活様式を踏まえた対応が求められる中、交通部では、新型コロナウイルス感染症予防対策と感染収束後の観光需要の回復に向けた受入れ環境を整備するため、市営バス車内と青森駅前発売所等の販売窓口のキャッシュレス化を進め

ることとし、所要の経費を本定例会に補正予算案として提案し、御審議いただいているところであります。

具体的には、市営バスの車内におきまして、接触機会の低減や運賃支払い時の混雑解消による密集回避を図るとともに、バス利用者の利便性向上に資するため、ＩＣカードシステムを導入しようとするものであります。また、定期券等の販売窓口におきましては、電子マネーやＱＲコードなど、複数のキャッシュレス決済に対応できるよう、その環境を整備するものであります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。市営バスでの感染防止と収束後の観光受入れ態勢整備もありますね。あと、市営バス車内、そして青森駅前発売所等の窓口のキャッシュレス化と。

それで、キャッシュレス化した場合のメリットですけれども、どのように捉えているのかをお伺いします。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 工藤委員のＩＣカードの導入のメリットについての再度の御質疑にお答えをいたします。

ＩＣカードの導入のメリットの主なものといたしましては、１つには、乗降口の端末に軽くタッチするだけで素早く運賃精算ができ、乗降に要する時間の短縮が可能となるため、新型コロナウイルス感染症予防対策として、車内における接触機会の低減や運賃支払い時の混雑解消による密集回避の効果が期待できることがまずあります。２つには、運賃表の確認や現金で運賃精算を行う必要がないことから、国内外の観光客など、目的地までの移動が円滑化されまして、新型コロナウイルス感染収束後の観光需要の回復に向けた受入れ環境が向上する効果が期待できるものと考えております。また、３つには、埋め込まれましたＩＣチップに多くの情報を記録することができますことから、定期券や割引等のサービスが１枚のカードで利用することが可能となり、日頃から市営バスを御利用いただいている市民の皆様などの利便性の向上が期待できるということも挙げられるものと思っております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。メリットはたくさんあるんですね、本当に。ダブるかも分かりませんが、利用者のメリットとしては、例えば、高齢者、障害者の方にとってもバリアフリーになるというか、いわゆる現金の準備不要ですので、あるいは多様なサービスということでは、先ほど言いました割引定期、あと、商業利用も可能です。それと、乗降時間短縮によるバスの定時性も生まれますし、旅の利便性も向上すると。事業者、市営バス側にとっても、乗降時間の短縮もそうですし、冬の交通渋滞緩和、定時性・信頼性の向上もあります。あとは、運賃確認

の簡略化ということも出てきますし、前払いしてもらおう形になるので、財務メリットも出てくる可能性もある。あと、電子マネー機能。ビジネスチャンスにもなり得るかなという気はしています。データに基づく運行ダイヤの改善も可能ですし、非接触型になると、それだけ保守コストも削減されると言われています。地域社会のメリットとしても、商店街とか、レンタサイクル、観光地、公共施設等、これも導入すれば、全てつながっていきますので、あとは地域経済独自にポイント加算ということも可能です。

それで、この交通系ＩＣカード導入については、実は平成24年の定例会でも最初にお伺いをしておりますが、当時、答弁をいただきました導入費用は、そのときはおよそ８億円とおっしゃっておりましたので、今回の予算は約８億7894万円ですので、バスの中の消毒あるいはカーテン設置などを入れると、ほぼほぼ近い数字になるんだと思います。それは、Ｓｕｉｃａ前提でしたけれども。どんなキャッシュレス化になるか、今後の検討によると思いますが、導入に向けたスケジュールをお知らせいただけますか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 工藤委員のキャッシュレス化導入のスケジュールについての再度の御質疑にお答えをいたします。

本定例会に補正予算案として提案し、御審議いただいているところであります。今後、ＩＣカードのシステムなどの詳細を検討することとしておりますので、現時点で具体的な運用開始時期をお示しできる状況にはありませんが、新型コロナウイルスの感染予防対策であるということを念頭に置きまして、販売窓口のキャッシュレス化などから、段階的に導入してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 工藤委員。

○工藤健委員 分かりました。とにかくこの議決を受けてからということでありませぬ。

昨年の定例会でもお話ししましたがけれども、函館市に行ったときに、市営バスもそうですし、市電も使えました。本当にストレスフリーですし、あとは年に何回か東京に行く際も、私は、スマホの中に入れてしまっているので、現金は使いません。現金を使うのは、唯一、青森駅に帰ってきて、駐車場の料金を払うときだけです。それ以外は、スマホだけで全部精算できます。そのぐらい要はキャッシュレス社会になっておりますので、いい悪いにかかわらず、手間、スピード、利便性、そして現金を持ち歩かないという安全があります。さらに、これから観光、インバウンドもまた来年以降ありますので、公共交通利用の利便性含めて、導入を何回かしてきましたけれども、皮肉にも今回、コロナ禍の中で一気にキャッシュレス化が進むということでもあります。

利用者の利便性を考えますと、市営バスだけではなくて、ほかの交通機関でも相

互利用できる交通系 I Cカードにすべきと思いますが、いかがでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 工藤委員の交通系 I Cカードについての再度の御質疑にお答えをいたします。

先ほども申し上げましたけれども、ただいまこのキャッシュレス化に関します関連経費につきまして、補正予算として提案いたしまして、御審議いただいているところでもあります。今後、I Cカードのシステムなどの詳細を検討するということとしておりますので、その中で、今、委員の御指摘のような利便性も含めて、その機能について、新型コロナウイルス感染症予防対策と感染収束後の観光需要の回復に向けて、受入れ環境整備に効果的なものとなるように検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。交通系 I Cカードは、市内でもコンビニでは使えますし、あと、全国チェーンのスーパーは使えます。あと、郵便局でも使えるんですよ、びっくりしましたが。せっかく導入するんですから、もちろん、市営バス以外にねぶたん号もそうですけれども、J R、青い森鉄道にも働きかけて、共通利用できる、広域交通ネットワークで使える利便性の高いものにぜひしていただきたい。導入を決めています宇都宮市、あるいは岩手県交通株式会社のように地域独自のポイントも付加できる、いわゆる地域連携 I Cカードというものがありまして、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

先月、青森県鉄道整備促進期成会と青森県、青森県議会が、J R東日本の盛岡支社を訪れて、本県の各駅に地域連携カードなどの導入を要望したと新聞報道もありました。ぜひこうした状況も踏まえながら、地域内で使いやすく、移動がスムーズにできる、青森市政の運営にも資するものになるように、今後の検討を進めていただきたいと要望いたします。ありがとうございます。

時間切れになりましたので、私の質疑はこれで終わります。

○藤原浩平委員長 ただいま発言の申出がありますので、これを許可いたします。保健部長。

○浦田浩美保健部長 先ほど工藤委員からの御質疑に対する答弁で、患者が発生した場合の対応について、第37条に基づく入院の勧告を行うと申し上げましたが、正しくは第19条及び第20条でありますので、謹んでおわびし、訂正をさせていただきますと存じます。

○藤原浩平委員長 次に、山本武朝委員。

○山本武朝委員 公明党の山本武朝でございます。

最初の質疑は、第4款衛生費第1項保健衛生費第2目予防費についてお伺いいたします。タイトルは、次のインフルエンザ流行の備えについてということでありま

す。

厚生労働省は、地域の診療所でインフルエンザと新型コロナウイルス感染症の検査を同時に行えるよう、体制強化を今般打ち出しておりますが、市は、医師会とどのように協議を進めていくのかお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 山本武朝委員からの次のインフルエンザ流行に備えた市と医師会の協議についての御質疑にお答えいたします。

国では、去る8月28日、「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」として、重症化するリスクの高い高齢者や基礎疾患がある者等、医療資源を重症者へ重点化していくことや、季節性インフルエンザの流行期に備えた検査体制や医療提供体制の確保・拡充の方針を取りまとめました。これを受け、国では、9月4日付で「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」を通知しております。

その概要は、地域の実情に応じて、多くの医療機関で発熱患者等を相談・診療・検査できる体制を整備することとしているものであり、相談体制の整備として、発熱患者等が電話等で相談を行い、看護職員等が適切な医療機関を案内するとともに、家庭内での感染対策や受診に当たっての留意事項などの指導を行える相談体制を整備した医療機関を指定し、増やしていくこと、診療・検査体制の整備として、発熱患者の診療または検査を行う医療機関を（仮称）診療・検査医療機関として指定し、増やしていくこと、これらの体制の整備により、発熱患者等は、事前に帰国者・接触者相談センターに相談することなく、かかりつけ医等の身近な医療機関に直接相談・受診することとなるため、帰国者・接触者相談センターは、従来の役割から、住民が相談する医療機関に迷った場合、最寄りの適切な医療機関の案内や必要に応じて受診調整を行う（仮称）受診・相談センターとして体制を維持・確保すること等となっております。

国では、これら次のインフルエンザ流行に備えた体制整備につきましては、これまでの医療機関体制整備と同様、都道府県が主体となって推進していくことを基本としており、都道府県は10月中を目途に体制整備を完了することとされております。また、検査体制の整備に関しましては、次のインフルエンザ流行を見据えた検査需要、検査体制、検査能力等を都道府県ごとに計画していくこととされております。本市におきましても、今後、県と連携し、体制整備を行ってまいります。

○藤原浩平委員長 山本武朝委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。大きくこのコロナのPCR検査体制、また、このインフルエンザについての流行の備えについて大事な流れを答弁いただきました。私も答弁にありました8月28日の「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」——感染対策本部で出したやつですね。そして、9月4日付で厚生労働省が通達で出した「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」ということで、私も目を通させていただいたところでもあります。

答弁にありましたとおり、これまでの保健所の帰国者・接触者センターに相談するのが1つと、また、地域外来、そしてPCR検査センター、それだけじゃなくて、大きく変わったのは、このたび身近なかかりつけ医等でこの診療・検査ができる、そういったところを指定して増やしていくということで、大きく変わったところがあります。また、帰国者・接触者相談センターは、今後もその受診・相談センターとして最寄りの医療機関等を紹介していくという答弁がありました。10月を目途にということで県と連携していくということで、もうすぐのことですので、今準備しているかと思えます。

質疑の2つ目は、インフルエンザと新型コロナは、発症など、症状が似ていますが、かかりつけ医と地域の医療機関での受診体制はどのようになるのでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 地域の医療機関の受診体制についての再度の御質疑にお答えいたします。

現在、本市では、青森市急病センターを地域外来とし、症状等心配がある方は、平日、土日・祝日を含む毎日予約なしで誰でも19時から22時まで受診ができ、診察で医師からPCR検査が必要と判断された方には、翌日、検査センターで検査を受けていただいております。検査センターも毎日運営していることから、感染への不安に即座に対応し、安心できる県内随一の体制を整えております。

国が8月28日付で取りまとめた「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」の中で、次のインフルエンザ流行に備えた外来・検査体制の整備が示されており、その内容は、かかりつけ医等の地域の身近な医療機関において、必要な感染予防対策を講じた上で、相談・外来診療・検査を行う体制を整備すること、事前に電話予約の上、受診することを徹底することを含め、今後の相談・受診方法を広く住民に周知すること、地域の診療所等で十分な検査体制を確保できない場合には、地域外来・検査センターを拡充し、検査体制を確保することとされております。

現在、発熱などの症状がある方は地域外来・検査センターを多くの方に御利用いただいているところであり、かかりつけ医等の地域の身近な医療機関における外来診療・検査体制整備につきましては、今後、市医師会と協議を行ってまいります。

○藤原浩平委員長 山本武朝委員。

○山本武朝委員 答弁ありがとうございます。今後、かかりつけ医でも検査ができるよう、市医師会としっかり打合せしていくということで、もう本当にこの市医師会の先生方の協力なしにはできないので、このとおりであります。当然、地域外来、そしてPCR検査センターを設置する目的の一つには、あのときに地域の医療機関にいっぱい殺到してはいけないという狙いもあって地域外来を設置して、当然、それも医師会の先生方の診療を終えて、夜診察できるようにして協力していただいたわけですが、今回もこの医師会の先生方の協力なしではできないなという思いです。

当然、物理的に診療所の待合室が狭かったり、入り口が2つないとか、物理的に協力したくてもできない医院の方もいらっしゃると思います。

それで、私も先週、自分のかかりつけ医にちょっと行ってきまして、先生、どうですかねと。何と、「やるよ、僕。入り口、こっちにもあるし」ということで、意外と先生方の中には、しっかりこれを取り組んでいくという先生方も何割かいるんだろうなど。これからでしょうけれどもね。そう感じた次第でありますので、その際は、しっかり国もいろんな機材、ガウン、いろんなものをちゃんと協力してくれるんだろうと。ですから、恐らくPCR検査じゃなくて簡易的な抗原キット、これで15分ぐらいでできるんだと言っておりましたので、インフルエンザの検査とともに、必要な場合は僕が検査していくよという、たまたま先生がおっしゃっていたので、何割かの先生は御協力いただけるんだろうなど感じた次第であります。

ここからは、特にインフルエンザの発症予防、ワクチン接種についてを中心にお尋ねします。

今シーズンはコロナ感染症への不安があることから、このインフルエンザワクチン接種を早期に呼びかけると思いますが、いかがでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 インフルエンザ予防接種についての再度の御質疑にお答えいたします。

8月26日に開催された第45回厚生科学審議会感染症部会・第39回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会の合同部会では、今シーズンのインフルエンザワクチンについて、定期接種の対象となっている高齢者等、日本感染症学会が推奨する、医療従事者、65歳未満の基礎疾患を有する方、妊婦、乳幼児から小学校低学年——2年生の方々と、接種を希望する方に対し、優先的に接種を呼びかける方向が示されたところであります。

これら国の方向性については、市医師会にも相談しているところであり、例年11月1日から12月31日まで実施している高齢者インフルエンザ予防接種事業について、優先的な接種の呼びかけに対応し、実施時期を前倒しして実施することへは御理解をいただいているところであります。

国では、8月26日に引き続き、9月10日に同合同部会を開催し、審議を経て、9月11日付で「今冬のインフルエンザワクチンの優先的な接種対象者への呼びかけについて」の通知を発出したところです。本通知では、原則として、予防接種法に基づく定期予防接種対象者の方々と、インフルエンザワクチンの接種を希望される方は10月1日から接種を行い、それ以外の方は10月26日まで接種をお待ちいただくよう呼びかけること、10月26日以降は、特に、医療従事者、65歳未満の基礎疾患を有する方、妊婦、生後6か月以上の乳幼児から小学校低学年の方々と、インフルエンザワクチンの接種を希望される方に対して、接種できる旨を呼びかけることとすること、ただし、自治体によってはワクチンの接種開始時期は異なり得ることが示さ

れております。

インフルエンザ予防接種は、重症化を予防する効果や発症をある程度抑える効果が期待できる一方、健康状態によっては副反応などを生じる場合もあるため、かかりつけ医と相談し、接種を検討いただく必要があります。

市では、市医師会の御協力の下、重症化しやすい高齢者等の定期接種について、従来、11月1日から12月31日までとしていた接種時期を前倒しして行う環境を整えていくことを予定しており、それ以外の任意で接種される方々にとっても同様に、希望する方は例年より早めに接種できるような環境ともなると考えております。

国の示す優先的な接種対象者への呼びかけについては、「広報あおもり」や市ホームページへの掲載、また、医療機関へのポスター掲示等により、周知を図ってまいりたいと考えております。

○藤原浩平委員長 山本武朝委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。答弁の中では、従来の11月ではなくて前倒しをしていきたいと。10月1日からのインフルエンザワクチン接種を65歳以上の予防接種法の定期接種、それから、10月26日以降は、妊婦、生後6か月以上の乳幼児、小学校低学年等、希望される方ということ、日程も示されました。ありがとうございます。

本来なら、やっぱり今冬のインフルエンザワクチンの接種は、優先的な接種を国が呼び掛けているので、国が財源措置すべき、また、してほしいと当然思っております。現在は、財源措置は示されておりません。この点は、引き続き厚生労働省に我が党の国会議員を通じて求めていきたいと思っております。

インフルエンザ予防接種について、定期接種の対象である65歳以上の高齢者に加え、乳幼児など、市独自の助成措置を実施してはいかがでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 インフルエンザ予防接種への財政措置についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市の高齢者インフルエンザ予防接種事業は、定期接種として満65歳以上の高齢者等に対して行っており、接種費用の自己負担金は1260円、生活保護受給者等及び市民税非課税世帯の方は無料としております。

8月26日に開催された第45回厚生科学審議会感染症部会・第39回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会で次のインフルエンザ流行に備えた体制整備の方向が示されたものの、国では9月7日付で「インフルエンザワクチンの優先的な接種対象者への呼びかけの実施等に関する検討状況について」を発出し、特定の地域における季節性インフルエンザワクチンの需給が逼迫し、かえって接種を受ける機会の確保に支障を生ずる等の混乱が生じることが懸念されることから、各自治体へ助成措置については慎重な対応を求めているところであります。

9月9日には、市では、全国市長会を通じ、「インフルエンザワクチン供給に関する

る緊急要請」として、各自治体にどれくらいずつ配分されるのか、あるいは接種に係る方法論を明確にさせていただきたいと国へ緊急要請したところです。加えて、同日夜には、厚生労働省主催により全国市長会を招いて開催したウェブ会議「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に関する説明・意見交換会」に市長が東北市長会会長として出席し、インフルエンザと新型コロナウイルスとのダブル流行が想定される中、インフルエンザ予防接種について、高齢者や幼児などを優先するという方針を打ち出すのであれば、国が財政措置を明示化した上で、方向性を示していただきたいと国へ見解を求め、直接、要望したところでもあります。

これらを踏まえ、9月11日発出された「今冬のインフルエンザワクチンの優先的な接種対象者への呼びかけについて」では、インフルエンザワクチン接種は、高齢者等が対象となる定期接種の場合でも、B類疾病、いわゆる集団の蔓延防止ではなく、個人の重症化予防のための接種であることから、接種の勧奨ではなく呼びかけにとどまるものであり、それ以外の優先して呼びかける対象者は、これまで同様、任意での接種の呼びかけにとどまっております。

また、優先接種呼びかけへの財源措置につきましても、現時点で国からの財政措置はなく、仮に乳幼児等の任意予防接種に補助を行うとした場合、多額の財政負担が生じるところであります。

このことから、定期予防接種として実施している高齢者インフルエンザ予防接種以外での助成措置の追加は予定しておりませんが、市医師会と連携の下、例年より前倒しで接種できる環境を整え、市医師会側として準備が整う最速となる10月12日月曜日からの接種開始を目途として、希望される方々が早めに接種できるよう調整してまいりたいと考えております。

○藤原浩平委員長 山本武朝委員。

○山本武朝委員 答弁ありがとうございます。市長も東北市長会として財源措置を国に求めているということが分かりました。10月12日から予防接種ができること今、お聞きしたところです。

私は、予防接種が自由診療なので、どれぐらいなのかと。やっぱり幅があって1回2000円から4000円と。まあ、3000円くらいのところが多いわけですがけれども、私は、今回の質疑で、せめて乳幼児、多児世帯、中学3年生・高校3年生の受験生に1000円でも接種の助成があれば、インフルエンザ予防接種につながるという思いで、今回、質疑をさせていただきました。当然、多額の財源が必要なことから、国の財源措置が鍵であるのも理解します。引き続き、青森市、そして我が党の国会議員を通じてインフルエンザの予防接種の助成措置を求めてまいります。この項は終わります。

続きまして、青森市自動車運送事業についてお尋ねします。

タイトルはバス事業におけるキャッシュレス化、先ほど工藤健委員が直前でやりました。私のほうは、再質疑と要望だけ述べさせていただきます。今定例会補正予算

の提出議案で約8億7800万円の予算措置がされていますけれども、この概要をお聞きするわけですが、これは省いていただいいていいでしょうか——はい、すみません。じゃあ省いて、概要を聞いたというもので再質疑させていただきます。

工藤委員もおっしゃっていましたが、今回こういう約8億7800万円という財源を見たらほとんど臨時交付金、そして、もう1つの措置で、これでもう8億円を超えておりましたので、これだけ大きな財源があったので、この市営バスにおけるキャッシュレス化が実現できると。これは、交通部にとっても本当に長年の——様々な多くの議員が、これまでも質問し、提案してきたわけですが、思えばフィーダー化路線をやっておる頃もこれをつないで連携しようとか、本当にコロナ禍の中でこれだけの財源が、臨時交付金が出されて実現できたんだという思いであります。

それで再質疑を1つ。工藤健委員も言っていましたけれども、私も、この他の交通機関との連携を考慮すると、Suicaのような交通系ICカードを導入すべきと考えますが、交通部の考えをお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 山本武朝委員の交通系ICカードに関する再度の御質疑にお答えをいたします。

先ほど工藤委員のほうにも申し上げましたけれども、ただいま本定例会に関連経費につきまして、補正予算案として提案させていただいて、御審議いただいているところであります。その御議決の後に、私どもは、今後、ICカードのシステムも含めた詳細を検討するという事としておりますので、現時点で具体的なICカードの内容をお示しできる状況にないということをお理解いただければと思います。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 山本武朝委員。

○山本武朝委員 もちろん、答弁は理解します。これは今、議案にかけられています。これからですので。

ただ、何でもここまで具体名も挙げて要望申し上げ——やっぱり今がチャンス、今しかないと思って、できてから、あれっ、こっちだよと言えないので、工藤健委員も私も交通系ICカードがやっぱりいろんな利便性があるなど。国内旅行者も青森に来た場合、ずっと使えるとありますので、そういった要望をさせていただいたわけです。

本当にこれは長年の懸案で、本当にありがたいです。やっぱり市営バス、現在、141台、市バス17台、ねぶたん号7台、計24台ありますけれども、合計でも165台のバス、そして4つの販売する営業所等でキャッシュレス化が進んで使いやすいなど。利用者の目線に立ったキャッシュレス化となることを要望して、私の質疑を終わります。

○藤原浩平委員長 本日の委員会はここまでで終了し、明日午前10時委員会を開

き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間については、後ほど事務局を通じてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時52分散会

2日目 令和2年9月16日（水曜日）午前10時開議

○藤原浩平委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
これより、本日の委員会を開きます。

本日の委員会は、昨日に引き続き付託された議案の審査を行います。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、奈良岡隆委員。

○奈良岡隆委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）あ
おもり令和の会の奈良岡隆です。

後期高齢者医療特別会計に関連して、お尋ねいたします。

厚生労働省では、「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版」を策定し、令和2年4月から、本年度から75歳以上の後期高齢者を対象にフレイルに特化した健診を開始いたしました。本年度から始まったフレイル健診の本市における実施状況をお知らせください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。税務部長。

○梅田喜次税務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
奈良岡委員からのフレイル健診についての御質疑にお答えいたします。

令和元年10月に厚生労働省において策定された「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版」において、後期高齢者の健康診査で、フレイル、いわゆる高齢者の虚弱状態など、高齢者の特性を踏まえた健康状態を総合的に把握するため、新たな後期高齢者の質問票が示されたところです。この後期高齢者の質問票は、これまで特定健診に準じていた質問票の内容をフレイル状態を把握するための内容に変更し、体と心の健康状態や認知機能、食習慣、体重変化など、高齢者の負担を考慮し、質問項目数を15項目に絞り込んだ内容で構成されております。

本市におきましては、令和2年4月から新たな後期高齢者の質問票を使用した後期高齢者健康診査を実施しており、後期高齢者の質問票の使用状況につきましては、青森県総合健診センターや地域の市民センターなどで行う集団健診や青森市立浪岡病院で行う個別健診において、使用しております。

また、青森市指定医療機関では、令和2年9月9日現在、後期高齢者健康診査において、後期高齢者の質問票を使用している指定医療機関は111機関中97機関であり、総受診者数につきましては、令和2年4月から6月までの実績として、1582人となっております。

市といたしましては、後期高齢者の質問票及び健康診査による保健データや医療・介護データに基づき、後期高齢者の健康課題を整理・分析することをはじめ、疾病予防や重症化予防のための保健事業、生活機能の改善のための介護予防の事業など、高齢者の方々の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を行っていきけるよう、

積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ありがとうございます。111の医療機関中97機関で実施しているということでした。

今年度からフレイル健診が始まったんですけれども、フレイル健診について、フレイルとはどういうことかとか聞きたいんですけれども、税務部長にそういうことをお聞きしてもなかなかあれなので、数とかだけちょっとお聞きしたいと思いますけれども、総受診者数が4月から6月の3か月間で1582人ということでしたけれども、このうち111医療機関中で97機関というところなので、やっていない機関もありますけれども、実際、フレイル健診を受けられた方は何人いるのかお知らせください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。税務部長。

○梅田喜次税務部長 奈良岡委員からのフレイル健診についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市における令和2年4月から6月までの後期高齢者健康診査の総受診者数については、先ほど御答弁申し上げたとおり1582人です。このうち個別健診で後期高齢者の質問票を使用している指定医療機関も先ほども御答弁申し上げた97機関、その受診者数は1373人、割合は86.8%となっております。また、青森県総合健診センターや各市民センター等で行われる集団健診につきましても、後期高齢者の質問票を全て使用しております、受診者数は44人、その割合は2.8%となっております。

なお、個別健診と集団健診を合わせ、後期高齢者の質問票を使用した後期高齢者健康診査の受診者数は1417人、その割合は89.6%となっております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 これはフレイル健診をやることになっているので、100%になるようにぜひ努力していただきたいと思っておりますけれども、フレイル健診というのは、健康診査のときに後期高齢者に対して、質問票を用いた問診を行うという、たしかそういうことだと思う。それで、その健康状態を把握しようとするものです。フレイル健診の中身については、後期高齢者医療広域連合のほうからデータが来ると思うんですけれども、そのデータは税務部のほうに来るんでしょうけれども、実際、使うところは、保健部とか、福祉部とか、地域包括支援センターになりますので、どうぞ縦割りにしないようにして、しっかりデータ共有をして、生かしていただきたい。これは要望して、これは終わります。

次に、4款衛生費2項清掃費に関連して、高齢者のごみ出し支援についてお尋ねいたします。

令和元年第2回定例会での私の高齢者のごみ出し支援に対する一般質問に対し

て、ごみ出し支援に対するニーズの聞き取り調査を行うと答弁されています。1年たちましたが、今後の方向性について対応をお伺いいたします。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。環境部長。

○長井道隆環境部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）奈良岡委員からの高齢者に対するごみ出し支援の今後の方向性についての御質疑にお答えいたします。

市では、令和元年第2回定例会一般質問でのごみ出しが困難な高齢者の実態を把握すべきとの奈良岡委員の御提案を踏まえまして、ごみの分別やごみ収集場所を管理している町会や、住民の生活状態を必要に応じ把握している民生委員に実情を伺ってきているところであります。このうち町会からは、市内の全域をカバーするため、6つの各地区連合町会の会議に出席し実情を伺うこととしており、これまで浪岡地区連合町会から実情を伺っております。残りの5つの地区連合町会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、当面、会議は開催しないという町会の意向を踏まえ、町会からの聞き取りを一時中止しているところであります。

一方、国では、今年度、自治体の規模、地理的条件、高齢者率等に応じて、参考とすべき事例を含めた収集運搬等の制度設計のためのガイドラインを作成することとしておりますが、現時点でその内容はまだ示されていないところであります。

市といたしましては、高齢者に対するごみ出し支援の検討に当たりましては、実情の把握が不可欠であり、その上で、国から示されるガイドラインに照らし合わせ、豪雪地帯であります本市の地域特性等を踏まえた効率的な方策について、関係部局と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 この質問をしたのは今年の6月議会、もう1年以上たったんですが、弘前市では、今年度から、4月から高齢者や障害者の世帯を対象にしたごみ出しサポート事業を実施しています。私の提言を受けて、市がすぐやっていたら、県内第1号になったのですけれども、非常に残念だと思いますけれども、ぜひ実施する方向で検討していただきたいと要望して、終わります。

次に、3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費に関連して、お聞きします。

これまでも終活支援の問題を取り上げて、平成29年第4回定例会の一般質問などでエンディングノートの必要性を訴えてまいりました。このたび市がエンディングノート、「わたしノート」を作成したことについては大変うれしく思っております。そのエンディングノートですけれども、配布方法をお知らせください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）奈良岡委員からのエンディングノートについての御質疑にお答えいたします。

市では、市民が自分らしく希望どおりの最期を迎えるための選択と行動を起こすきっかけとなるような終活支援を進めることとしており、その支援内容の一つとして、今年度、新たに青森市版エンディングノートである「わたしノート」を作成したところであります。

「わたしノート」の配布方法につきましては、10月4日にアピオあおもり、10月17日に浪岡中央公民館、11月3日に東部市民センターでそれぞれ開催する終活セミナーにおいて、参加者に配布することとしており、そのセミナーの中で、上級終活カウンセラーの講師が、「わたしノート」の構成に沿って、書くことの目的や書き方等を講演することとしております。そのほか、終活セミナーを受講することができなかった方に対しては、12月1日から高齢者支援課、浪岡事務所健康福祉課、各地域包括支援センターにおいて、書き方等の説明をした上で、配布することとしております。また、市ホームページにおいては、「わたしノート」の目的や書き方等を記載した説明書と共に「わたしノート」のデータをダウンロードできるようにすることとしております。

○藤原浩平委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ここにエンディングノート、「わたしノート」がありますけれども、中身を見るとなかなかよくできていると思います。エンディングノート、要するに自己決定ができるうちに自身に関する情報や要望・希望を書き留めておいて、これからの人生のあり方を考えるきっかけにする大変有意義なものと思っていますけれども、エンディングノートをせっかく作っていただいたので、うまく広報して、市民の皆さんに広く活用していただきたいと思いますけれども、何部作られたのか。また、終活に興味・関心を持っていただき、実際に始めるきっかけにさせていただくためには、終活の目的であるエンディングノートの記入のポイントとか、要するに書き方——どういうふうに書いたらいいのかとか、終活支援事業などに対する説明をする出前講座のようなものがないのか、ぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 奈良岡委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

まず、エンディングノートの作成部数ですけれども、5000部作成しております。

続きまして、エンディングノートのいわゆる周知を図るために、出前講座等を開けないかとのお尋ねにお答えいたします。

市といたしましては、今後、先ほど申し上げました3つのセミナーのほかに、あおもり出前講座や寿大学、こころの縁側づくり事業など、多くの人が集まる場面を活用して、エンディングノートの書き方を含めた終活の支援事業に努めてまいりたいと考えております。

○藤原浩平委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ぜひ希望があったら、市のほうにお願いすれば、出前講座として、

市の職員が出かけていって、広く使い方を、本人の人生についての考える機会になるように指導・説明していただければと思って、それから、そうやって広報していくと、多分、葬儀に関する、エンディングなどに関する相談が増えると思いますので、ぜひエンディング相談を受ける体制をしっかりと取っていただきたい。これは要望して、終わります。

次に、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費、幸たっぷりあおもりBOXお届け事業についてお尋ねします。

コロナウイルス禍の中で、帰省を自粛し頑張っている本市出身の県外の学生たちに対して、ふるさと青森市の特産品を送って、励ましてほしいと要望してきたところではありますが、このたび幸たっぷりあおもりBOXお届け事業として、予算化していただいたことには、心から感謝申し上げたいと思います。

そこでお聞きしますが、事業の実施内容をお知らせください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）奈良岡委員の県外大学生への支援事業、幸たっぷりあおもりBOXお届け事業についての御質疑にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する市の緊急対策として、提案しておりますあおもり産品学生応援プロジェクト、幸たっぷりあおもりBOXお届け事業についてですが、本事業は、1つには、コロナ禍において、外食産業を中心として、農水産品の需要が低迷していることを考慮し、農林漁業者等を支援すること。2つには、本市への帰省を自粛する学生を含め、市内外の大学等に通う学生を対象に、旬の本市産品を送付し、ふるさとのおいしい産品を食べて、学業に専念してほしいとエールを送ることを目的として、実施することとし、本定例会において、本事業に係る補正予算案を御提案申し上げ、御審議いただいているところでもあります。

本事業の対象は、本市出身で18歳以上の大学院、大学、短期大学、専門・専修学校、予備校に通う学生で、保護者が本市に居住している方とし、その対象者数は約1万人と見込んでいます。対象となる学生等に送付するあおもり産品についてですが、1つには、本市の特産品であること。2つには、日常生活に資する産品であること。3つには、常温便で梱包・発送できる産品であることに意を用い、これに基づき、必ず入れる市産品を、リンゴ、米、カシス製品としたところでもあります。それらに、そのほかの産品・加工品についても加えることで調整してまいりたいと考えております。

本事業は、青森農業協同組合や一般社団法人青森市物産協会等、11団体で構成するあおもり産品販売促進協議会と市が共同で実施することとしておりまして、同協議会においては、学生・保護者からの申請の受理、産品の調達等を行い、本市においては申請要件を審査することとしているところでもあります。申請につきましては、学生本人もしくは保護者がオンラインまたは郵送で申請していただくことを予定し

ております。

本市といたしましては、あおり産品学生応援プロジェクトの実施を通じ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を乗り越えようとする学生や農林漁業者等を積極的に支援したいと考えているところであります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 分かりましたけれども、申請はいつから受け付けるのか、申請の受付期間、また、発送開始はいつ頃と予定しているのかお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 受付の時期と発送の時期についての再度の御質疑にお答え申し上げます。

まず、受付であります。受付は、予算を審議いただいて、御議決いただいた後、速やかに受付の準備を整え、開始したいと考えております。発送につきましては、旬の産品を用意するということもありまして、急ぎ準備して、11月初旬のあたりから発送してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 予算が通ったら、速やかにということは、本議会最終日を過ぎると、募集を開始するということではないんですか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 再度の御質疑にお答えします。

議会終了後速やかに、すぐという御質疑であります。準備等がありまして、今お話しできるとすれば、議会終了後、速やかに準備し、11月初旬には募集をスタートしたいと思っております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 11月初旬を見込んで……（「あっ、すみません、間違えました」と呼ぶ者あり）10月ですよ。（「すみません、10月です」と呼ぶ者あり）もう一度お願いします。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 失礼いたしました。申請の受付は10月の初旬を予定したいと考えております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 先ほどの答弁ですと、学生本人もしくは保護者がオンラインまたは郵送で申請するとのことでしたが、オンライン、郵送の方法について、もう少しその流れを詳しくお知らせいただきたいというのと、また、申請に当たっての必要

事項——どんなことを記入して、どう申請するのか、申請できるのはどんな人か、つまり幸たっぷりあおもりBOXの受給要件をお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 奈良岡委員の再度の御質疑にお答えします。申請要件、オンラインの関係と、それから、どのような要件といった内容の御質疑にお答えいたします。

まず、申請方法についての部分であります。本事業の申請であります、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、先ほどお話しいたしました、郵送またはオンラインのいずれかにより本人または本市在住の保護者が申請できることとして、10月初旬あたりからの受付を開始したいと考えております。

具体的な手続としましては、オンライン申請の場合であります、あおもり産品販売促進協議会のホームページなりに、申請者の利便性を考慮いたしまして、スマートフォンやタブレット端末等を含めたあらゆるデバイスからの入力に対応した申請フォームを設けるとともに、青森市ホームページやPR用のチラシなどにQRコードを記載し、そちらのほうからも活用できることを想定しております。

それから、本事業の申請要件の部分であります、保護者の市内居住について、郵送、オンラインの申請方法を問わず、保護者の住所確認ができる運転免許証、保険証などの写しを添付していただくこと、それから、大学生の部分であります、学生証もしくは在学証明書などの書類を添付していただくということを想定しております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 そうすれば、受給要件は、青森市出身の学生か青森市に父母が住んでいればいいということですか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 再度の御質疑にお答えします。

受給要件の部分で、まず、対象となる学生の要件の部分であります、1つに、保護者が青森市内に居住していること。2つに、本市出身の18歳以上で日本国内に在学する学生等としているところであります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 はい、分かりました。

もう1つ。先ほどの話ですと、協議会のホームページとか、市のホームページにアクセスして、オンラインで申請できるということでしたけれども、事業はあおもり産品販売促進協議会と市が共同で行うという答弁でしたけれども、共同とはどういうことなのか。事業の申請受付はそうでしょうけれども、製品の調達も、多分答弁でそうなんでしょうけれども、それらのことを業務委託するということでしょう

か。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 先ほど本答弁でも御答弁申し上げました部分で、協議会と市の役割分担の御質疑にお答えいたします。

まず、同協議会においては、学生・保護者からの申請の受理、そして製品の調達等を行うという部分の役割を考えております。市のほうでは、申請要件を審査することということで、共同で実施というのはそういう役割を分担しながら進めていくということで、実質の窓口はあおもり産品販売促進協議会と考えております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ちょっと分からないんですけども、そうすれば、業務委託ではなくて、市と協議会が一緒にやるということですか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 再度の御質疑にお答えいたします。

青森市からあおもり産品販売促進協議会に負担金という形で予算を支出しまして、そこと実質——例えば先ほど言ったように、申請の受理とか、そういう事務的な部分も含めまして、あと、物品の調達です。これは大量な調達になりますので、ノウハウを持っている協議会が行うということで、もう一度申し上げますが、負担金事業として、まず実施するということと、事務手続は市が行いますが、物品調達は協議会ということで考えております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 すみません、事務手続は市が行うって、事務手続も協議会でやるんじゃないんですか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 失礼しました。事務手続の中で、申請の受理という部分については協議会が行うということで考えております。

○藤原浩平委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ちょっとよく分からないんですけども、市と協議会が共同でやる。それで、市が負担金を出すと、協議会の事業になるんじゃないんですか。

それはさておいて、要するに協議会が——先ほどの答弁で、申請を受理するわけですよね。協議会に、その学生とか、保護者の氏名とか、メールアドレスとか、学校の在学証明書と言っていましたし、運転免許証と言っていましたから、そういうもろもろのことが知られることになりますけれども、個人情報の取扱いの定めはどうなっているのか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 再度の御質疑にお答えします。

個人情報の扱いの部分であります。これまでも市とあおもり産品販売促進協議会が実施しております事業におきましても、個人情報の取扱いについては、十分、その事業以外には使わないといったようなルールを決めておりますし、今回も申請は受けますが、その内容の確認等については、市が行うという役割の部分があります。そういう意味では、個人情報の保護を徹底して守っていくということを考えております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 守っていくというのは分かりますけれども、市の事業で市がやるのであれば、それは市の条例がありますから、個人情報保護条例があるから、その適用を受けるんでしょうけれども、取決めはあっても、例えば、この協議会は11団体って先ほどおっしゃいましたけれども、11団体が入っているわけですよ。その11団体は、協議会の中ですから、第三者じゃないわけですから、その人たちも情報を取れるわけですよ。その場合に、普通ですと、市が相手方と契約を結んで、きちんとした個人情報の保護についての取決めをやる、その都度都度ですよ。それが当然の話ですけれども、今回の場合は、特にその学生証とか、メールアドレスもそうですけれども、いろんなもろもろの情報が全部行くんですよ、向こうに。きちんと個人情報を守らないと。そう思いませんか。そののこのところをもう一度。協議会は市の個人情報保護条例の適用を受けることになるのか、あと、11団体は受けることになるのかお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 再度の御質疑にお答えいたします。

個人情報の扱いについて、大変申し訳ございません。私、間違った答弁をしたかと思えます。

申請は協議会のほうで受けますが、そのデータはすぐ市のほうに流れてくることになっております。そのデータを市が確認するというので、あくまでも——産品協と言いますけれども、協議会のほうでは送付する送付先以外は分からないという状況を構築して、進めることとなります。すみません。間違えました。

○藤原浩平委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 今の話だって、受付するのは協議会でしょう。そのままデータが市に来るのはいいですよ。でも、協議会に情報が来るわけですから、申請書みたいなのが。それが何で残らないと言えるんですか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 再度の御質疑にお答えいたします。

受付申請書は、申請のその書は協議会に来ますが、そのデータそのものは速やかに市のほうに来るということで、その流れについては構築して、しっかりそこは対応してまいりたいというふうに考えております。

○藤原浩平委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 あまりこの問題に時間を取りたくなかったんですけども、ちょっと農林水産部長の説明が分からないので聞きます。

それは、協議会に残らないようにどういうふうに構築するんですか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 再度の御質疑にお答えいたします。

産品協議会の事務局は、市が担っております。市の担当課が担っておりますが、その事務局において、そのデータを管理することとしておりますし、そのデータが外部に出ないという流れの中で、申請の受付の内容の確認、それから、送付という手続を進めてまいりたいと考えています。

○藤原浩平委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 そもそもこういう業務委託とかなんとかしないで、共同という形だけにして、今みたいな話だと——でも、実際に送るのは協議会でしょう。住所とか、そういうのがなければ、送れないじゃないですか。問合せもしなきゃいけないでしょうし、データがなければ、送れないですよ。何か農林水産部長が言っているのはよく分からない。でも、あまりここへ来ても、これ以上話が進まないの、最後に、先ほど対象者数は約1万人ということでしたけれども、県外の人は何人なのか。それから、この事業の周知方法、それから、どんな産品を送るのかお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 再度の御質疑にお答えいたします。

まず、県外の学生の数であります。約1万人の中で、4800人ほどを県外を見込んでおります。

それから、米、リンゴ、カシスのほかに入れるものの想定ということですが、本事業の実施に当たりましては、青森市産品を梱包・発送する事業者を登録事業者として選定し、実施することを想定しております。したがって、そのリンゴ、米、カシス製品に加えまして、登録事業者ごとに梱包する産品を設定することで、申請者である学生は数種類から選択できる事業スキームを想定しております。その内容については、今後、その登録事業者を選定するに当たり決まってくるものと考えております。

それから、周知方法ということですが、本事業の周知方法といたしましては、対象者の多くは市外、県外に居住・通学する学生等でありまして、当該学生の保護者が本市に居住していることを申請要件としているものの、市内はもとより、市外に向けての周知も同時に必要であると考えております。具体的には、本市在住の保護者に向けての情報発信につきましては、「広報あおもり」への掲載及びテレビ・ラジオ広報の活用のほか、市ホームページ、それから、SNSなどの本市広報媒体を活用します。それから、市内の大学に通う学生向けには、その情報発信につ

いては、本市広報媒体の活用のほか、本市と包括連携協定を締結している青森公立大学など、6大学・短期大学で組織する青森市内高等教育連携機関に対し本事業の周知をお願いすることとしております。加えて、市外の大学等に通う学生向けの情報発信については、都内アンテナショップの「A o M o L i n k ~ 赤坂 ~」へのチラシ設置及び同ショップのSNSの活用、それから、市内高等学校の同窓会を通じた情報提供、それから、東京都小平市にある青森県学生寮を通じた情報提供など、ピンポイントで学生に情報が伝わる情報発信に努めてまいりたいと考えております。それから、さらに、市と共に本事業を実施する先ほどのお話にありましたあおもり産品販売促進協議会のホームページ、SNSを活用して、市内外に広く情報発信してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ありがとうございます。

この事業そのものは、私はすごいいい事業だと思います。ただ、今、農林水産部長の答弁、質疑を通じて感じたのは、非常に不安ですよ。受付する運転免許証とか、学生証の写しを添付するわけですよ。そこには、名前はもちろん、18歳以上ですから生年月日とか、学校とか、保護者とか、全部個人情報が載っていますよね。それが普通ですと——私もこの事業をいろいろとほかのところを調べましたよ。きちんと利用目的とかを載せて、相手方と契約を結んで、個人情報をきちんと守る。そういう仕組みになっているのに、今、農林水産部長の答弁を聞いたら、共同でやる、ただそれだけですよ。業務委託でもない。しっかり個人情報を守るようにできるような、漏れないような体制にしていきたい。そう要望して、これは終わります。

最後に、4款衛生費1項保健衛生費4目母子保健費に関連して、お尋ねします。

改正母子保健法が令和元年12月6日付で公布されました。令和3年4月1日、来年度から施行予定です。今回の母子保健法の一部改正の趣旨をお示してください。どういう理由で改正されたのか。改正の趣旨、目的です。改正の内容は後ほどお尋ねしますので、今、答弁していただかなくて結構です。改正の趣旨と目的だけ簡潔にお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）母子保健法の改正の趣旨ということにつきましての御質疑にお答えいたします。

今回の母子保健法の改正の趣旨は、妊娠期から子育て期にわたるまで、様々なニーズに対して、総合的な相談支援を提供するワンストップの拠点の整備を図るということで、切れ目のない支援を提供していくための体制整備を図るということで改正されたものと捉えております。

○藤原浩平委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 今回の母子保健法の一部を改正する法律、産後ケア法とも呼ばれ

ています。法が改正されて、産後ケア事業が現行の予算事業から市町村の努力義務規定となりました。市の責務が一段重くなったわけです。

そこでお聞きしますけれども、本市の場合、若いお母さん——近くに頼れる親族がいなくて、ヘルパーを頼む余裕もない。生活がいっぱいいっぱい。上の子の世話や育児に追われて、買物や家事も満足にできない。本当に困って、悩んでいる。そんな妊婦さん——家事や育児を手伝ってくれる人、サポートしてくれる人を求めている妊婦さんは、誰に、どこに、家事・育児の援助の手を求めたらいいのかお知らせください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。産後の育児の世話、あるいは買物、家事など、そういったことをどこが担ってくれるのかということだと受け止めました。

そういった御相談があった際には、民間で活用できるところを御紹介しているところでもあります。

○藤原浩平委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 御相談を受けて紹介する。要するに、本市の場合は、この産前産後ケア事業は相談だけ。相談は受け付ける。相談は受けて、悩みは聞きます。でも、直接のサポート、育児・家事などの手伝い、支援はしません。NPOなどは紹介しますというのが、市の方針です。他の市町村では、一定期間、困って孤立している妊婦さん、産後ママさんに食事の支度や洗濯、掃除などのサポートを無償で行うケア事業を行っています。

本市の産前産後ケア事業は、私は遅れているというか、熱意に欠けると感じます。例えば一例を挙げますと、本市のホームページにアクセスします。「子ども・教育」とあるので、悩んでいるお母さんたちはそこにアクセスします。一番最初に、「妊娠期から子育て期の支援」とあります。そこを開くと、更新日は2014年11月6日。6年前から更新されていません。これじゃあ、がっかりですよ。誰もこれ以上は進まない。子育てに熱心な他の市町村のように、産前産後に家事・育児支援をするサポート事業が必要だと思いますが、やる気はあるかどうかお答えください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。

産前産後のケアという点におきまして、本市では、今年度から新たに、産前・産後の心と体のケア事業を実施しており、助産師等が妊娠中の体のことや産後の育児の不安などについて、電話や訪問、または来所により相談に応じております。

一方、国が示している産後ケア事業におきましては、病院や診療所、助産所等の施設において、宿泊型、デイサービス型、アウトリーチ型——訪問事業を設定して、心身の状態に応じた保健指導、療養を行う世話、育児に関する指導もしくは相談、その他の援助を行うこととされており、本事業の実施に当たっては、原則、利用者

から利用料を徴収することとなっております。

市におきましては、この産後ケア事業の実施に向け、市内産科医療機関や助産所等へ直接出向く等をしながらか、今後の産後ケア事業の実施の可能性や課題について伺っているところであります。

産前産後の母親の育児不安や鬱状態が子どもの虐待の誘因になるということも指摘されており、このような状況の中、産後ケアとして、出産後にきめ細かな支援を行うことは、妊産婦が地域で安心して妊娠・出産・子育てをするために非常に重要であると考えております。

これらも踏まえて、産婦が安心して子育てができるよう、産後ケア事業を含む地域の実情に合った産後の支援体制の構築について検討してまいりたいと考えております。

○藤原浩平委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 地域の実情に合った産後ケア事業を検討してまいるという話でしたけれども、今、市で行っている事業、先ほど答弁されましたけれども、今年度から助産師等を増やしたとか、それは分かります。ただ、本市の場合、相談を受けるだけです。悩みを聞くだけ、相談を受けるだけ。実際に困っていて、食事の支援とか、買物とか、沐浴の介助とか、上の子の世話や送迎で悩んでいる人はたくさんいますよ。でも、そういう人たちから話は聞くけれども、直接支援の手は差し伸べない。今も差し伸べていないし、これまでもしなかったし、今の答弁だと、地域の実情に合った産後ケア事業を検討してまいるということは、青森市の産後ケア事業は、直接、家事とか、育児とかを支援する必要がない、そういう地域だと考えてしまいますよ。少子化時代ですから、ほかの町村は実際困っていて、上の子がいて、生まれた子どもの世話ができなくて、困っている。買物もできない。そういう人で実際の手助けを求めているのは、若い、それこそ困っている人たちですよ。相談だけ聞いて、悩みだけ聞いたって何の足しにもならない。ましてや、さっき話をしましたけれども、ホームページを見れば、更新日は6年前ですよ。私が全然熱意がないと言ったのは、そういうところですよ。

本当に今は、少子化時代ですよ。ぜひ行政の役割として、きちんと手を差し伸べる。そういうことを申し述べて、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○藤原浩平委員長 次に、天内慎也委員。

○天内慎也委員 日本共産党の天内慎也です。早速質疑に入ります。

まずは、農業についてです。

最近、農家の方から、コロナの影響を受けた生産者を対象とした支援があるんだけどもという問合せが多くあります。

質疑します。高収益作物次期作支援交付金の概要とリンゴ農家からの申請状況をお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 天内委員の高収益作物次期作支援交付金の概要とリンゴ農家からの申請状況についての御質疑にお答えいたします。

高収益作物次期作支援交付金であります。新型コロナウイルス感染症により売上げが減少するなどの影響を受けた野菜・花卉・果樹等の高収益作物について、次期作に前向きに取り組む農家に対しまして、10アール当たり基本単価5万円を支援するため、国が令和2年度第1次補正予算において創設した事業であります。事業実施期間は令和2年4月30日から令和3年3月31日までとなっており、本市におきましては、市や青森農業協同組合など、農業者団体等で構成している青森市地域農業再生協議会が農家からの申請の取りまとめや農家への交付金支払いなどを行う実施主体となり、本事業を実施しております。

本事業のリンゴ農家への周知についてであります。町会や青森農協での啓発チラシの回覧、りんご栽培技術講習会などを通じた周知のほか、市ホームページや「広報あおもり」9月15日号へ掲載をしております。

申請につきましては、青森市地域農業再生協議会の事務局である市や青森農協で受け付けしており、9月7日時点での申請者数は335件、面積にいたしまして約460ヘクタールとなっております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 天内委員。

○天内慎也委員 これまでの農家に対する支援より、当然コロナの影響なので、補助率も高く、農家の皆さんからは喜ばれているということです。まだ今は募集期間ですので、これからだと思うんですけども、野菜や花卉も対象に入っていますけれども、特にリンゴ生産者が多くおりますので、周知に努めていただきたいと思います。

そこで再度お聞きしますが、リンゴ農家への交付金見込額を示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 天内委員のリンゴ農家への交付金見込額についての再度の御質疑にお答えいたします。

本事業は10アール当たり基本単価5万円となっておりますが、本市は中山間地域等の適用となるため1割加算され、10アール当たり5万5000円となっております。先ほど御答弁申し上げました9月7日時点での335件の申請による交付見込額であります。約2億5300万円となっております。

なお、リンゴ農家への最大交付見込額であります。市が県へ報告している令和元年度の本市の結果樹面積1695ヘクタールを用いて試算しますと9億3225万円となるものと見込んでおります。これは最大値であります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 天内委員。

○天内慎也委員 335件の申込みがあって、約2億5300万円の交付見込額があるということで、実質どのくらい減収があって、この補助金で補填されるということで、プラスマイナスがどうなるかということとは分からないわけですがけれども——まあ、プラスになるということはないと思うんですけれども、事業の名前にもあるとおり、次期作ですので、来年度に向けて、農家が元気にまた仕事ができるように、しっかりと周知徹底、サポートをしていただきたいと、要望をいたします。

次に、公共施設の維持管理についてですが、いつも同様に教育委員会管轄の施設についてです。

最初に、市内小・中学校の学校施設の屋根修繕について、令和元年度から令和2年度までの実績をお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 天内委員の学校施設の屋根の維持修繕の実績についての御質疑にお答えします。

小・中学校施設の屋根の維持修繕の実績につきましては、令和元年度は、小学校が、浪岡北小学校屋根修繕工事9万9921円、女鹿沢小学校屋根・壁修繕工事9万6800円など、合計3件で29万1761円、中学校が、戸山中学校屋根運動場破風修繕工事92万4000円、南中学校軒天剝離部分修繕工事12万8520円など、合計5件で139万6820円となっております。

令和2年度は、8月末時点で、小学校が、筒井南小学校渡り廊下はり型小屋根修繕工事39万6000円、北小学校トッライト基礎防水修繕工事20万8780円など、合計11件で155万3709円、中学校が、荒川中学校金浜分教室屋内運動場棟包み修繕工事19万2500円、造道中学校渡り廊下笠木シール修繕工事3万3000円の2件で合計金額は22万5500円となっております。

先ほど答弁で、令和元年度の戸山中学校屋根運動場破風修繕工事と読みましたが、正確には戸山中学校屋内運動場の間違いでありましたので、訂正させていただきます。

○藤原浩平委員長 天内委員。

○天内慎也委員 簡潔に述べていただきましたが、令和元年度は小・中学校で8校、令和2年度は13校です。1校当たり大体10万円ぐらいの修繕をやられていますが、一番高い金額が戸山中学校の92万4000円、あと、筒井南小学校の39万6000円などもあります。それで、年間の小・中の小規模修繕の予算は、計算すると、大体170万円ぐらいになっているわけですが、この予算についてちょっと再度お聞きしますけれども、以前の答弁で、教育委員会は、多くの学校が市にはあって、様々な需要を抱えていて、大規模だと経費もかかるというふうに答えているんですけれども、私は、最低でも200万円ぐらい予算を確保して、200万円ということだと、プラス30万円で3校プラスになるんですが、こうした小規模な修繕もやることによって、中規模や大規模の多額の工事をやっぱり減らすようにしていくべきでないかと考えま

す。どうでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 大規模改修工事を少なくするために、屋根に係る補修を増やすべきではないかとの御質疑にお答えします。

教育委員会におきましては、平成28年に策定しました青森市学校施設老朽化対策計画に基づいて、施設をできる限り長期間使用するために、不具合が生じた際に、維持修繕を行い、機能・性能の保持回復に努めることとしておりますが、一方、本市におきましては、建設から一定の年数が経過した学校施設を多数有しております。屋根や屋上、防水のみならず、外壁や内装、給排水衛生設備、暖房設備、電気設備など、全面的な改修が必要な状況となっているところであります。この全面的な改修に至るまでは、施設をできる限り長期間使用できるように、不具合が生じた際に、維持修繕を行って、機能・性能の保持回復に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 天内委員。

○天内慎也委員 私はうちが浪岡なので、青森の学校は全部見たことがないんですが、特にいいなと思ったのが、イトーヨーカドーの近くの、南中と呼んでいますが、南中学校の体育館です。アーチ状になっているやつなんです、すごくさびもなく、ぴかぴかと光って、私はすごくいいなと羨ましかったんですよ。ですから、やっぱり学校というのが地域の代表的な、象徴的な建物ですので、地域住民はいつも目にしているということで、1校でも多く修繕を行っていただきたいなと思います。

次に、時間の関係上、一気に3つ再質疑させていただきます。

浪岡の学校について、今年度は浪岡南小学校の屋根工事の設計業務約239万円が行われていますが、浪岡北小学校の屋根のさびはどうするのか考えを示してください。

2つ目、浪岡地区の本郷小学校と大栄小学校の体育館さびについては、黄金色が目立ってきています。雨漏りする前に修繕をしてほしいが、考えをお示してください。

最後、これもまた何度も訴えています、中世の館の屋根さびについて、雨漏りする前に補修をするべきと思うが、考えをお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 浪岡地区の小学校等の屋根の修繕等についての御質疑にお答えします。

まず初めに、浪岡北小学校でありますけれども、教育委員会では、毎年度各小・中学校から施設営繕の要望書を提出してもらっているほか、年度初めには、職員が各小・中学校を巡回し、施設の状況把握に努めているところであります。浪岡北小学校の屋根につきましては、さびが生じている状況であり、その劣化状況から屋根の全面的な改修工事が必要と考えております。学校施設の屋根の全面的な改修工事につきましては、各校の躯体や設備等の劣化状況に応じ、限られた財源、予算の中で、

児童・生徒の安全や教育活動に支障を及ぼすものなどを考慮し、優先度を見極めながら適切に対応していくこととしております。

次に、本郷小学校及び大栄小学校の体育館の屋根についても、さびが生じている状況は把握しているところでありまして、これについても、児童・生徒の安全や教育活動に支障を及ぼすものなどを考慮し、優先順位を見極めて対応していくこととしております。

次に、中世の館の補修に対する考え方についての御質疑にお答えします。

中世の館の屋根につきましても、さびが生じている状況は把握しているところではありますが、教育委員会といたしましては、これまで屋根の部分塗装を行い、会館運営上において支障がないよう対応してきたところであり、平成2年度につきましても、貸し館に影響がある多目的ホール及びエントランスホールの照明交換を行ったところでもあります。

屋根の改修工事等につきましては、中世の館に限らず、学校施設のほか、社会教育施設など、それぞれの施設の現状把握に努め、限られた財源、予算の中で、優先順位を見極めながら適切に判断してまいります。

先ほどエントランスホールの照明交換の年度につきまして、平成2年度と読みましたけれども、令和2年度の間違いでありました。大変失礼しました。

○藤原浩平委員長 天内委員。

○天内慎也委員 公共施設については、要望で終わります。

北小学校は、南小学校と同じ年代に建っているもので、同じく取りかからなければ駄目だと思います。

あと、本郷小学校と大栄小学校は、地域の避難所になっています。あと、今、9月26日、大栄小学校で防災訓練がありますので、また目立つと思います。

あと、中世の館については、やっぱり風格ある建物なので、本当に大事にしてほしいなと要望をします。

最後は、空き家についてですけれども、空き家対策を推進するために、弘前市を視察してきたが、本市の取組にどのように生かしていこうと考えるのか示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 天内委員からの視察内容の活用についてお答えいたします。

弘前市への視察につきましては、平成28年第2回定例会一般質問において答弁しましたとおり、主に空き家・空き地バンクの検討に当たり、他自治体での取組事例を参考にしながら、より実効性のある枠組みとすることを目的に、宅地建物取引業者等との連携事例のある弘前市へ、平成29年2月に住宅まちづくり課で実施したところでもあります。

空き家・空き地バンク制度の運用につきましては、当時、自治体ごとに運用され、

開示情報の項目が異なり、分かりづらいなどの課題も指摘されたことを背景に、国において、開示情報の標準化を図り、全国どこからでも簡単にアクセス・検索できるようにする全国版空き家・空き地バンクが平成30年4月より本格運用が開始されたところであり、本市におきましては、弘前市の事例と比較し、より全国の人が見ることができ、移住・定住の促進につながると考えられる全国版空き家・空き地バンクのプラットフォームを活用し、青森市空き家・空き地バンクとして、平成31年3月に制度の立ち上げを行い、運用してきているところであり、

また、平成31年3月に公益社団法人青森県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会青森県本部と本市で締結しました青森市空き家等の利活用に関するパートナーシップ協定において、3者における具体的な役割分担等を参考にしたところであり、

今後、他自治体の取組を参考にしながら、本市の空き家対策に活用してまいります。

○藤原浩平委員長 天内委員に申し上げます。日本共産党会派の持ち時間が経過しましたので、これをもって終了させていただきます。

〔天内慎也委員「はい、ありがとうございます」と呼ぶ〕

○藤原浩平委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午前11時20分からいたします。

午前11時8分休憩

午前11時20分再開

○藤原浩平委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、秋村光男委員。

○秋村光男委員 市民クラブの秋村光男です。質疑します。

現在、市が進めている篠田地区の流・融雪溝工事の進捗状況についてお伺いいたします。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 秋村委員からお尋ねの篠田地区流・融雪溝整備事業の進捗についてお答えいたします。

市では、平成28年度に策定いたしました青森市雪対策基本計画におきまして、雪に強く住みよいまちづくりを推進するための取組の一つとして、流・融雪溝の整備を推進することとしております。流・融雪溝の整備に当たりましては、1つに、十分な水源が確保できること。2つに、地表勾配や流末が確保できること。3つに、

地域が自主的に管理組合を組織し、整備後は費用負担を含む管理運営を行うことの3つを条件としており、これまでに、同計画において、青森地区における流・融雪溝整備可能地区として選定した15地区のうち、7地区の整備が完了しているところでもあります。

これまで青森地区では、流・融雪溝の整備は1地区ごとに進めてまいりましたが、平成30年度からは2地区並行して整備を進めることとし、現在整備中の佃地区に加えまして、委員お尋ねの篠田地区の調査にも着手したところでもあります。平成30年度は、取水箇所の検討や概略での整備路線の調査を行ったところであり、令和元年度は、整備に向けた路線測量を行うとともに、篠田地区内の関係する町会長などを対象に、流・融雪溝整備事業の概要等についての説明会や既に供用開始している地区での現地見学会を開催したところでもあります。今年度は、流・融雪溝の整備に向けた詳細設計や道路下にある地下埋設物の位置を確認するための試験掘削調査を実施しているところでもあります。

○藤原浩平委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。

この事業は、行政が造って、地域住民が使うということになるわけですが、やっぱりその際、大事になってくるのが、この事業に地域の皆さんの声をどう反映させるかということにあるのではないかと私は思っています。住民説明はいつ行われたのかという疑問をしようとしたんですけれども、もう既に住民説明しているという今の答弁をいただきましたけれども、この中で、住民から、特に要望事項など、どういう要望事項などが出たのか、お伺いします。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 秋村委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

先ほど答弁の中で、町会長、役員の方への説明というものを行ったと御答弁申し上げました。今年度の詳細設計におきまして、どの路線に入るか、整備するかということがほぼ確定いたしますので、住民の方への説明会につきましては、その結果が出てからということで考えております。また、町会長、また、役員の方への説明会におきまして、特段、事業内容等についての質問、重要な疑問とかということについては、当日、出なかったと担当課から聞いております。

○藤原浩平委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 分かりました。

今日、朝、たまたま町内の案内が回りまして、その回覧板の中に、この流・融雪溝のページが1ページあったんですね。流・融雪溝を敷くに当たっての地質調査、これをやりますということで、地質調査もやるのかなと思っていたんですね。それで、丁寧に、私は今、千刈に住んでいるんですけれども、今回の流・融雪溝の整備は千刈は入っていないんですが、千刈にもそれを案内してきたというのは、何か意味があるのかなと。この次やるぞという、そういうふう解釈していいのかなと思っ

ていたんですが、そうあまり期待してもなと思っていますけれども、いずれにしても、今、詳細設計をしている段階だと伺っていますけれども、その際に、どこから水を吸い上げるかという、いわゆる給水口というんですか、それは地域の方には直接関係ないんですけれども、やっぱり大きく見れば、いわゆる海水を吸い上げるか、真水を吸い上げるかで、これは地域の利用者にとって、やっぱりちょっと影響は変わってくると私は認識しています。私の把握では、沖館川の河口といいますか、その辺から水をくみ上げるという、そういう話を聞いていますが、それでよろしいでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 秋村委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

今、委員から御紹介がありましたとおり、篠田地区流・融雪溝整備の水源といたしましては、委員がおっしゃられたとおり、例えば、海水ですとか、また、沖館川河川水というものが考えられるところでもあります。委員御紹介にありましたとおり、県管理二級河川の沖館川というものが水源といたしましては、最も効率的に取水でき、また、運転できるということでは、一番評価が高いものと考えております。

○藤原浩平委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ただいまいただいた答弁では、沖館川からの給水が可能性とすれば、一番評価が高いという話をいただきましたけれども、最近、耳にする話なんですけれども、流・融雪溝に流す水、この水は真水よりも海水がいいぞという話です。根拠がどこにあるのか、科学的なデータに基づいているのかどうなのか、それはちょっと分かりません。分かりませんが、水を取るんだったら、川からじゃなくて、海から取ったほうが良いというふうな話をちょっと聞きまして、えっと思ったんですが、例えば沖館川の場合、満潮・干潮の差が結構あります。それから、河口にやっぱり砂がたまる、非常にたまりやすい川になっていますね。そういう点から言えば、いわゆる海からの給水もありかなと思っていますけれども、沖館川だという決定した事項といいますか、沖館川に決めたというものがありましたらお伺いしたいと思いますし、さっき言った真水よりも海水が雪を解かす能力が大きいよという認識はありますか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 秋村委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

取水の箇所、また、その取水する水源が海水なのか、河川水なのかということにつきましては、まだ篠田地区の全体像というものがトータルとして、詳細の設計が完了しておりませんことから、ここでちょっと明言することははばかれるところではありますが、沖館川に関しましても、河口付近というものについては、潮の干満について、河川について、干潮区間、要は海水が逆流して入ってくる区間というものがあります。特に篠田地区につきましては、ほぼ海水が逆流して入ってくる区間に沖館川が含まれますので、海水の影響がないのかということになりますと、河川

から取水することになりましても、海水の影響というものはあろうかと考えられるところでもあります。

また、流・融雪効果について、河川水と海水のどちらが優れているかという御質疑でしたけれども、河川水を水源としている流・融雪溝も市内にはありますが、例えば、雪の詰まり方ですとか、それを原因とした溢水などの事故がないかどうかということに関しましては、特段、河川水と海水で違いは、今までの経験上、あまりなかったものと考えております。

○藤原浩平委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 川から取ろうが、海から取ろうが、そんな差はないというお話をいただきました。ありがとうございます。

それで、例えば今、篠田地区の篠田一丁目、篠田二丁目、篠田三丁目、全エリアがこれは入っているわけなんですけれども、例えば給水口に近いと思われる一丁目から工事が始まったと。そして、工事が始まったときに、同時並行的に、二丁目、三丁目もという工事は私はないと思うんですよね。仮に一丁目がほぼ完了して、供用開始できる状態になったと。しかし、二丁目、三丁目はまだできていないという場合、一丁目の住民の方々との話し合いの下で、了解を得て、一丁目だけでも使用できるという考え方はあるものですか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 秋村委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

現在まで、先ほど答弁いたしましたように、7地区の整備が終わり、供用開始をしております。また、佃地区につきましても、かなり整備は進捗してきておりますが、今までの経験上から申しますと、特にポンプ設備を用いて、水源の水を圧送・送水して、融・流雪溝に流して、上流から流すという管理をする組合におきましては、当然ながら、ポンプの維持管理費用や電気代などの運転費用が発生いたします。加入されます組合の方、実際に、流雪溝を利用される方の数がある程度増えて、安定した組合の運営ができますと、今、秋村委員が御質疑されたように、分割して、ある地区だけ先行して運転するということも考えられないわけではありませんが、今の時点で篠田地区、委員御紹介の一丁目、二丁目、三丁目において、分割して運転できるかどうかということにつきましては、今の時点ではできますということでは御答弁できかねるものであります。

○藤原浩平委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 答弁いただきましたけれども、今、答弁で分割してできますということは言いかねるという答弁でしたよね。ということはできないと理解してよろしいのでしょうか。そうなるというのと、一丁目、二丁目、三丁目、全部できてからでないと、使えないよと理解してよろしいですか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 秋村委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、管理運営する組合に加入する方、流・融雪溝を利用される方がある程度の数がいらっしゃらないと——ポンプを運転する電気代の支払い等についても、安定して支払いができるということについては、やはり組合員数、流雪溝を利用される方が当然多いほうが安定して運営できますので、そういう意味では、一丁目、二丁目、三丁目、広く加入される方が多いほうが、当然、管理組合の運営もスムーズにいくとは思いますが、今までの経験上では、やはりそういう地区が多かったように感じております。

○藤原浩平委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。これまでの経験上といえますか、その地域の、例えば篠田一丁目だけ、このエリアをこう見ても、市道の総延長がどのくらいあるのか分かりませんが、そこに流・融雪溝を敷く場合、全体の何%ぐらいにその流・融雪溝が敷かれるという、これまでの例からいけば、どのくらい敷かれることになるのかということなのですが。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 秋村委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

本年度、まさしく詳細設計において、どの路線に整備が可能かということの詳細を現在調査している最中でありますので、篠田地区の青森市が管理する市道部分の何%に整備可能なのかという御質疑に対しましては、今の時点では、ちょっとお答えは難しいものと考えております。

○藤原浩平委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 分かりました。いずれその地域の方が地域に流・融雪溝が敷かれるぞという話を聞いたときに、ほとんどの方は自分のうちの前には敷かれるなど、みんな理解するんですよ。自分のところには、これは敷かれると。しかしながら、実際、来なかったと。ここでなくて、その角の向こう側に敷かれたとなると、ちょっと俺は自分のところの前には敷かれるものだと思っていただけでも、あつちは何で行ったんだろうかということなんか、やっぱり感情的に出てきますけれども、そういうことが後々のトラブルにならないよう、十分に地域住民に説明をしていただきたいということをお願いして、流・融雪溝の関係はこれで終わります。

次は、プレミアム付商品券についてお伺いいたします。

市は、これまで中小の事業者、あるいは市民に対して、様々な形での経済支援をしてきておりますけれども、今回のプレミアム付商品券の発行に当たっての経済効果はどのように考えているのかお伺いします。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 秋村委員からの青森市プレミアム付商品券の発行による経済効果についての御質疑にお答えいたします。

本定例会開会日において、先議議案として上程し、御議決いただきました青森市プレミアム付商品券事業は、新型コロナウイルス感染症のいわゆる第2波の到来に

に伴い、市内経済が引き続き厳しい状況が続いておりますこと等を踏まえ、社会経済活動を後押しすることにより、影響を受けている地域経済の回復に向け、市民の生活を応援し市内の消費喚起につなげるため、プレミアム付商品券を発行するものがあります。

本事業では、1000円券13枚から成る1セット1万3000円分の商品券を1万円で販売し、全ての青森市民の皆様にお一人1セットが行き渡るよう、約28万セットを発行することとしております。委員お尋ねの経済効果ではありますが、本事業の実施による経済効果は、1万3000円に28万セットを掛け合わせた約36億4000万円と見込んでおります。

○藤原浩平委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。1万3000円掛ける28万セットで約36億4000万円と。これはちょっと余りにも甘いんじゃないかなと、私は受け止め、28万セット使えばいいけれども、これを使い切るというのは、まず無理だろうと私は思っています。

これはちょっと確認ですが、この一連の流れがどうなるのかということを知りたいんですよ。自分の宅にどこから物が送られてくるのかという、その後もです。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 再度の御質疑にお答えいたします。

商品券の流れということでありまして、まず、令和2年の9月1日時点で住民票登録台帳に記録されている全ての青森市民の方へ令和2年の10月中旬頃に引換券が市から郵送されることとなります。これはお一人様1通ということではなくて、世帯に1通で、その世帯の家族のお名前が全て記載されております。引換券が届きましたら、購入を希望する世帯の代表者は、引換購入券と本人であるかどうかの確認できる書類、具体的に言いますと、免許証であったり、健康保険証であったり、学生証であったり、公共料金等の請求書なんですけれども、そちらを持参いたしまして、お近くの販売所——郵便局、商業施設、大体70店舗ぐらいを予定しておりますけれども、そちらで御購入いただくということになります。お買い求めいただきましたプレミアム付商品券は、10月中旬頃から来年の1月31日までの3か月半で御利用いただくという形になります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 今、答弁いただきましたように、結局、郵便局かどこかに引換券を持って行って、プレミアム付商品券と引き換えると。そして、その商品券がどこで使えるかというその店も後から出てくるわけですね。どこの店で果たしてこの商品券が使えるのかということをつかれないわけですね。そういうところからいって、ちょっとこれは経済効果約36億4000万円といっても、ちょっと難しいのかなと思っ

ているんですけれども、やっぱり徹底的なPRがなければ駄目だと思うんですよ。

どのように考えていますか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 再度の御質疑にお答えいたします。

PRというお尋ねでありますけれども、青森市プレミアム付商品券は全市民を対象としておりますことから、幅広い年齢層に応じた周知方法を検討することとしております。具体的に申し上げますと、市ホームページ、「広報あおもり」など市の広報媒体の活用、また、新聞、テレビ、ラジオ及び専用ホームページによる周知、3つ目として、商品券の販売所及び主要店舗にチラシ、ポスター、のぼりなどのPRグッズを配置して、より広く市民の皆様様に周知したいと考えております。

○藤原浩平委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 一般的に市が市民の皆さんにお知らせする、宣伝するというところにプラスして、やっぱりこの事業については宣伝していかなければならないと思うんですよ。約36億4000万円のうち、果たしてどのくらい市民の皆さんが買ってもらえるのか、それは私も分かりませんが、仮に——あまり効果ないじゃないかということをおわれぬように。これだったら、むしろプレミアム付商品券というよりも、市民の皆さんに3000円でも配ったほうがいいんじゃないのと。そのほうが分かりやすいんじゃないかということをおられることのないような、そういう対策をしっかりとしないと、せっかくこれから取り組もうとしているプレミアム付商品券が泣いてしまいますので、そこのところは徹底的にPRを強化していただきたいということをお願いして、終わります。

○藤原浩平委員長 次に、奥谷進委員。

○奥谷進委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）あおもり令和の会、奥谷進であります。今定例会において、提案されておる事業のうち、第6款農林水産業費第1項農業費における農業振興費について質疑をいたしたいと存じます。

今議会には、幸たっぷりあおもりBOXお届け事業に約7394万円の補正予算が提案されておるわけでありまして。この幸たっぷりあおもりBOXお届け事業には、先ほど同僚の奈良岡隆委員からも御質疑がありました。私は、この幸たっぷりあおもりBOXお届け事業はすばらしい事業であるということをおまづ評価したいと思うのであります。

様々な答弁の中で、重複するものもありました。私からは、今後のスケジュールについて、どのように取り組んでいくのかお示し願いたいと思います。

次に、同じく第6款農林水産業費に関する質疑であります。

新規就農者に対する支援策であります。先日、東奥日報の記事によりますと、令和元年度の県内の新規就農者は、前年よりも36人増の296人で、過去2番目に多かったとも報道されました。全国的に農業就農者の新規就農者の減少と高齢化が課題であるわけでありまして。この中で、県内の次世代を担う新規就農者が増えてきている

ことは、大変心強いものがあると私は思っているところであります。

しかしながら、新規就農、その後も後継者として、農業経営していくに当たっては、農地の貸借に係る経費、また、農業機械や施設等の導入に係る経費など、多くの負担がかかるわけであります。今後も安定した新規就農者を確保し、育成していくためには、新規就農者に係る負担の軽減につながる支援が必要であると私は考えます。

そこでお尋ねをいたします。本市の新規就農者の実績と支援策についてお示しを願いたいと思います。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 奥谷委員の幸たっぷりあおもりBOXお届け事業に係るスケジュールについての御質疑にお答えいたします。

本事業のスケジュールにつきましては、10月初旬あたりから11月末までを申請受付期間として進め、市と共同で事業を実施するあおもり産品販売促進協議会のホームページや「広報あおもり」等で広く周知し、学生本人もしくは保護者がオンラインまたは郵送で申請することを予定しております。また、幸たっぷりあおもりBOXの発送については、米、リンゴが出来秋を迎える11月上旬頃から準備が整い次第、発送を開始する予定としております。

続きまして、新規就農者の実績と支援策についての御質疑にお答えいたします。

国では、農業経営基盤強化促進法に基づきまして、新たに農業経営に取り組むための5年間の青年等就農計画を市に提出し認定した者を認定新規就農者としております。青年等就農資金などの各種支援が重点的に実施されておるところであります。お尋ねの新規就農者につきましては、市の認定を受けた認定新規就農者についてお答えいたしますと、まず、3か年の実績についてであります。平成29年度は3経営体、平成30年度は12経営体、令和元年度は6経営体となっております。

新規就農者に対する支援策についてであります。まず、国において、青年就農者の育成・確保を図るため、50歳未満で独立・自営就農する認定新規就農者に対し、最長5年間、年間最大150万円、夫婦で就農する場合は年間最大225万円を交付する農業次世代人材投資事業の経営開始型を実施してございまして、その交付実績につきましては、平成29年度は33件で約4727万円、平成30年度は32件で約4648万円、令和元年度は41件で約5806万円となっております。

また、市独自の支援策といたしまして、新規就農者の掘り起こしと定着化を図るため、本市に在住する認定新規就農者に対しまして、就農後3年間を対象として、就農初期段階に必要な農地の貸借や機械・施設の導入などに要する経費の10分の3以内、上限15万円を補助する新規就農者定着化支援事業を実施しており、その実績につきましては、平成29年度は6件で約75万円、平成30年度は1件で約11万円、令和元年度は3件で約30万円となっております。

このほか、東青5市町村の連携で設置したあおもり就農サポートセンターで、就

農に関する相談、栽培指導員による巡回指導などを行っております。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催を見合わせておりますが、新たに首都圏での移住就農相談会などの取組を予定していたところであります。

市といたしましては、今後も、新規就農者の確保・育成を図り、本市農業の持続的発展に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 奥谷委員。

○奥谷進委員 御答弁ありがとうございました。

先ほど冒頭で私が申し上げましたように、幸たっぷりあおもりBOXお届け事業については、本当に素晴らしい感覚で、これに取り組まれたということで、本当に評価するものであります。本事業については、若い世代に対するエールを送るとともに、本市の農水産品の魅力や特徴を伝えるよいきっかけであると思います。農林業に関わる皆さんにとっても、これまで一生懸命育てた農林水産品が、若い人たち、学生の生活の維持になることによって、日々の作業等の励みになるものであり、非常に意義深いものがあると思います。本事業を通して、本市への定着やUターン就職などのきっかけとして有効であると思いますので、各部局と連携して、積極的に取り組んでいただくことを強く要望するところであります。

また、新規就農者等の担い手確保に向けた取組については、国の農業次世代人材投資事業のほか、市独自で新規就農者定着化支援事業による支援を行っているという御答弁でありました。

今後とも、しっかりと各種支援をPRしながら、国や県、関係機関と連携して、新規就農者の確保・育成につないでいきますように要望して、これで農業問題は終わりたいと思います。

最後に、第10款教育費に関して、小学校の英語教育について質疑をいたします。

言うまでもなく、現代社会は、将来の予測をすることが非常に難しい時代になっております。子どもたちがこのような時代を生き抜くためには、社会の変化を受け入れ、対処するのではなく、主導的・主体的に自ら進んで行動することが必要と私は思います。また、昨今のグローバル化が進んでいる社会では、国際共通語として、英語が使われているわけでありまして、その英語の力を身につけるべきと考えます。

今後、日本においては、少子・高齢化のために、外国の方々と力を合わせて働くことも予想されることから、特に英語を使いこなす人材が必要となります。このようなことから、これから生きる子どもたちにとっては、英語を話せるようになっておくべきと思うのであります。これからの子どもたちにそのような思いはさせたくはありませんが、そのようなことがあってはなりません。

現在、小学校では、主に学級担任が英語の授業をしているようであります。先生方の多様化が叫ばれている中で、英語の教科化により、英語の指導力を自分でつけることは難しいわけでありまして、効率よく指導力をつける研修が大切であると思

います。

そこで質疑をいたします。小学校英語教育に対する教育委員会の取組をお示し願いたいと思います。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 奥谷委員の小学校英語教育に対する取組についての御質疑にお答えいたします。

令和2年度において、小学校学習指導要領が全面実施されたことにより、小学校3年生及び4年生は、外国語活動を週1時間、小学校5年生及び6年生は、教科として系統的に学ぶため、外国語科を週2時間実施しているところです。

小学校におきましては、これまで10年間に及ぶ英語教育に取り組んだ実績を基に、英語教育の早期化及び教科化が図られましたことから、教育委員会としては、より効果的な授業実践に資するよう、全ての小学校教員が一定の水準で授業を実践できるよう、授業の手引として、教育委員会が作成した外国語活動・外国語科指導案集を各小学校へ配付したこと、小学校教員の英語教育に関する指導技術を磨くため、文部科学省教科調査官による講義と実演を実施したこと、小学校における英語の授業時数の増加に伴い、外国語指導助手であるALTを増員したこと、より専門性の高い授業が行われるよう、小学校における英語の専科教員の配置を含め、教科担任制の拡充に努めたことに加え、各中学校区においては、小・中学校教員の乗り入れ授業を実施したこと、小・中学校教員のコミュニケーション能力を高めるため、ALTを講師として、英会話教室を開催したことなどに取り組んできたところです。

今後、GIGAスクール構想の前倒しにより、パソコン1人1台配備と高速大容量のネットワーク環境が整備されますことから、パソコンの音声認識機能を使い、一人一人の習熟度に応じて、正確な発音や文法を身につける授業、プレゼンテーションソフトを活用し、自分の考えを英語で分かりやすく伝える授業などに取り組んでまいります。

教育委員会におきましては、本市児童・生徒の英語での発信力を高め、海外の子どもたちと英語で交流するなど、積極的に英語を使おうとする児童・生徒の育成に努めてまいります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 奥谷委員。

○奥谷進委員 御答弁ありがとうございました。

再質疑を1点申し上げたいと思います。ただいま、私からも質疑の中で、教員の多忙化解消というものも申し上げました。今後の教員の多忙化解消のために、小学校教育の外部の人材を活用することについて、教育委員会としてはどのようにお考えなのか、御答弁をお願いいたします。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 小学校英語に外部人材を活用することについての再度の御

質疑にお答えいたします

奥谷委員御指摘のとおり、多忙化解消については、教育委員会としても喫緊の課題として捉えているところであります。このことから、多忙化解消に加え、教員の専門性を生かしたきめ細かな指導、この2つの点から、小学校においては、専科教員による教科担任制を推し進めているところであります。

今年度は、小学校の英語では、小学校43校中23校に英語の専科教員を配置し、専門性の高い教育と教員の負担軽減に努めているところであります。今後におきましては、専科教員の配置数を増やし、きめ細かな指導と教員の多忙化解消を図るため、県教育委員会と加配等について協議してまいります。

また、これに加えまして、御指摘ありましたように外部人材、教員と多様な専門スタッフがチームとして、学校運営に参画することが求められておりますことから、英語に対する興味・関心を高め、授業の充実を図ることを目的に、外部人材を小学校英語における特別非常勤講師として、小学校9校に配置しているところであります。さらに、弘前大学の協力を得て、日本語指導が必要な子どもが在籍する学校に外国語が話せる支援員等の人材を派遣する取組も行うこととしているところであります。これによって、教員の多忙化解消の一助にしたいと考えているところであります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 奥谷委員。

○奥谷進委員 御答弁ありがとうございました。

やはりそういう先生方の多忙化に対する教育委員会としての積極的な考えを示されたわけではありますが、ぜひとも43校の学校にも外部の人材をくまなく投入することを、私は大きく希望するものであります。

どうか、今後とも、教員の多忙化についても、英語教育に積極的に取り組んでいただくことを強く要望いたしまして、私からの質疑を終わります。

○藤原浩平委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時10分からといたします。

午後0時3分休憩

午後1時9分再開

○藤原浩平委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、丸野達夫委員。

○丸野達夫委員 自由民主党の丸野達夫です。それでは、議案質疑をさせていただきます。

きます。

議案第124号「令和2年度青森市一般会計補正予算（第6号）」、3款民生費1項社会福祉費2目障害者福祉費、障害福祉関連感染症対策事業として1億892万円を増額補正しておりますが、その事業内容をお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 丸野委員からの障害福祉関連感染症対策事業についての御質疑にお答えいたします。

障害福祉関連感染症対策事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止及び障害福祉サービスの提供体制確保等の観点から、国の第1次補正予算及び第2次補正予算に基づいて実施するもので、障害者支援施設等が実施する事業に必要な経費を補助するなどの9事業となっております。

これら各事業の内容及び補正予算額については、障害者支援施設等が衛生用品等を購入する経費の補助及び新型コロナウイルス感染症が発生した場合等において、施設等の消毒に必要となる経費を補助する障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業が8437万1000円、新型コロナウイルス感染症発生に伴う休業要請を受けた施設等が、通常のサービス提供手段に代えて、サービスを提供した場合等の掛かり増し経費等を補助する障害福祉サービス事業者等に対するサービス継続支援事業が74万円、小・中・高等学校及び特別支援学校の臨時休業に伴い、追加的に生じた利用者負担の補助や特別支援学校等の臨時休業及び放課後等デイサービス事業所の休業等による保護者のレスパイト等を行う放課後等デイサービス支援等事業が411万4000円、地域活動支援センターが衛生用品等を購入する経費の補助及び新型コロナウイルス感染症が発生した場合等において、同センターの消毒に必要となる経費を補助する地域活動支援センター等受入体制強化事業が350万円、在宅障害者等に対して、自宅訪問等による安否確認、緊急的な相談受付等を行う在宅障害者等に対する安否確認等支援事業が139万2000円、就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所における障害者の在宅就労及び発達障害児・者の在宅等でのソーシャルスキルトレーニングの学習推進のために必要となる経費を補助する障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業が96万8000円、障害者支援施設等が感染症の拡大防止や介護負担の軽減等を図るため、ロボット等を導入するための経費を補助する障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業が273万5000円、直近の生産活動収入が相当程度減収している就労継続支援事業所に対し、生産活動を再起するために必要となる経費を補助する生産活動活性化支援事業が1101万5000円、障害者の介添えとして、病院等を訪問する手話通訳者及び要約筆記者のコロナウイルス感染防止対策として、フェースシールド等を支給するなど、障害者の生活に不可欠なサービス提供体制を強化する訪問入浴サービス等体制強化事業が8万5000円の全9事業、合計1億892万円となっているものであります。

○藤原浩平委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 今回、1億892万円という大型の増額補正だったんですが、非常にうれしく思います。なかなか障害者支援施設の感染症対策が進んでいない中での増額補正でしたので、非常にありがたいと思います。以上で終わります。

次に、議案第124号、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、難病患者相談事業として、今回の補正予算で12万8000円が計上されておりますが、この事業の内容と過去3か年の相談件数をお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 丸野委員からの難病患者相談事業についての御質疑にお答えいたします。

市では、難病患者やその家族を対象に、日常生活及び療養上の不安解消を図るため、保健師や看護師等の相談員を派遣し、相談に応じる訪問相談事業と、難病患者が生活の質の向上を図り、在宅療養ができるよう支援するため、専門医等を講師とした講演会を通じ、相談に応じる医療相談事業を実施しております。その相談内容は、指定難病医療費助成制度の申請手続に関する事、治療等の医療に関する事、家庭での看護に関する事、各種福祉制度の申請・受給に関する事、就労・就学に関する事、食事等の栄養に関する事などとなっております。

過去3か年の相談件数は、平成29年度は262件、平成30年度は197件、平成31年度は207件となっております。

○藤原浩平委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 保健部長、どうもありがとうございました。難病の方は、大変日常生活も不自由で、しかも、病気の性質上、なかなか療養に対しても非常に不安な部分があるかと思えます。どういうふうになっているのかなという思いで質問しましたが、きちんと対応されていて大変よかったと思えます。ありがとうございました。

次に、議案第124号、10款教育費2項小学校費2目教育振興費及び10款教育費3項中学校費2目教育振興費、小学校の備品購入費が605万6000円、中学校の備品購入費が164万4000円減額補正されておりますが、その理由をお示してください。

さらに、予算書の中に教材整備事務とありますけれども、これは何を指すものなのかお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 丸野委員の予算の執行についての備品購入費の減額について及び教材整備事務についての御質疑にお答えします。

学校配当予算につきましては、学校の運営管理や各種行事等に要する経費に係る学校管理費や、教材に要する経費に係る教育振興費で構成され、各学校では、それぞれの学校における需要に応じて、予算を執行しております。学校配当予算の積算に当たりましては、学校の規模に関係なく、学校の管理運営や行事の実施のために必要となる消耗品や印刷製本などの経費、学級数に応じ、学級で必要となる消耗品

や備品などの経費、児童・生徒の人数に応じて、必要となる消耗品などの経費から算出しております。また、学校配当予算は、学校管理費や教育振興費について、各学校が各科目の執行状況と年間の執行見込みを踏まえながら、学校の裁量によって、組替えを行っております。

小・中学校の備品につきましては、各学校の計画に基づき購入しているところですが、備品を購入した結果生じた執行残につきましても、子どもたちのために有効活用できるよう、授業等で活用するプリント用紙や児童・生徒用図書などを購入するための予算組替えの意向を教育委員会において、取りまとめたところがあります。この結果、備品購入費の予算は、同じ目の教育振興費の消耗品費に組み替えられることとなり、小学校におきましては605万6000円、中学校におきましては164万4000円の減額となったものであります。

次に、教材整備事務についての御質疑にお答えします。

教材整備事務につきましては、小・中学校における教材を整備するための事業であり、令和2年度当初における配当予算額は、小学校におきましては2億1955万9000円、中学校におきましては6871万7000円となっております。

教育委員会では、学校の規模などに応じて、各学校に当該予算を配当しており、各学校では、教育用図書、プリント用紙や印刷機用インクなどの消耗品、学力検査などの手数料、理科実験機器や体育用器具などの備品購入費に充当しております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 教育委員会事務局教育部長、ありがとうございました。今回この質疑するに当たって、予算書を見ながら質疑したんですが、備品購入費が著しく減っていることが目についたものですから、この質疑をしました。よく学校の人たちと会うと、備品が足りないという話は聞いているのに、なぜ備品の購入費が減るんだろうと純粋に思いました。ところが、聞き取りを進めていくうちに、いろいろ事情も分かり、予算の組替えをして、結果こうなったということが分かりました。その際に、教育委員会から款項目節以外の予算として、細節という部分の予算を見させていただきました。恐らくほかの委員なんかも知らないと思いますけれども、例えば、学校管理費の役務費という中に、筆耕翻訳料というのがあります。役務費って何に使っているんだろうと思うんですが、その筆耕翻訳料が当初予算では55万1000円計上されていて、卒業証書の名前書きに使われているということが分かりました。ああ、そうなんだなど。あと、教育振興費の需用費の中で、印刷製本費24万3000円が当初予算で計上されていますけれども、何なのかなと思うと、通知表というふうになっていたり、非常に細かい予算の使い方というものも分かるような資料が出ていて、非常に参考になったことを感謝したいと思います。

そこで企画部にお伺いしたいんですが、当初予算の予算書に関しては、冊子なので、あのままでいいんですが、我々に電子配信されている予算の中で、やっぱり細

節まで詳しく説明したものを送信、配付することは可能なかどうかお聞きしたいと思えます。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 予算書の配信の関係についてお答えいたします。

どのようなやり方ができるのか、現状なり、また、配信の方法なり、これは検討させていただきたいと思えます。

○藤原浩平委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 やっぱり大ざっぱな予算書より、きちんと細かく説明されていたほうが、なぜこれが減額になって、こっちが増額になったのかというのが非常に分かる資料でしたので、御検討いただければと思えます。

次に、10款教育費2項小学校費、3項中学校費に関連いたしまして、一般質疑を行いたいと思えます。

今、三内中学校区では小中一貫教育が行われており、地域、そして保護者、子どもたちもおおむね好評だと思っております。特に専門的な授業が受けられて、非常にいいとの声も聞いております。数学なんかも非常に興味を持って、参加しているというふうに聞いております。

ただ、なかなか物理的な要因から、三内中学校区以外には広がっていかないというのも残念だと思っていたんですが、今般、GIGAスクール構想によって、パソコンの配備やインターネット環境の整備が進んで、コロナ禍にありますけれども、これらの整備によって、物理的な制約が解消できて、遠隔授業が進んでいると思えます。遠隔授業による中学校教員の小学校授業への参加、そして小学校教員の中学校授業への参加を通して、小中一貫的な教育を全市的に行ってほしいと思えますが、小・中教員間の連携した教育の今後の見通しをお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 丸野委員の小・中教員間の連携についての御質疑にお答えいたします。

本市におきましては、小・中連携及び小中一貫教育による9年間を見通した教育課程の研究開発に取り組んできたところであります。このような中、各小・中学校においては、中学校教員の小学校への乗り入れなど、小・中学校の教員が連携することで、児童・生徒の確かな学力等の育成を図ってきたところです。例えば、小・中学校間の教員の乗り入れにつきましては、三内中学校区では、中学校から小学校へ理科・家庭科・音楽科で4名、小学校から中学校へ数学科・特別活動・総合的な学習の時間で8名、東中学校区では中学校から小学校へ算数・音楽科で2名の教員による専門性を生かしたきめ細かな指導が行われているところです。

本市においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全国に先駆けて遠隔授業に取り組んだところであり、学校再開後も各学校においては、遠隔授業で培ったノウハウを生かし、複数の小学校を担当する専科教員が移動することなく、遠隔

授業により他校の児童を指導する取組、各校の代表者が自校にしながら中学校区リーダー研修会に参加する取組など、小・中学校の教員の連携及び創意工夫により、時間と場所の制約を取り払った取組が行われるようになってきたところです。

今後におきましては、パソコン1人1台端末の配備と高速大容量のネットワーク環境が整備されますことから、遠隔授業のノウハウを生かし、これまで以上に小・中学校教員の相互乗り入れ及び児童・生徒の交流を拡充することとしております。また、ICT機器を活用することで、小学校における学習履歴を中学校へ引き継ぐことができるようになりますことから、中学校において、詳細なデータを基にしたきめ細かな指導が可能になるものと考えているところです。

教育委員会においては、遠隔授業のノウハウやICT機器を有効活用することで、本市における小・中連携及び小中一貫教育をより一層進めてまいります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 教育長、ありがとうございました。最後の教育長の小中一貫教育を広めていきたいというお言葉、楽しみにしておりますので、よろしく願いいたします。

次は、議案質疑を行いたいと思います。

議案第128号「令和2年度青森市卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）」、一般会計からの繰入金2億4362万円から1024万5000円を減額補正したのは、繰越金1494万5000円が見込まれることによるものなのかお示してください。

また、470万円の事業費増額はどのような理由なのかもお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 丸野委員の青森市卸売市場事業特別会計についての御質疑、一般会計繰入金の減額についてと470万円の事業費増額分の部分であります。お答えいたします。

このたびの令和2年度青森市卸売市場事業特別会計補正予算におきまして、一般会計からの繰入金について、補正前の額2億4362万円から1024万5000円を減額した額を補正計上しております。その内訳、内容であります。まず、歳出として、水産冷蔵庫棟に設置しております冷凍機の修繕費用470万円を増額補正させていただきますとともに、歳入といたしまして、当該特別会計の令和元年度決算の確定に伴います収支差引き額1494万5000円を前年度からの繰越金として増額補正するものであり、その結果、一般会計からの繰入金が減額となったものであります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 農林水産部長、ありがとうございました。純粋に増額補正と減額補正があったものですから、お聞きしたので、大変勉強になりました。ありがとうございました。

次に、議案第133号「令和2年度青森市病院事業会計補正予算（第2号）」における予定貸借対照表の資産の部、無形固定資産のうち、その他無形固定資産として、2343万280円が記載されているが、その内訳をお示してください。

さらには、同じく予定貸借対照表の資本の部、剰余金、資本剰余金、受贈財産評価額として2178万7778円が記載されておりますが、その内容も併せてお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 丸野委員からの病院事業会計についての2点の御質疑に順次お答えいたします。

初めに、その他無形固定資産の内訳についてであります。無形固定資産とは、ソフトウェア、下水道加入権などの権利を示す具体的な物ではない固定資産のことであり、令和2年度青森市病院事業会計補正予算案における予定貸借対照表のその他無形固定資産の内訳は、令和元年度の総合医療情報システムの更新に伴う端末のソフトウェアライセンス料として、税抜きの取得価額2928万8280円から5年償却としての令和2年度減価償却分585万8000円を減額した2343万280円を記載しているところであります。

次に、受贈財産評価額の内訳についてであります。受贈財産評価額は、無償で受け入れた非償却資産の評価額となっており、令和2年度青森市病院事業会計補正予算案における予定貸借対照表の受贈財産評価額の内訳については、これまで寄附を受け、現在、市民病院に展示している絵画等の美術品19点の評価額の合計となっております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 市民病院事務局長、ありがとうございました。その他無形固定資産というのが、どういうものなのか分かりませんでした。ソフトウェア等であるということが分かりました。それで、これがだんだん減価償却によって減っていくんだなということも分かりました。あと、受贈財産評価額というのが、寄附の時点での額なんだということが聞き取りで分かって、時価の評価としての美術品の額ではないということが分かりましたので、大変勉強になりました。ありがとうございました。

次に、議案第135号「令和2年度青森市大平財産区特別会計補正予算（第1号）」についてお伺いいたします。

今補正で、諸支出金として、94万円が計上されておりますが、その内容についてお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 丸野委員の大平財産区特別会計についての御質疑にお答えいたします。

大平財産区は、荒川地区、金浜地区及び大別内地区の住民で構成され、地域の保有する山林等の公有財産の管理及び処分等を行うために設置されました特別地方公共団体であります。

財産区では、地域の福祉向上に寄与する公共的事業を行う関係町会等からの陳情に対しまして、地域から選出された財産区管理会委員と協議しながら、補助金を交付しているところであります。このたびの大平財産区特別会計補正予算につきましては、今年6月4日に荒川一区町会、荒川二区町会、荒川三区町会及び荒川四区町会の連名によりまして、荒川集会所駐車場の除雪のため除雪機を購入し、今冬から使用したいとの陳情があり、6月23日に大平財産区管理会において、同意が得られたため、除雪機を購入に係る経費94万円を今定例会に補正予算案として提案し、御審議いただいているところであります。

なお、財産区が公共的事業に補助金を交付する場合は、財産区の特別会計から市の一般会計へ繰り出し、市の一般会計から補助金を交付することとなっておりますことから、当該特別会計の繰出金を増額及び予備費を減額するとともに、市の一般会計の繰入金を増額及び補助金分の歳出を増額するという調整を行っているところであります。

○藤原浩平委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 総務部長、ありがとうございました。財産区の質疑をするつもりはなかったんですが、当初予算でのっていなくて、なぜ補正で計上したのかが分からなかったものですから、陳情があって、それに応えて補正を組んだということですので、よく理解いたしました。

質疑は以上なんですが、最後に、議事進行に関する発言をしたいと思います。

私自身も、過去の予算特別委員会における質疑で反省しなければいけないと思っておりますが、予算特別委員会、特に委員会付託というのは、議案を詳細に審査するために行われるものだと私は考えております。委員長の発言でも、付託された議案の審査をしてくださいというふうに述べております。しかしながら、その内容は果たして付託された議案の審査に適するものだったのかと思うところが多々ありました。もちろん議員の発言権を制限するべきではないとも思います。予算特別委員会は質疑であるにもかかわらず、質疑者も、そして理事者もついつい口癖で質問と述べてしまう場面もありました。国の予算委員会を参考に見てみますと、基本的質疑と一般質疑に分かれております。基本的質疑で法案の審議をして、その後、一般質疑をするというふうに分かれております。私見ではありますが、予算特別委員会を議案質疑と時の政治課題について自分の意見を交えながら質疑をする一般質疑に分けて考えるべきではないかと思っております。

そこで議会事務局にお伺いいたしますが、今般の予算特別委員会について、議事進行上、果たして付託された議案の審査をやっていると見れるでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。議会事務局次長。

○斎藤賢剛議会事務局次長 ただいまの丸野委員からのお尋ねに関してでありますけれども、丸野委員からもお話のあったとおり、あくまでも本予算特別委員会につきましては付託された議案を審査するところでありますので、委員長からも会議冒頭申し上げているとおり、あくまでも付託された議案に直接関係する内容に絞って質疑していただくというのが原則でありますので、あくまでもそのことを踏まえて、委員の皆さんには御質疑いただきたいと考えております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 ありがとうございます。

いずれにしても、議会運営委員会もしくは議会改革推進協議会でしっかり予算特別委員会のあり方というのを議論してほしいなと思います。議案質疑の部分と一般質疑の部分に分けてほしいというのが私の願いであります。議案質疑がどの程度されているのかが全く見えないときもあるので、その辺を御配慮いただいて、今後の議会に生かしていただければなと思います。

以上で終わります。

○藤原浩平委員長 次に、竹山美虎委員。

○竹山美虎委員 市民クラブ、竹山美虎委員であります。

1点目は、議案別冊令和2年度青森市一般会計・特別会計補正予算（令和2年第3回定例会その2）74ページから75ページ、8款土木費2項道路橋梁費4目水路費に関連をして、水路浚渫事業について伺います。

この水路浚渫事業の概要をお示してください。昨日の軽米委員と同じ答弁であれば、割愛していただいて結構です。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 竹山委員からの水路浚渫事業の概要についての御質疑であります。昨日の軽米委員への答弁と重複いたしますので、竹山委員のお許しを得まして、答弁については割愛させていただきたいと存じます。

○藤原浩平委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 昨日、るる軽米委員からこの水路浚渫事業について質疑が交わされております。それを踏まえて、質疑していきたいと思っております。

水路浚渫事業は、毎年実施をしている。それで、今回は国の緊急浚渫推進事業で、今年度から5年間ということだったと思います。そして、このことによって、緊急的・集中的にしゅんせつ事業ができて、防災・減災対策にも寄与するということだったと思います。昨日の軽米委員への答弁で、現時点で、今年度から5年間の計画は決まっていなくても、地域要望、パトロールなどで状況を確認・調査しながら、今後、具体的に計画していくということは理解をしました。

そこで質疑します。土砂等の撤去・処分、樹木伐採等のしゅんせつを要する市の管理河川、これについて、幾つあるのかお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 竹山委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

青森地区のしゅんせつを要する河川につきましては、河川法を準用する準用河川として貴船川、大辺田貝川、飛鳥川の3河川、また、県管理二級河川の堤川や新城川などの上流部に位置する普通河川が32河川あります。これらの河川のうち、土砂のしゅんせつや樹木の伐採が必要な区間について、順次対応してまいります。

○藤原浩平委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 分かりました。準用河川が3河川、県管理の河川の上流部の普通河川が32河川と。順次対応していくということだったと思います。

また、昨日の質疑の中で、砂利などの堆積物は河口部で顕著であり、県管理でありますことから、県とも連携していくということも、答弁で了解いたしました。

そこで、市は、毎年、河川のしゅんせつをどの程度実施しているのかお知らせください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 竹山委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

青森地区におきまして、平成27年度から令和元年度までの5年間におけるしゅんせつ工事の実績といたしまして、工事件数は16件、工事費は約2500万円であり、平均いたしますと、年間の工事件数は3ないし4件、工事費は計約500万円となっております。

○藤原浩平委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございます。

それでは、毎年、その程度の実施をしているということで、今回の国に申請をする手続、スケジュールについて簡単にお示しください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 竹山委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

本定例会に上程しております水路浚渫事業につきまして、御議決を賜りました暁には、今年10月から11月に予定されております国への申請に、青森市として申請していきたいと考えております。

○藤原浩平委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 どうもありがとうございました。

聞き取りの中でも分かりましたけれども、今回のやつは、当初の事業計画として418万8000円、これを国に申請をして、5月21日に該当しますよという通知がありました。何度も言いますけれども、緊急事業ということで国からあり、1600万円に変更すると。具体的には、当初の418万8000円を減じて、新たに1600万円を申請するということだと思えます。これまで、年平均すると約500万円が1600万円ですから、3倍強、そして当初の部分からすると約418万円が1600万円、4倍弱ということになるんだろうと思えます。

最近の豪雨・洪水災害を考えると、やれるものは早急に対策を講じなくてはならないと思う一方で、財源の確保も重要であると思います。バランスを取りながらも悔いのない仕事をするべきだと思っております。何よりも市民の命と財産を守ることから、誇りを持って、しっかり仕事をしていただきたいと思っております。

2点目は、議案別冊令和2年度青森市一般会計・特別会計補正予算（令和2年第3回定例会その2）60ページから61ページ、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費に関連をして、テレワークシステム整備事業について伺います。

テレワークシステム整備事業の概要について示せ。総務部長、軽米委員と同じ答弁であれば割愛していただいて結構です。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 竹山委員のテレワークシステム整備事業の概要についての御質疑に対します御答弁につきましては、昨日の軽米委員の御質疑に対する答弁と同じ内容でありますので、割愛させていただきます。

○藤原浩平委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございます。

私も、再質疑5点ほど考えていましたけれども、ほとんどかぶっておりますので、ちょっとおさらいをしながら、1点だけ再質疑をしたいと思っております。

5月からテレワークは実施していると。今回のシステムの構築、保守、運用を行って、環境整備の拡充を図るということ、育児、介護など事情のある職員を優先して、業務継続体制や働き方の新スタイルへも対応するという、テレワーク実施可能人数を今の20人から150人に拡充をするということ、今後については、10月に契約、その後、機器購入、各課で計画的に実施できるような体制をつくっていくということだったと思います。そして、市職員の60人から70人の想定については、職員の育児休業や介護休暇などの取得実績などを考えた。テレワークを希望する職員が増える可能性もあるけれども、今回の環境整備で対応できるのかということについては、150人分を整備するので、60人程度の想定を考えると、BCPを考えても、十分可能であると。そして、例えば窓口業務などの関係については、窓口業務の従事職員がテレワークを希望した場合には、他の職員が窓口業務を行うといった対応を想定し、テレワーク対象の部署については、直接市民との対面がない管理部門や事業策定の部門を想定しているということだったと思います。

そこで1点伺います。テレワークが可能な職場、職種、担当業務があると思えます。裏を返せば、テレワークができない職場、担当業務もあると思えますけれども、テレワークを希望する職員への人事の対応について考えをお知らせください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 テレワークについての再度の御質疑にお答えいたします。

テレワークの運用に当たりましては、育児や介護をはじめ、妊娠中や共働きなどの事情を有する職員、これを優先するとともに、業務継続計画、いわゆるBCPに

おけるその各部・各課の業務の内容やこの体制を踏まえながら計画的に実施していきたいと考えております。管理部門や事業部門など、いわゆるテレワークに合っている職場等がある一方で、いわゆる窓口サービスとか、施設管理部門とか、こういうテレワークにあまり合わないような職場もあるものと考えております。今後、それらについても克服するようなシステム設計なり、運用とかが出てくるのかもしれませんが、現時点ではそのように考えております。

また、職員の配置ということにつきましては、毎年行っております勤務評定をはじめ、10月に自己申告書を取っております。職員の現在の職務についての満足度とか、スキルなど、これらを把握できるような自己申告書、これらを参考にして、また、その人材育成の観点からも、いわゆる適材適所によって、人事配置は行っています。テレワークにつきましては、いわゆる働き方の一つでありますし、業務遂行のための1つの手法ということでもありますので、希望があるからといって、テレワークを希望するからその職場に配置するというのではなくて、その配置された職場や業務に応じて、テレワークを行うというのが基本ではないかと思っております。ただ、育児や介護などの事情を有する職員については、優先的にシフトチェンジとかの対応で実施していきたいと考えています。

○藤原浩平委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございます。分かりました。それが人事だと思しますので、いずれにしても、でも、しっかり職員の話聞く、適材適所ということをお願いをしたいと思います。

業務継続体制、働き方の新スタイル対応など、いろいろありますけれども、今回の環境整備は、育児・介護をしている職員を支援する制度の構築だと私は思います。今定例会でヤングケアラーについて取り上げましたけれども、広い意味で、今回の環境整備は、ケアラーの市職員を支えることでもあると思っております。この仕組みがこれから世の中に多く広がっていけばいいなと考えております。他の民間事業、団体に広がるように希望しながら、今回の市の取組は素晴らしいと思っておりますので、しっかり取組をしてほしいと思います。

3点目、あと2分しかありませんので、議案別冊令和2年度青森市一般会計・特別会計補正予算（令和2年第3回定例会その2）184ページから185ページ、青森市自動車運送事業会計補正予算について伺います。

市営バス車内と販売窓口のキャッシュレス化、これについては、概要については、工藤委員、山本武朝委員と多分同じ答弁であると思っておりますので、省略をいたします。市営バスの全車両にこれを整備するということでもいいですね。はいか、いいえか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 市営バスの全車両に予定しているのかというお問合せについてお答えいたします。

そのとおり全車を予定しているところであります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 それから、同じく市バス、ねぶたん号についても全車両に整備するというのでいいですね。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 ただいま御質疑がありました市バス、ねぶたん号に関するキャッシュレス化の車両の件でありますけれども、全車両に導入するというので考えております。

○藤原浩平委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 市営バス141台、それから、市バス17台、ねぶたん号7台、全台で165台、全てにつけると。それから、導入スケジュールは今後検討するということがあったと思います。

もう時間がないので、最後に要望をいたします。現在、例えば70歳以上の高齢者、障害者、小学生、これについては割引を行っています。キャッシュレス化になって、この制度がなくなったり、あるいは現在使っている人たちが不利益を被ることのないように方策をしっかりと構築してほしいと思います。

それから、交通系ICカードもぜひお願いをしたいと思います。

以上で終わります。

○藤原浩平委員長 次に、舘山善也委員。

○舘山善也委員 あおもり令和の会、舘山善也です。よろしくお願ひいたします。質疑に入ります前に、1件、この場をお借りしまして、所見を述べさせていただきますと思います。

先般、9月6日に青森市内の小学生を対象に青森市内学童水泳競技大会を開催することができました。青森水泳協会様の協力と、また、地域スポーツ課、そして施設管理者の小田桐館長をはじめ、スタッフの皆様には大変お世話になりました。

当初この大会は、7月19日、小学生の夏休みのときに行う予定でありましたが、その1週間前には青森市内で新型コロナウイルス感染者が発生したということによって、延期を余儀なくされました。その間、様々感染対策の議論を重ねていく形で、結果的には、大会中は、プールを時計とは逆回りの一方通行にしたり、また、ロッカーの人数を制限する、また、保護者の来場を制限するなどしまして、感染対策に努めました。当日は、小野寺市長にもお越しいただき、祝辞と第1レースに至ってはスターターを務めていただきました。大会が終わり、関係する保護者の方から御意見を伺いますと、まずは大会をしていただき本当にありがとうございましたということ、また、市長が来て、ちょっと子どもも自分も緊張したけれども、大会自体は非常に緊張感があってよかったということでありました。改めて、関係各社の皆様方にこの場を借りて御礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは質疑させていただきます。

議案別冊令和2年度青森市一般会計・特別会計補正予算（令和2年第3回定例会その2）から関連しまして、2款総務費5項統計調査費、国勢調査についてお尋ねしたいと思います。

今週9月14日から国勢調査が開始されました。報道では、大学生18人も調査に加わると報道がありました。学生からは労働した対価を学費の一部にすることでありまして、社会の関わりを持つことで、非常にいい取組だと感心しております。

そこで御質疑させていただきます。各個人の仕事量——俗に言う訪問件数など、また、報酬等を平均してお知らせいただきたいと思います。

また、何かしらの調査が行われて——毎年調査が行われているとのことであります。調査員になるためのツールがありましたらお知らせください。

また、これは私のほうに市民の方から御意見でありました。初めて調査員になりまして、自宅のほうにDVDが届きましたと。このDVDを視聴してから、調査員の研修会に参加してほしいということでありました。その方は、自宅にはDVDの再生機器がなく、市民センター等に問い合わせたが、取り扱っていなかったということであります。

今年度は、新型コロナウイルス対策で、初めての試みでこのDVDを作成したということも聞き取りで聞きました。本市でDVDを再生する施設があるのかお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 国勢調査に関する御質疑にお答えいたします。

初めに、国勢調査員の平均報酬額、担当世帯数——仕事量ということでお答えいたします。

調査員報酬であります。担当する調査区の数ですとか、調査世帯数により異なっております。前回、平成27年の国勢調査におけます本市の実績で申し上げますと調査員1人当たりの平均報酬額は約6万7000円でありました。

担当世帯数であります。本市の場合、調査区の設定基準日であります令和元年10月1日現在の住民登録世帯数13万7071世帯に対しまして、調査員1030人となっております。これを調査員1人当たりが担当する平均世帯数にいたしますと約130世帯ということであります。

次に、調査員の募集方法ということで、調査員になるツールということでお答えさせていただきます。

本市におきましては、国勢調査をはじめとする各種統計調査の実施に当たりまして、必要な人員を定められた期間内に確保しなければならないため、民間の任意団体であります青森市統計公友会に業務委託をし、的確な人材を推薦いただいておりますけれども、調査員の確保が困難となった場合は、地区の統計公友会から市のほうに連絡をいただき、市から町会に協力をお願いしている場合もあります。

また、今回の国勢調査におきましては、館山委員からお話がありましたように、

学生の皆さんに公的統計の重要性を認識していただくとともに、公務員としての活動体験を通して公共の精神を養っていただくこと、また、今般の新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済的な支援の一助とすることを目的として、本市としては初となる学生調査員の募集を行ったところであります。

さらには、総務省統計局のホームページに掲載されております国勢調査員募集の問合せ先としまして、担当課である企画調整課統計チームの連絡先を掲載しております。一般の方からの問合せがあった場合、統計公友会への橋渡しを行っているところであります。

次に、調査員の説明用のDVDについて御説明させていただきたいと存じます。

委員からも御指摘、お話がありました統計調査員に今回、国勢調査の業務内容を説明するため、通常であれば、市が説明会を開催し、それを行う際にその場でDVDを上映することとされておりますけれども、今般、新型コロナウイルス感染症への対応ということで、調査員向けのDVDを全ての調査員に事前配布するよう、国から通知がされたところであります。このため、事務説明会の開催前に、全ての調査員に説明用のDVDを送付したところであります。一方で、DVDを視聴できないとの申出がありました調査員に対しましては、事務説明会終了後ではあります、DVDの上映会を4回実施したところであります。

今後も、市へ協力いただく統計調査員への説明に当たりましては、調査員の個別の事情に配慮して適切に行ってまいりたいと考えております。

最後に、DVDの視聴をできる施設ということでの御質疑であります。

国勢調査員がDVDを視聴したい場合、実際に視聴可能な施設があるかということですが、市民センターですとか、公民館など、市内の主な公共施設に確認をいたしました。申出があれば、ロビーに設置している機材で視聴が可能であるとか、またはテレビ、DVDデッキが設置されている会議室等、こちらを借用することで視聴可能な施設は29か所ありました。これ以外に、当然のことではあります、事前に御連絡をいただければ、本庁舎などにおいても対応は可能になっているということでもあります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 館山委員。

○館山善也委員 御答弁ありがとうございました。

報酬については約6万7000円と、思った以上に高額に驚いております。また、これを聞き取りした際に初めて知ったんですが、青森市統計公友会という組織があるということでありました。年間、何かしらの統計があるということで、ここをツールとして用意しており、また、今回の部分は5年に1度の大きな、大規模な調査ということで、人員を町会も含めて協力をいただいているということでありましたが、やはり国のお金であっても、公的なお金を使う以上は、この部分に関しては、周知はしっかりと皆さんが知るべきだと私は思います。この統計公友会で間に合えばい

いんですが、結果的に町会を利用するということであります。町会もやはり、私が携わっている町会の認識ではありますが、どうしても一部の活発に動く方とそうでない方とが非常に分かれており、町会自体もやはり小規模な運営にとどまっているかと思えます。やはりそういったことを考えると、市としては、全体に告知するような努力もあってもいいのかなと思いました。

また、DVDに限っての部分では、やはりDVDがない方というのは若干高齢の方が多くのように思われますが、訪ねて行って、すぐ見れる環境というのが、私は確認したところ、無料が1か所、北部地区農村環境改善センターのみで、残りは、先ほど答弁があったように、事前の申込みが必要ということではありますが、これもやはり有料ということで、部屋を借りなければ見れない環境にあるということを考えれば、若干ちょっとそのDVD自体のあり方も考えてもらえないかなと思っております。県立図書館では、図書館内にあるDVDであれば視聴できるということですが、今回の国勢調査のDVDのものは、レコーダー自体がそこに置いていないということですので、実質的にない方は見れない環境にあったということでもあります。

新型コロナウイルス感染症の対策のために、今回、DVDの発送ということは分かりましたので、今後は、こういった市民の事例もあることを踏まえての部分と、あとは、説明会も事前に告知して、分からなかった場合は問合せができるような環境が望ましいと思えますので、よろしく願いいたします。この件は以上にさせてもらいます。

次は、自動車運送事業会計のほうで御質疑させていただきます。

市営バスで今回キャッシュレス化——もう随分、先ほど竹山委員もお話ししておりましたが、十分内容は理解できました。関連しまして、ドライブレコーダーをちょっと聞きたいと思っておりました。ドライブレコーダーを設置していくということでもあります。外部の、その効果ということは、当然、皆さん、御承知のところだと思います。室内のドライバーに対し、また、乗客の皆様に対して、どういう感覚でこれを確認していくのか、分かる範囲で結構ですので、お示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 館山委員のドライブレコーダーの映像確認に関する御質疑にお答えをいたします。

交通部では、安全・安心な輸送サービスに向けて、ドライブレコーダーを導入することにより、社会問題化しているあおり運転などの悪質・危険運転等への対策強化や車内の防犯性の向上、サービスの改善などへさらなる効果が期待されますことから、11月30日までに市営バス全車両へドライブレコーダーを導入することとし、9月23日からドライブレコーダーを設置した車両から順次運用を開始することとしております。

本ドライブレコーダーの記録データには、車内・車外の映像や音声のほか、常日頃の走行中の速度やエンジンの回転数などの運転データが記録されており、日々の

運転日報で乗務員の安全運転の状況が確認できるものであります。御質疑のありました映像の確認につきましては、事故や苦情があった場合や、また、事故には至らないものの、その一步手前の事例、いわゆるヒヤリハットが確認された場合などに、その都度、映像を確認することとしております。なお、個人情報を含む記録データにつきましては、その適正な取扱いを確保するため、企業局交通部ドライブレコーダー等の設置及び運用に関する要綱を定め、保存期間を原則10日以内とし、記録データを消去することとしております。

今後は、こうした映像データを活用し、乗務員への安全運転指導や接遇研修などに役立て、これまで以上に安心・安全で快適な輸送サービスの向上に努めてまいります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 館山委員。

○館山善也委員 御答弁ありがとうございました。10日間もデータを残しておくということが分かりました。丁寧な御答弁ありがとうございました。

要望ですけれども、140台以上もバスの運行をチェックするのはなかなか難しいと思いますが、やはりこれは抽出で結構ですので、ドライバーに告知しながら、たまには点検するんだよということであれば、乗務員のサービス向上にもつながるかと思っておりますので、要望して、この項も終わりたいと思っております。

続きまして、2款総務費1項総務管理費から市役所の駐車場の整備についてお尋ねいたします。

若干、もう見たら、駐車場が大分整備が終わってしまって、もうシステムも組んでいるということでしたので、ちょっと無駄な質疑になりそうなんですけど、一応通告したので、聞きたいと思っております。

コスト面から、今現在、駐車場整備にかかっていると思っております。駐車場はどのようなシステム管理を行うのか、質疑させていただきます。

また、管理に際する整備した機器の設置に要した費用をお尋ねいたします。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 館山委員の市役所駐車場の管理システムについての御質疑にお答えいたします。

青森市役所前駐車場は、旧庁舎解体後の令和2年6月2日から着工し、10月1日からの供用開始に向けて、現在、整備を進めております。

市役所駐車場の管理システムについてでありますけど、新たな駐車場の利用台数の管理につきましては、駐車場の入り口と出口の双方にカーゲートを設置いたしまして、入り口の駐車券発行機で入場の台数、出口の自動精算機で出場の台数をカウントすることで、駐車場内の利用台数を監視するシステムとなっております。また、駐車料金の管理につきましては、入り口での駐車券発行と出口での自動精算機による駐車券の読み込みにより料金を現金で精算するシステムとなっております。

ります。このほか、駐車場の出入口周辺への監視カメラの設置や、駐車券発行機と自動精算機に呼出し用のインターホンを設置するなどの機能も付加することとしているところでもあります。

続きまして、駐車場機器等の整備に要する費用についての御質疑にお答えいたします。

このたび駐車場を管理するために整備した駐車券発行機、自動精算機、カーゲートなど、機器等の設置に要する費用につきましては、工事発注の際の設置工事費も含めて約1400万円を見込んだところでもあります。

○藤原浩平委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。

ちょっと確認なのですが、今まではこの庁舎の駐車場では、最後、人も入っていましたけれども、無人でやるということによろしいんですか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 駐車場管理についての再度の御質疑にお答えいたします。

館山委員が今御紹介のとおり、基本、この精算機等によります無人管理とさせていただきますこととしております。ただ、当面は、最初の慣れるまでは、これまでのとおり、シルバー人材センター等にお願いいたしまして、誘導等をしっかりやることとしております。

○藤原浩平委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。無人であれば、特別いいと思いますし、また、もう工事も終盤にかかっているということですので、いい施設を造っていただくよう要望して、終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○藤原浩平委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後2時30分からといたします。

午後2時17分休憩

午後2時29分再開

○藤原浩平委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、小豆畑緑委員。

○小豆畑緑委員 自由民主党の小豆畑です。どうぞよろしくお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費について質疑させていただきます。新型コロナウイルス感染症対策について幾つか質疑をいたします。

一般質問でも取り上げましたけれども、新型コロナウイルスの感染を過度に恐れるあまりに心や体に異変を来している方がいます。新型コロナウイルスから心と体の両方の健康を守るためには、コロナに関する確かな知識を持って、日常生活に新しい生活様式を適切に取り入れ、新型コロナウイルスを正しく恐れることが重要だと考えます。

真夏の炎天下の屋外で、高齢者の方が1人でのいるのにもかかわらず、マスクをしっかり着用しているのを見かけたり、また、私の知人の高齢者の方からお聞きした話では、コロナへの感染を不安に思うあまりに、特にコロナに関する症状がないにもかかわらず、1日に何度も体温を測っている人もいるんだそうです。

このほかにも、国内でコロナへの感染が急速に拡大した春先の第1波のときには、やはり高齢者の方ですけれども、コロナを恐れるあまりに、手洗いやアルコール消毒をし過ぎて、肌がぼろぼろになっている方がいました。

新しい生活様式をはじめとする様々なコロナ対策が心身の過度な負担とならないようにしていくためには、国が示した新しい生活様式を市民の皆さんに周知するだけではなくて、例えば、熱中症予防のためにマスク着用時の留意点を紹介したりとか、手洗いやアルコール消毒を繰り返すことによる手荒れを防ぐためのスキンケアが大切だということを紹介するなど、国の示している新しい生活様式から一步踏み込んで、新しい生活様式プラスアルファの青森市独自の付加価値を付けた生活様式を市民の皆さんに提案・周知していただきたいと思えます。

コロナ禍において市民の皆さんが、国の示す新しい生活様式を取り入れつつ、このことが過度な心や体の負担とならないように、心身の負担を緩和するような市独自の生活様式も提案して、セットで周知したほうがよいのではないかと考えますが、市では何か取組を行っているでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 小豆畑委員からのこれからの新しい生活様式の周知についての御質疑にお答えいたします。

市では、新しい生活様式の市民への周知に併せ、熱中症予防のためのマスク着用時の注意点などについても、様々な媒体や機会を捉え、情報提供してきているところでもあります。

具体的には、「広報あおもり」6月15日号に「これからの季節、熱がこもるマスク！熱中症にご用心!!」の記事を、また、7月1日号には「『新しい生活様式』を取り入れながら熱中症を予防しよう」の特集記事を掲載いたしました。また、環境省・厚生労働省による熱中症予防行動ポスターの各市民センターへの掲示や市ホームページへの掲載、また、「健康チェック&チャレンジ」の場におけるチラシの配付、健康づくりリーダー・サポーターの活動時や寿大学・老人クラブ等での依頼健康教育の場での新しい生活様式と熱中症予防の情報提供などでもあります。

委員から御提案のありました手洗いやアルコール消毒につきましては、心配し過

ぎることがないよう、手洗いのポイントや適切なアルコール消毒の使い方等について、改めてわかりやすく周知するとともに、今後は、秋・冬に向けては乾燥する季節になることから、保湿やスキンケアのことなども含めた、プラスアルファした生活様式について、情報提供に努めてまいりたいと考えております。

○藤原浩平委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。私の気づいた点として、熱中症のこととか、スキンケアのことをお話ししましたが、そのほかにも新しい生活様式を取り入れていく中で、心と体の健康維持のために気をつけたほうがいいことがないのか点検していただいて、市民の皆さんへ提案・周知していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

それで、先日的一般質問で私が、いわゆるコロナ鬱の予防など、心の健康を維持するための市の取組について質問したところ、市から、自殺予防週間などに向けてコロナ禍におけるメンタルヘルスのためのチラシを作成しているという答弁がありました。そして、今、青森市独自の付加価値をつけた生活様式の考案・周知についてもお聞きしたんですけれども、今、御答弁いただいた市独自の生活様式に関する内容もメンタルヘルスに関するチラシに盛り込んで、セットで周知していただきたいと考えます。そういった周知方法がコロナ禍において市民の皆さんの心身の健康維持に効果的じゃないかなと考えるんですけれども、市の見解をお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 心身の健康維持に効果的な周知方法についての再度の御質疑にお答えいたします。

市民の皆さんの心身の健康維持には、手洗いやアルコール消毒に合わせた保湿やスキンケア、また、今、御提案のありましたストレスへの対処方法等のプラスアルファの情報も取り入れた分かりやすい新しい生活様式を周知することが必要であると認識しているところであります。

自殺予防週間は9月10日から16日であり、既にストレスへの対処方法に特化したチラシは配置したところであるため、今後は、新たな分かりやすい、委員から御提案のありました青森市独自の付加価値をつけた生活様式のチラシを作成し、直接、市民に周知を図ることができる健康教育や地域の健康づくり活動等のほか、「広報あおもり」や市ホームページへの掲載を含め、あらゆる機会を捉えて周知してまいりたいと考えております。

○藤原浩平委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。あらゆる機会を捉えて周知するという、大変前向きな御答弁をありがとうございました。

次に、この秋以降に懸念される新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に関する備えについてお聞きします。

国は、今シーズンのインフルエンザワクチン供給量を約6300万人分と見込んでい

ますが、当然ながらこの供給量では国民全員には行き渡らないため、高齢者や医療従事者、基礎疾患を抱える方や妊産婦、小学校低学年までの子どもに優先してインフルエンザの予防接種を行うとの方針を打ち出しています。新型コロナウイルスとインフルエンザの症状には共通点が多くて、高齢者や基礎疾患を抱える方が重症化しやすいことや、発熱やせき、喉の痛みなどが現れることなど、検査を抜きにしては見分けがつきにくいとされています。

本市においては、従来から帰国者・接触者相談センターと帰国者・接触者外来のほか、現在、青森市急病センターを当面の間、コロナに感染した疑いのある方を診察する地域外来として運用しており、診察の結果、PCR検査が必要と診断された方のための検査センターを設置していますが、これからのインフルエンザ流行期においては、これらの医療・検査機関にインフルエンザ罹患者など、発熱等の症状を有する受診者が大幅に増加することが想定されます。

このようなインフルエンザ流行期においては、市内のインフルエンザや新型コロナ感染状況・流行状況に合わせて、地域外来や検査センターの運営方法を柔軟に見直していく必要があると考えますが、これからのインフルエンザ流行期における地域外来や検査センターの開設時間等の運営方法について、市はどのように考えているのかお尋ねします。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 インフルエンザ流行期における地域外来・検査センターの運営方法についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市の地域外来・検査センターは、八戸市や弘前市と異なり、青森市急病センターを地域外来とし、症状等心配がある方は、平日、土日・祝日を含む毎日予約なしで誰でも19時から22時まで受診ができ、診察で医師からPCR検査が必要と判断された方には、翌日、検査センターで検査を受けていただいております。検査センターも毎日運営していることから、感染への不安に即座に対応し、安心できる県内随一の体制を整えているところであります。

本市の地域外来・検査センターは青森市医師会の有志の先生方の多大なる御協力により運営されており、地域外来にあっては日常の診療の終了後に御協力いただき、検査センターにあっては診療所等の休憩時間に御協力をいただいているという現状にあることから、当面、現行の開設時間により運営してまいりたいと考えております。

一方で、国が8月28日付で取りまとめた「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」の中で、次のインフルエンザ流行に備えた外来・検査体制の整備が示されており、かかりつけ医等の地域の身近な医療機関において、必要な感染予防対策を講じた上で、相談・外来診療・検査を行う体制を整備すること、事前に電話予約の上、受診することを徹底することを含め、今後の相談・受診方法を広く住民に周知すること、地域の診療所等で十分な検査体制を確保できない場合には、地域外

来・検査センターを拡充し、検査体制を確保することとされております。

現在、発熱などの症状がある方は地域外来・検査センターを多くの方に御利用いただいているところであり、かかりつけ医等の地域の身近な医療機関における外来診療・検査体制整備につきましては、今後、市医師会と協議してまいりたいと考えております。

○藤原浩平委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。医師会と相談しながらということでした。今後は、地域の身近な医療機関にも御協力をいただいて、外来診療・検査体制を整えていくということでしたので、市が設置する地域外来と併せて、インフルエンザとコロナ、両面の市民ニーズにしっかりと対応できるような体制づくりに取り組んでいただくようお願いいたします。

次に、インフルエンザ予防接種についてお聞きします。既にほかの委員も質疑していますが、市民の方から私に質問とか、直接、意見のあった内容ですので、私からも質疑させていただきます。

この秋以降は、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行も考えられるため、市民の健康維持と医療機関の負担軽減のためには、市民の方にインフルエンザの予防接種を受けていただくことが大切だと考えますが、一方で、今シーズンのインフルエンザのワクチン供給量は、先ほどお話ししましたように約6300万人と見込まれていて、国民全員分のワクチンは確保できない状況です。国においては、高齢者や医療従事者、基礎疾患を抱える方や妊産婦、小学校低学年までの子どもに対して、優先的に予防接種を行うことを考えていますので、本市においても、まずはこれらの方の接種率を高めていくことがコロナとインフルエンザの同時流行が懸念されるこれからの季節においては重要だと考えています。

一方で、今シーズンにおいては、インフルエンザ予防接種の優先接種対象外となる方についても、コロナによる感染症への警戒感から、インフルエンザ予防接種を希望する方が例年以上に増えるのではないかと考えられますので、優先接種対象外の方に優先接種の趣旨を御理解いただくこともまた同時に大切だと考えています。

そこでお尋ねしますが、市では、高齢者をはじめとするインフルエンザ予防接種の優先接種対象者の接種率向上のための取組や、優先接種の対象外となる方に対して、優先接種の趣旨について御理解いただくための取組については、どのように考えているのかお示しいただきたいと思っております。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 インフルエンザ予防接種の優先接種についての再度の御質疑にお答えいたします。

8月26日に開催されました第45回厚生科学審議会感染症部会・第39回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会の合同部会では、今シーズンのインフルエンザワクチンについて、ただいま小豆畑委員から御紹介がありました

とおり、1つには、定期接種の対象となっている高齢者等、2つには、日本感染症学会が推奨する、医療従事者、65歳未満の基礎疾患を有する方、妊婦、乳幼児から小学校低学年の方々に、接種を希望される方に対し、優先的に接種を呼びかける方向が示されたところであり、

これら国の方向については、市医師会にも相談しているところであり、例年11月1日から12月31日まで実施している高齢者インフルエンザ予防接種事業について、優先的な接種の呼びかけに対応し、実施時期を前倒しして実施することへ御理解いただいているところであり、

国では、8月26日に引き続き、9月10日に同合同部会を開催し、審議を経て、9月11日付で「今冬のインフルエンザワクチンの優先的な接種対象者への呼びかけについて」の通知を発出したところであり、本通知では、原則として、予防接種法に基づく定期予防接種対象者の方々に、インフルエンザワクチンの接種を希望される方は10月1日から接種を行い、それ以外の方は10月26日まで接種をお待ちいただくよう呼びかけること、10月26日以降は、特に、医療従事者、65歳未満の基礎疾患を有する方、妊婦、生後6か月以上の乳幼児から小学校2年生の低学年の方々に、インフルエンザワクチンの接種を希望される方に対して、接種できる旨を呼びかけることとすること、ただし、自治体によってはワクチンの接種開始時期が異なり得ることということが示されております。

インフルエンザ予防接種は、重症化を予防する効果や発症をある程度抑える効果が期待できる一方、健康状態によっては副反応などを生じる場合もあるため、かかりつけ医と相談し、接種を検討いただくことが必要であります。

市では、市医師会の御協力の下、重症化しやすい高齢者等の定期接種について、従来、11月1日から12月31日までとしていた接種時期を前倒しして行う環境を整えていくことを予定しており、こういった環境は、それ以外の任意で接種される方々にとっても同様に、希望する方は例年より早めに接種できるような環境ともなると考えております。

国の示す優先的な接種対象者への呼びかけにつきましては、「広報あおもり」や市ホームページへの掲載、また、医療機関へのポスター掲示等により周知を図ってまいります。

○藤原浩平委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。「広報あおもり」とか、ホームページなどで周知を図っていきたいということでした。

この秋以降は、新型コロナとインフルエンザの同時流行、いわゆるツインデミックという私たちがこれまで経験したことのない事態を警戒して、対策をしていかなければなりません。現時点ではコロナのワクチンはないわけですから、できることからしっかりやるという点では、インフルエンザの優先接種対象外の方の御理解の下、まずは高齢者をはじめとする優先接種の対象者にしっかりと予防接種を受けて

いただくということに尽きると考えます。そのことが地域におけるインフルエンザ流行の抑制や医療現場の負担軽減につながって、コロナとインフルという2方面の備えを維持することができることにつながると考えています。

そこでお尋ねしますが、インフルエンザ予防接種の優先接種対象者の接種率向上のために、今年度に限り、高齢者をはじめとする優先接種対象者の接種費用の自己負担額に対して、市が助成し、無料で接種できるようにしてはどうかと考えますが、市の考えをお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 インフルエンザ予防接種への助成制度についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市の高齢者インフルエンザ予防接種事業は、定期接種として満65歳以上の高齢者等に対して行っており、接種費用の自己負担額は1260円、生活保護受給者等及び市民税非課税世帯の方は無料としております。

先ほども申し上げましたが、8月26日に開催された第45回厚生科学審議会感染症部会・第39回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会で次のインフルエンザ流行に備えた体制整備の方向が示されたものの、国では9月7日付で「インフルエンザワクチンの優先的な接種対象者への呼びかけの実施等に関する検討状況について」を発出し、特定の地域における季節性インフルエンザワクチンの需給が逼迫し、かえって接種を受ける機会の確保に支障を生じる等の混乱が生じることが懸念されることから、各自治体へ助成措置について慎重な対応を求めているところであります。

9月9日には、市では、全国市長会を通じ、「インフルエンザワクチン供給に関する緊急要請」として、各自治体にどれぐらいずつ配分されるのか、あるいは接種に係る方法論を明確にさせていただきたいと国へ緊急要請したところであります。加えて、同日夜は、厚生労働省主催により全国市長会を招いて開催したウェブ会議「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に関する説明・意見交換会」に市長が東北市長会会長として出席し、インフルエンザと新型コロナウイルスとのダブル流行が想定される中、インフルエンザ予防接種について、高齢者や幼児などを優先するという方針を打ち出すのであれば、国が財政措置を明示化した上で、方向性を示していただきたいと国へ見解を求め、直接、要望したところであります。

これらを踏まえ、9月11日発出された「今冬のインフルエンザワクチンの優先的な接種対象者への呼びかけについて」では、インフルエンザワクチン接種は、高齢者等が対象となる定期接種の場合でも、B類疾病、いわゆる集団の蔓延防止ではなく、個人の重症化予防のための接種であることから、接種の勧奨ではなく呼びかけにとどまっているものであり、それ以外の優先して呼びかける対象者におきましても、これまで同様、任意での接種の呼びかけにとどまっております。

また、優先接種呼びかけへの財源措置につきましても、現時点で国からの財政措

置はなく、仮に乳幼児等の任意予防接種に補助を行うとした場合、多額の財政負担が生じるところであります。

このことから、定期予防接種として実施している高齢者インフルエンザ予防接種以外での助成措置の追加は予定はしておりませんが、市医師会と連携の下、例年より前倒しして接種できる環境を整え、市医師会側として準備が整う最速となる10月12日月曜日からの接種開始を目途として、希望される方々が早めに接種できるよう調整をしてまいりたいと考えております。

○藤原浩平委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 接種を希望される方が10月12日から接種できるように努力していくということでしたね。私も厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部が9月11日付で都道府県や保健所設置市に対し通知した「今冬のインフルエンザワクチンの優先的な接種対象者への呼びかけについて」という文書は見たんですけども、特に自治体に対して、インフルエンザワクチンの助成措置については、慎重に対応するようといった記述は見当たらないと思ったので、国が助成措置について考え方を示しているというのは承知していませんでした。ただ、やはりこれまでの新聞報道などを見ますと、インフルエンザ予防接種の助成制度拡充を検討する自治体が全国各地で相次いでいるようです。国の慎重な対応という考え方もあるようですけれども、財源のことも含めて、助成制度を拡充することのメリット・デメリットをよく見極めていただいて、助成制度は実施しないとするのであれば、それに代わるような優先接種対象者の接種率向上のための取組に力を入れていただくようお願いしまして、質疑を終わります。

ありがとうございました。

○藤原浩平委員長 以上で、本委員会に付託されました議案についての全質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、議案第124号「令和2年度青森市一般会計補正予算」から議案第135号「令和2年度青森市大平財産区特別会計補正予算」までの計12件を一括してお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤原浩平委員長 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は以上のおりと決しました。

なお、反対が明確な議案については、一括採決いたしたいと思っております。

それでは、本委員会に付託されました議案第124号「令和2年度青森市一般会計補正予算」から議案第135号「令和2年度青森市大平財産区特別会計補正予算」までの計12件についてお諮りいたします。

議案第124号から議案第135号までの計12件については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○**藤原浩平委員長** 赤平勇人委員、何号に御異議がありますか。

○**赤平勇人委員** 議案第125号に異議があります。

○**藤原浩平委員長** ほかに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**藤原浩平委員長** それでは、議案第125号について御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第125号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**藤原浩平委員長** 起立多数であります。

よって、議案第125号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、ただいま決定されました議案第125号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**藤原浩平委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第125号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

委員の皆さんには、2日間にわたり終始熱心に審議していただき、ありがとうございました。

また、理事者の皆さんにおかれましても、誠意ある御答弁をいただき、ありがとうございました。

それでは、これをもって予算特別委員会を閉会いたします。

午後2時59分閉会